

意見番号	意見内容	年齢	性別	職業
1	教育委員会への国の関与を強めることは、地方分権を進める意味からも整合性がない。各教育委員会が多様性と工夫でそれぞれの地域にあった教育行政を進めるのがよい。	41	男	研究員
2	問題となっている教育委員会のありかたについては、教育の基本は国が统一的に定めてそれを厳正に実施できること、些細な点は地方の実情にまかせて効率良く実をあげられるようにすればよいのであって、教育に地域格差が生じるようなことは避けるべきと考えます。		男	大学名誉教授
3	教育委員の公選制復活など民主教育の原点を追求することこそ肝要です。教育の専門家が教育のあり方を審議する法的諮問機関として中教審があったはずです。「私的諮問機関」をつくり、密室で話し合い、教育の現状を憂いる多くの国民に「朝令暮改の教育改革」を掲げ、人気取りをするのはもうやめてください。教育への予算配分、格差社会・ワーキングプア問題など根本的な問題に真面目にとりこんでください。	60	男	社会保険労務士
4	教育委員会については、教育にかかわる条件整備を第一に取り組んでいただくよう要望いたします。また、地方分権の視点からも各地教委が独自性をもって地域の子どもたちに関わっていただけるよう財政、権限を委譲していただきますよう、よろしく願いいたします。	37	男	小学校教員
5	教育委員会・文部科学省などの教育行政は、あくまでも教育条件の整備に専念するべきである。昨今のように教育内容に口出しをすることは、先の国会論議でも明示されたように「不当な支配」の相当すると言わねばならない。今回の法改正が、国家・教育行政による教育への不当な支配を助長する危険性が大変大きく、法案の「改正」には反対する。	41	男	高校教職員組合書記長
6	今回の法改正により、国一都道府県一市町村と、教育行政にタテのラインが導入され、一層の管理統制が進むことが危惧される。教育は教職員をはじめ子ども・生徒に直面する現場が直接に責任を持ってなされる行為である。管理・統制ではなく、条件整備に専念し、安心して教育に専念できる環境作りを考えられたい。法案の「改正」には反対する。	41	男	高校教職員組合書記長
7	教育委員の資質向上には賛成である。教育委員会の会議を傍聴していても、教育委員としての見識を疑う発言をされる委員が多いことに幻滅している。教育委員会制度を見直すのであれば、教育委員の公選制を再度検討するべきである。国民・市民に開かれた教育行政の実現のためには、教育委員会の民主化が必須である。そのことを抜きにして「資質向上」を議論しても空論に過ぎない。法案の「改正」には反対する。	41	男	高校教職員組合書記長
8	教育における国の責任の果たし方について、地方分権の推進、財源委譲を求めながら、文部科学大臣が都道府県教育委員会の教育長へ、また都道府県教育委員会が市町村教育委員会の教育長へ、任命権に関与することは不適切である。	48	男	会社員
9	この改正の中で、「地方への是正勧告権」については「地方分権一括法」に理念に反しているし、国の管理統制につながるもので、反対である。また教育委員の選出については、地方自治体の自由であるべきである。公選なども含めて自由にすべきである。	55	男	中学校教員
10	今般、中央教育審議会において教育委員会見直しを図る地方行政の組織および運営に関する法律の改正について議論がなされていますが、この中で、「教育委員会」の新たな職務として、「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・支援については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」と提案されています。 この件については、地方教育行政の歴史的経緯や日本の初等教育・中等教育の分野に多大の貢献をしてきたことなどを踏まえれば、私立学校の自主性・独自性を守るためにも到底受け容れることはできません。よって、現行制度の維持をお願いします。	65	男	私立学校理事長
11	・「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながります。国が地方への是正指示権を持つべきではありません。	35	男	教員

12	偏向教育は正のため国に是正命令を出す権限を付与すべきです。教育に関する権限を思い切って現場に委譲する以上、地方が法令に基づいて教育を行っているのかどうかを日常的に調査・監視し、問題があれば是正命令を出す権限を国に付与する方向で、地方教育行政法を改正すべきと考えます。	40	男	会社員
13	・地教行法の改正について、「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながるものとする。また、市町村への人事権移譲については、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれる恐れがあり、教育条件の悪化、格差につながらないようにする必要があると考える。	36	男	教員
14	教育における地方分権といいつつ、内容は教育委員会についても文科省の権限を強めたり、調査等への協力を明文化したりするなど、地方分権とはかけ離れた中央集権化している。このことは国の教育に対する管理統制強化につながるの明白であり、この改正の方向には断固反対する！！	41	男	教育公務員
15	文部科学省が、教育委員会に対して「是正の勧告や指示ができるように」したことや、文部科学省は都道府県教育委員会の教育長の任命にあたって「一定の関与を行う」など、国の権限を強めている点などに問題があります。	52	男	小学校教諭
16	教育は、本来地域の共同の営みの中で、つくられるものです。今回の地方行政改正案は、地方の教育委員会の教育長まで、直接文科省が任命する制度を作ろうとするなど、地表行政への国家の介入が露骨です。 文科省は、それだけでなくこれまで、やらせ・さくらのタウンミーティングや、いじめ問題の数値目標の押し付け、高校未履修問題など、現場無視の国家の教育の押し付けを強行してきました。これ以上の国家統制教育はやめてください。	48	女	小学校教諭
17	国からの教育委員会への管理統制を強化することに「反対」します。それは教育の国家統制に直結することで、軍国主義につながることで、また、昨今の地方分権に逆行することです。同じ政府機関からも反論があるくらいですね。全国の教育委員会からも抗議されています。従来なら、教育委員会は国・省に忠実で、現場の学校と対立するような関係であるのに、そこからの反発をうけるようでは実行は不可能です。	35	女	会社員
18	地方に一定の権限を、との思いから制定された「地方分権一括法」の理念に全く反しています。財政面だけ切り離して、管理面だけは強化するような、全くおかしい話です。国が地方への是正勧告権や、是正指示権をもつのは、どうかと思います。あくまで行政は、教育の支援に徹すべきです。「教基法」の改正にともなって、法律が権力を縛るものから、民を縛るものへとおちた姿が、ここにもまざまざと表れているように思います。	36	男	教職員
19	改正は「地方分権一括法」の理念に反し、国の管理強化になる。国は地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではない。 教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とするべきである。 市町村への人事権委譲により、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要がある。	53	男	地方公務員
20	日教組による偏向教育がまかり通っている現状は、教育基本法改正後も何ら変わることなく続いております。教諭の着任式に「君が代」が演奏されても起立しない教諭に対し、教育委員の数名が笑っているだけの状態が近江八幡市教育委員会でありました。(7年前のことですが)法令違反がないかどうかを日常的に調査し、問題があれば是正指示を出せるような権限を国に付与することが大切です。 それと、義務教育はあくまで国が責任を持って行うべきものであり、これを地方分権の対象とすることには絶対反対します。これらは日教組等が動きやすくするための処置となってしまいます。左翼系の自治体があることを認識しておく必要があります。 市区町村教育委員会は、事務局機能のみとし、都道府県教委だけに教育委員を配置すればよいと思います。 人事権は当然都道府県教委に置くべきです。そうしないと、偏った人事配置となり、教職員の人事異動が円滑かつ有効には行われません。			中学校教員
21	・市町村の人事権委譲に反対します。市町村によって財政基盤が大きく異なっています。特に地方には安定した財政基盤がないため教職員の人事確保や定数確保に支障をきたすおそれがあります。このことが、教育の質における地域間格差をさらに広げることになると考えます。	47	女	無職

22	<p>「3. 教育における地方分権の推進」で“首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。”と提案されていますが、地方教育行政の歴史的経緯を踏まえれば、私立学校の自主性・独自性を守るためには到底受け容れることはできません。現行制度の維持をお願いします。</p>		男	私立中学校長
23	<p>私は地元蓮田市の教育委員会を傍聴して6年になります。地方の教育委員会は議論が未熟で、このまま地方に教育を任せては大変なことになると感じています。委員はいずれも校長経験者や首長の選挙で貢献した人々で、名誉職意識が強く、教育の核心を突いた議論はありません。たまりかねて先日教育委員長に面談を申し入れ、教育委員会に対して私の感じていることを伝えようとした。話を始めて10分もしないうちに教育委員長は切れてしまい、「あなたは何も分かっていない。何も分からない人と話しても仕方がない」という無礼な言葉を浴びせて、立ち去ってしまいました。私は何を知らないというのか、知らないところがあれば教育委員長が私に分かりやすく説明するのが筋だと思うのですがそれがなく、まるでコミュニケーションのとれない中学生のような、大人気ない対応でした。早速市長に対し教育委員長のこの言動をメールで報告し、それをどう思うかを質しました。</p> <p>3週間近く経っても返事がないため催促したところ市長は、その場にいなかったので感想は言えない、教育委員長のことを自分は尊敬しており書かれているような言動があったとは思えない、また、教育委員会に対して事実を確認する積りもない、という返事が届きました。市長は教育委員会の実態も知らず、また教育委員会は教育委員会、毎月、法律改正に伴う条例の改正の説明を聞いたり、給食の業者選定の状況を聞く程度で、地元の教育現場の状況や学力レベルの把握、問題の把握とその対策、など肝心の議論はありません。この教育委員長はかつて、自分は教育委員をやりたいとやっているわけではない、たのまれたからやっているだけだと公言し、周囲はそれを咎めるでもありません。当市の成人式は式典の体をなしていない状況が何年も続いたため、見るに見かねて私が教育委員会に働きかけ、この3回ほどは静かな式典になりました。また、成人式では国歌斉唱すべきとこれも私が働きかけましたが教育委員長が反対し、今年ようやく国歌斉唱までこぎ着けました。そのようなこともあって教育委員長は私に反感を抱いていたことは疑いありませんが、それにしても対応が幼稚です。この人物は元高校の校長とのことですが、それにしても未熟で、上に述べたように説明責任が果たせません。このような現実を見るにつけ、このまま教育を地方に委ねた場合日教組の思想にかぶれ、世間をよく知らない、未熟な教員OBに地方行政は乗っ取られ、取り返しのつかないことになるかと心配しています。</p> <p>教育は国がきちんと方向付けをし、地方を指導できる体制にすることが大切だと思います。</p>		64 男	会社社長
24	<p>* まず最初に、こんな大事な法案を通すのに、パブリックコメントの期間がわずか1週間しかないというのはどういうことでしょうか？真剣に国民の意見を聞こうと考えているとは思えません。もっと期間を延ばして多くの人の意見を聞いてください。</p> <p>「地教行法について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の法案は「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながる恐れがあります。今地方の時代だと、口では言いながら、このような法案を作ってしまうのは、国民の不審を買うだけです。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではないと考えます。もっと地方を信用してください。</li> <li>・ 教育委員については、公選を含め、地方自治体の裁量による選出としていただき、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革をおこなうべきではないでしょうか。</li> <li>・ 格差社会の進展によって、地域の教育力にも問題が起こってきましたし、学校の統廃合の問題すら起きてきています。市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や、教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的教育条件の格差につながるようには十分考えていく必要があります。中央だけで教育を考えずに、もっと地方の子どもたちの教育にも目を向けていただきたい。教育格差は今後益々深刻な問題となることでしょう。</li> </ul>		44 男	教職員

25	<p>① 教育委員会文部や科学省などの教育行政は、あくまでも教育条件の整備に専念するべきである。昨今のように教育内容に口出しをすることは、先の国会論議でも明示されたように「不当な支配」に相当すると言わねばならない。今回の法改正が国家・教育行政による教育への不当な支配を助長する危険性が大変大きく憂慮している、法案の「改正」には反対する。</p> <p>② 今回の法改正により、国一都道府県一市町村と、教育行政に上意下達のラインが導入され、一層の管理統制が進むことが危惧される。教育は教職員が、子ども・生徒に直面する現場が、直接に責任を持ってなされる行為である。教育行政は管理・統制ではなく、条件整備に専念し、安心して教育に専念できる環境作りを考えられたい。法案の「改正」には反対する。</p> <p>③ 教育委員会の会議を傍聴していても、教育委員としての見識を疑う発言をされる委員が多いことに幻滅している。しかし、教育委員会制度を見直すのであれば、教育委員の公選制を再度検討するべきである。国民・市民に開かれた教育行政の実現のためには、教育委員会の民主化が必須である。そのことを抜きにして「資質向上」を議論しても空論に過ぎない。法案の「改正」には反対する。</p> <p>④ パブリックコメントの受付がわずか1週間とはありえない設定である。拙速、形式的な法案準備は許されない。この点からも「改正」には反対である。</p>	50	男	教員
26	<p>教育の国家百年の大計でもあるので、なんでも地方に任せて良いという類のものではありません。教育に関する権限を思い切って現場に委譲する以上、法令違反がないかどうかを日常的に調査し、問題があれば是正指示を出せるような権限はきちんと国に担保される方向で、地方教育行政法を改正すべきです。</p>	41	男	教員
27	<p>大枠を国が決めて、その範囲内で地方が細部を詰める。細部は地方が自主的に決める。ただし国の決めた大枠に沿った方向で。</p> <p>大枠から反れたものに対しては国の権限で大枠に沿うものに直させる。国が求めるのは大枠に沿うように改める事だけ。細部には口を出さない。国は大枠を決める権限を持つ。地方は細部を決める権限を持つ。地方は大枠には口を出さない。国は細部には口を出さない。</p> <p>例えば、国語力を重視するという大枠を国が決めたら、地方はその国語力をどういう方法で教えるかを決める。教え方は地方に任せ、国は教え方にまでは口を挟まない。地方が大枠から反れて英語を重視する教育をしてたら国は国の権限で国語重視の教育に直させる。国が求めるのは国語重視にすることだけ。その教え方は地方に任せ、国は口を出さない。組織のあり方として当然の事のように思うが今はこれが出来てない。何を教えるかは国が決定権を持つ。どう教えるかは地方が権限を持つ。このように国と地方の関係を整えるだけで十分ではないかと思う。</p>	43	男	警備業
28	<p>地方分権に反する教育行政法の改正に反対します。</p>		男	
29	<p>教育に関する権限を思い切って現場に委譲すべきではありませんが、法令違反がないかどうかを日常的に調査、監督し、問題があれば是正指示を出す権限を国に付与する方向で、地方教育行政法を改正すべきです。</p>	62	男	無職
30	<p>文科省や県教委の調査等への協力を強制する内容になっていますが、そのことへの危惧を覚えます。反対です。文科省は、地教委のこの間の不祥事や報告ミスなどに乗じて、縦の命令系統を強化しようとしています。自身が教育基本法をめぐるタウンミーティングでのヤラセ問題やいじめ事件を把握しながら対応してこなかったことを考えると、そんな役所の権限強化は認めることができません。そもそも教育委員会は、建前上は行政から独立しているのに、その建前さえも取っ払ってしまったらどうなってしまうか、恐ろしく思います。全国学力テストについても、多くの小中学校や犬山市が参加を見送っていますが、このテストで測られる力や受験産業に個人情報把握される問題を考えると参加しない方が懸命な判断だと思います。各地教委が独自の判断をしたときに、それを尊重することが大事で、法律を変えて強制できるようにしようなど、とんでもありません。撤回を求めます。</p>	47	女	公務員
31	<p>改正の方向に反対します。公選制教育委員会の廃止、学習指導要領の相次ぐ改革など、これまで教育・学校を権力的に中央が統制することが進められてきました。それが現在の教育矛盾の根源です。それをさらに進めるものです。文科省は「やらせ」タウンミーティング問題など恥を知るべきです。これ以上の教育国家統制は現在の矛盾を一層激化させます。やめてください。</p>		男	

32	<p>教育委員会について、「人口3万人以下の自治体の教育委員会を統廃合する」という案が出ているようですが、これは、この間のいじめ問題に関わって教育委員会の対応のまずさを解決することとは全く反対の方向だと思います。私は、若い頃小さな漁村の学校に勤務していましたが、小さな分だけ教育委員さんや教育長さんとも直接お話しする機会があり、授業も見に来て下さりました。学校でも図書館の本が少ないこと、校舎の状況などよく耳を傾けていただき、見に来てもくださり、とても身近な存在でした。顔が見える行政、身近な行政ということが、親身になって考え、現場の声も子どもや保護者の声も聞くことができることにつながっていると確信しています。現在、札幌市に勤務していますが、大きすぎて声が届きません。また、身近ではなくいっしょに何とかしていこうという気持ちにもなれないといったところが、本音でしょう。学級の子どもの人数も少なければ、子どもの声や思いも受け取りやすいですし、子どもにとって先生の言っていることが自分に話していると感じるというように、教育委員会も小さければ小さいほど、自分たちも教育委員会だと感じるのだと思います。そして、教育委員会の活動についても、国の管理・権限を強くすることで、ミスのないにもするというだけでなく、もっと裁量権を与えて現場の状況をしっかりとらえて、その地域・学校にあった方策を考えていけるように、国はアドバイスするなり支援するなりしてほしいと思います。</p>	52	男	小学校教員
33	<p>「地方教育行政の管理および運営に関する法律」(以下「地方行法」という)の改定についてですが、「東京新聞」の記事にもありますように、私も「地方分権」の流れに逆行するとおもいますので、反対です。やはり、教育というのは、国は大綱的基準を設けるのは必要でしょうが、子どもが成長・発達するのは、各地方のそれぞれ「郷土」の人々の愛と慈しみによってであるわけですから、そのためにも現行の内容でなんら問題ないと考えます。問題なのは、その運用でしょう。</p>			
34	<p>「4. 教育における国の責任の果たし方」について、以下の点に反対致します。</p> <p>○ 文部科学大臣・都道府県教育委員会は、地方自治の原則を尊重しつつ、都道府県教育委員会・市町村教育委員会の事務が法令違反や著しく不適正な場合に限り、全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため、是正の勧告や指示ができるようにすること。</p> <p>○ 文部科学大臣は都道府県教育委員会の教育長の任命について、都道府県教育委員会は市町村教育委員会の教育長の任命について、一定の関与を行うこと。</p> <p>1) 以上は、いじめ問題や履修不足問題への対応と宣伝されていますが、実質は、自民党が方針とする「国の教育権」の明確化と考えます。</p> <p>2) 自民党議員の中には、家永教科書裁判や旭川学テ裁判によって、「国の教育権」を全面的に司法が認めたという発言をする方がいますが、それは、事実ではありません。</p> <p>家永教科書裁判においては、97年の最高裁判決で、教科書検定制度は「合憲」とされましたが、検定内容に関して、第3次訴訟第一審判決(89年判決、東京地裁)以来累積して、「草莽隊」「南京大虐殺」「軍の婦女暴行」「731部隊」等の記述に関する検定を違法として国側に賠償が命じられています。</p> <p>また、76年の旭川学テ最高裁判決では、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとの最高裁判決がなされ、その際に、旧教育基本法に言及して、国も「不当な支配」の主体になりうるという以下の見解がなされています。</p> <p>戦前のわが国の教育が、国家による強い支配の下で形式的、画一的に流れ、時に軍国主義的又は極端な国家主義的傾向を帯びる面があったことに対する反省によるものであり、右の理念は、これを更に具体化した同法の各規定を解釈するにあたって、強く念頭に置かれるべきものであることは、いうまでもない。</p> <p>関連して、「教授の自由」について、「普通教育における教師に完全な教授の自由(憲法第23条「学問の自由」にもとづく)を認めることは、とうてい許されない」としつつも、「例えば教師が公権力によって特定の意見のみを教授することを強制されないという意味において、また、子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、教授の具体的内容及び方法につきある程度自由な裁量が認められなければならないという意味においては、一定の範囲における教授の自由が保障されるべきことを肯定できないではない。」としています。</p> <p>3) 07年2月6日の第4期中教審総会では、「是正の勧告や指示」に関して、国と地方の関係を対等とした地方分権一括法の主旨に反するものとして、委員の石井正弘・岡山県知事が強く反発をし、宮城篤実・沖縄県嘉手納町長がそれに賛同を示しています。また、同日、全国知事会・市長会・町村会の会長が「地方分権の観点から問題がある」と抗議を表明しています。さらには、2月15日に、内規制改革会議が文科省の権限拡大に強い懸念を示す意見書を公表して、伊吹文科大臣の指摘する通り、内閣不一致の状況となっています。こうした状況は十分に勘案されるべきです。</p> <p>4) 教育政策の最高責任が存する文部科学省におかれましては、政治的中立に立脚した法案検討を願います。</p>	49	男	公立学校教職員

35	<p>まず、パブリック・コメントの募集に関して意見を申し上げます。重要な事案にもかかわらず、募集していることを周知させる広報が足りないこと、また、受理したコメントが全体としてどのようなものであり、それをどのように活かしたのかということアカウンタビリティの一環として履行していただきたく要請します。</p> <p>以下、内容についての意見です。</p> <p>教育委員会の広域化、国の関与権限の強化などにより、地域に根ざしたきめ細かな組織体制・運営が形骸化するのではないかと懸念します。むしろ、地方分権を一層進め、地域社会に対して決定や運営の透明化をはかり、参加する機会を設けるような工夫が必要ではないでしょうか。</p>	48	男	自営
36	<p>「是正の勧告や指示ができるようにすること」で、本来子どもの実態やねがいから出発して行われるべき教育活動が、「上からの押し付け」の教育になりかねない。一定の教育水準の確保は現行制度で十分可能で、むしろ行政は子どもと学校を励ますような教育条件整備にこそ力を注ぐべきである。</p>	41	男	障害児学校 教員
37	<p>拝見した資料「地教行法改正の方向について」のうち、『1. 教育委員会の責任体制の明確化』及び『2. 教育委員会の体制強化』の2項目に関わる意見として、各教育施策事業の実施に必要な「予算」配分については、首長(知事・市町村長)部局に配置された財政当局の所管・裁量で行われており、教育施策は各教委に立案権限等が与えられているが、予算は他の部局と同列に比較・検討されていることから、実質的には教育委員会が「独立」して施策を実施しているとは言い難い状況があるように思える。</p> <p>よって、『4. 教育における国の責任の果たし方』にも通じることであるが、各教育委員会で行う教育施策に要する経費は文科省から都道府県教委へ、または同教委を経由して市町村教委へ配当されるシステムを確立し、「教育」施策の独立を図る必要があると考える。なお、各教育委員会において教育施策の計画・実施について一定の裁量・権限が移譲されることは、言うまでも無いことと考える。</p>	34	男	公務員
38	<p>国が地方の教育に口を出すのは反対です。私は地域のPTA活動に積極的に参加してきました。教育で大切なことは地域の子どもは地域で育てるということです。国がすべきは、教育にお金をきちんと予算づけることです。義務教育費国庫負担制度も減らされ、特別支援教育に予算をつけるといったかと思うと、一般財源化してしまう。間違ってますか？国がすべきは口を出さずに金を出すこと！逆は駄目ですよ！</p>	44	女	主婦
39	<p>1.から3.までについては当事者である現教育委員会関係者の意向を最大限尊重すべきと思います。</p> <p>4. 教育における国の責任の果たし方、について意見</p> <p>全体として、上部からの統制が強まりすぎる感じがします。学力テストなども含まれるのであろう「調査」や人事について強制力を強めてはならないと思います。文科省は教育における条件整備に徹するべきで、教育の内容や人事は極力現場に近いところで決められるべきだと思います。</p>	70	女	無職
40	<p>地方教育行政法「改正」について反対です。教育は、本来地域の共同の営みの中で、つくられるものです。今回の地方行政改正案は、地方の教育委員会の教育長まで、直接文科省が任命する制度を作ろうとするなど、地表行政への国家の介入が露骨です。</p> <p>文科省は、それでなくてもこれまで、やらせ・さくらのタウンミーティングや、いじめ問題の数値目標の押し付け、高校未履修問題など、現場無視の国家の教育の押し付けを強行してきました。これ以上の国家統制教育はやめてください。北海道高教組音更高校分会</p>			
41	<p>きめ細かな対応をこそ 公正適正を欠いてはいけません。教育という仕事はすぐに結果がでるのですか。そうではありません。ですから長い年月発達段階に応じて教育を進めていきます。教育の現場と、委員会がそれぞれのつとめを果たし共同できてこそ良い教育環境の中で育っていきます。すぐその目先の成果ばかりを追うことで何かよいことはあるのですか。基礎基本をおろそかにして「成果」主義に走るのは教育の場合にはなじみません。行政は行政の責任を現場は現場の責任を果たしたいと思います。教育委員会の体制は何のために強化するのですか。豊かな教育のため子どもたちの未来のため、生涯教育の充実のためでしょう。でしたら、「広域」で良くなる物は何一つありません。むしろ地域密着型の教育委員会制度に改めてください。保護者を含めて、現場の意見も反映できる委員会制度、公選制に戻して文化的な選挙で選ぶ方が、アメリカへの研修見てよいと思いました。改革というのはよくなるはずのことです。もっと現場へ近い教育委員会であってほしいです。指導主事とはなぜそんなに必要なのですか。ここもビジョンがありません。「国」から下への監督があればいいというのは明らかに越権です。そうした介入を戒め一般行政齟齬販鬚著い△海箸任海遼[「△襪隼廚い坪后抄焚気呂笋旺討い燭世④燭あ</p>	47	男	教員

42	3. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、国家の教育統制をさらに進めることとなります。戦前にこういうことは危険であると立証されているのですが。	男		
43	趣 旨 教育委員会は地方教育行政のチェック機関として機能 これまで教育委員はレーマン・コントロール機能として活用するも、実態としては議案が市議会 マターの追認や、技術的な個別案件の処理に偏し、大局的見地からの判断案件には主体的 な機能発揮がほぼ不可能であった。これは、常勤の委員会事務局と対等に議論できる環境に は置かれていない事、事前説明が不十分など理由もあるが、専門外の委員会の発言が事務 局から等閑視される現実も否めない。 よって、地方教育行政の権限と責任は、すべて市町村にあるものとし、教育委員会は地方教 育行政のチェック機関として機能すべき機関としたうえで、 ○個別の学校の運営についての外部評価 ○個別の問題・事件の調査や提言 ○教職員個別の外部評価の取りまとめ ○地域独自の教育に関わる事業の立案 ○家庭教育の普及とその効果検証 ○遺跡の調査・管理など 市町村の教育行政を市民の立場で、調査権限を与えて点検することを主要な任務とすべき である。	69 男		パソコン講 習の講師
44	地方行政方「改正」の方向に反対です。 教育は、本来地域の共同の営みの中でつくられるものです。今回の地方行政改正案は、地 方の教育委員会の教育長まで直接文科省が任命する制度を作ろうとするなど、地表面行政への 国家の介入が露骨です。文科省は、それでなくてもこれまで、やらせ・さくらのタウンミーティ ングや、いじめ問題の数値目標の押し付け、高校未履修問題など、現場無視の国家の教育の押 し付けを強行してきました。これ以上の国家統制教育はやめてください。			
45	「反対」します。 教育の国家統制に「反対」です。戦前の軍国主義教育、「お国のために戦え」などまっぴらごめ んです。現在の地方分権の流れにも逆行しているではないですか。	41 男		会社員
46	地方自治体の教育委員会に対する国によるたゆみない監督・指揮・早期是正を可能にする 体制が 望ましい。 教育委員会の役割を基本的に自治体に任せる体制では文科省が学習指導要領や通達など によって想定する教育内容が局地的にゆがめられてる場合に、当該自治体の教育委員会が その事実を、故意または過失もしくは無能によって放置・隠蔽している場合があると、そのこと を速やか発見し是正する処置が迅速に行われにくい組織体質を形成し、増殖し、他の自治体 へ伝播する危険性が大きい。あたかも、人体の一部に生じた小さな癌が無自覚のまま全身 へ広がり手遅れになる様に似ている。 この危険性は昨今の諸例(いじめ問題、日本史不履修問題、不適格教師問題、教科書採択 で検討作業まる投げ等々が閉鎖的に進行)によっても明白と思える。結果として、ゆがんだ教 育を受けて当該学年を終了する生徒について、国家及び該当生徒にとって以下の損害が生 じ、それらの損害の回復はほぼ不可能である。 1) 意図された教育内容を意図した時期に施せなかった点で、国益の損害。 2) 意図された教育内容を意図された時期に受講出来なかった点で、該当の生徒や保護者な どを含む、国民の損害。 3) 体制的弱点に乗じて、不当な勢力が、意図的に教育をゆがめようとたくらめば、他の自治 体にも伝播し、社会が乱れる点で、国家・国民の損害。 よって、地方自治体の教育委員会に対する国によるたゆみない監督・指揮・早期是正を可能 にする体制を目指して改正を図るよう強く要望します。	64 男		ボランティア
47	この法律改正については、「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につな がるといえます。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではありません。 教育委員については、公選をふくめ地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提 出権付与・教育委員会会議の公開化などを推進するとともに、支援行政としての教育委員会 機能の改革をおこなうべきです。 市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮 減などが生まれ、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要があります。	42 男		公務員



48	3. 地方教育行政法 人口3万人以下の自治体の教育委員会の統廃合と、文科省による教育委員会の管理監督権強化についてですが、これは明らかに地方分権に逆行します。国家による地方自治権の侵害です。2000年施行の地方分権一括法ではこのようなことは違法とされたはずですが、これこそ戦前の国民学校令に通じるものではないでしょうか。これでは人格の完成をめざす教育ではなく、「国家のための教育」になってしまいます。地方自治と国民主権をうたった憲法に違反します。		女	
49	・地方教育行政方を「改正」しないでください。 今回の地方行政改正案は、地方の教育委員会の教育長まで、直接文科省が任命する制度を作ろうとするなど、地方教育行政への国家の介入し過ぎです。これまで、やらせ・さくらのタウンミーティングや、いじめ問題の数値目標の押し付け、高校未履修問題などもんかしようの、現場無視の国家の教育の押し付けはよくないと思います。	54	女	NPO法人事務局
50	教育の国家統制を強める「地教行法の改正の方向」に反対です。地方分権の推進と書きながら、まったく逆方向の提案です。教育委員会を文部科学省の下部機関化する提案ばかりです。	39	女	団体職員
51	・地教行法「改正」の方向に反対です。 教育は、本来地域の共同の営みの中で、つくられるものです。今回の地教行改正案は、地方の教育委員会の教育長まで、直接文科省が任命する制度を作ろうとするなど、地方行政への国家の介入が露骨です。文科省は、それでなくてもこれまで、やらせ・さくらのタウンミーティングや、いじめ問題の数値目標の押し付け、高校未履修問題など、現場無視の国家の教育の押し付けを強行してきました。これ以上の国家統制教育はやめてください。	54	女	無職
52	国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つことは、「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながるもので、国が直接関与すべきではありません。国はあくまでも、教育条件の悪化や、全国的・県域的な教育条件の格差の是正に努めるべきです。よって、教育委員についても、地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権の付与や会議の公開化の推進、支援行政としての教育委員会機能の改革に努めるとともに、人事権委譲についても、人材確保の支障や教職員定数の縮減につながらないように、教育の機会均等、教育条件整備面で責務を果たすよう、強く望みます。	40	男	教員
53	今回の内容を読んでも何が問題なのか、かえることにより何がよくなるのかということがわかりません。いじめ問題など教育委員会が適切に対処できないのは、教育行政が本来の任務である教育条件の整備に力を注ぎ、現場を励ますということをせずに指導要領に基づく硬直的指導、統制にばかり力を入れているからです。今回の「改正」はそのほ方向をますます強化する以外の何もありません。また、地方分権の理念とも矛盾するもので、これにいじめなどの深刻な問題が解決に向かうとは到底考えられません。		男	
54	「3. 教育における地方分権の推進」で“首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性をかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じて、教育委員会ができるようにすること。”と提案されていますが、地方教育行政の歴史的経緯を踏まえれば、私立学校の自主性・独自性を守るためには到底受け容れることはできません。現行制度の維持をお願いします。		男	学校法人理事長
55	「3. 教育における地方分権の推進」で“首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じて、教育委員会ができるようにすること。”と提案されていますが、地方教育行政の歴史的経緯を踏まえれば、私立学校の自主性・独自性を守るためには到底受け入れることはできません。何卒現行制度の維持をお願いします。	55	男	教員
56	「教育における国の責任の果たし方」についての意見 現場や地域の声を反映させるためには、教育行政においても地方分権を堅持発展させなければなりません。よってこの項目には反対します。	50	女	大学教員



57	<p>「地方分権一括法」の理念に反しており、また、「国や都道府県の市町村や学校に対する関与を必要最小限のものとする」とした98年の中教審答申に逆行するものである。国が管理強化を強めるのではなく、各市町村・学校が、創意工夫できる環境を整えることが肝心である。</p>	44	男	教員
58	<p>「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」について。</p> <p>私立学校は互いに切磋琢磨しつつ、各学校が創意工夫し、特色ある教育、特色ある学校づくりを進め、明治以来、我が国の公教育の先導的役割を果たしてきた。</p> <p>首長と教育委員会による二重統制案は、歴史的経緯と私立学校の独自性を完全に否定し、我が国教育の発展を阻害する恐れがあり、断固反対する。</p>	62	男	兵庫県私立 中学高等学校 連合会 常任理事 学校法人熊 見学園 理 事長 神戸星城高 等学校 校
59	<p>文部科学省では、昨今私立学校をめぐる行政に都道府県の教育委員会を関与させる方針を固めたとの報道がなされたところである。すなわち、私立学校への指導強化が必要と判断されたものと推察している。</p> <p>奈良県内の私立中学・高等学校等は、それぞれの建学精神を重視しながら、新しい時代に対応すべく特色のある教育を積極的に推進するために、生徒や保護者の要望等を十分に配慮し、学習指導要領をベースに私立学校に相応した教育課程を編成し、その振興・発展に努力を積み重ねてきた。</p> <p>このような状況の中、今般の地教行法を改正されるに当たり、教育委員会が私立学校に対して指導・助言を行い得るように改正をするとの方向は、地方教育行政の歴史的経緯から見ても、私立学校の自主性・独自性を尊重するとはいえ、私立学校の特色ある教育を損なう恐れが十分にあると考える。</p> <p>このようなことから、今般の法改正に当たっては、この私立学校に関わる箇所については、削除されるよう強く要請する。</p>		男	奈良県私立 中学高等学 校連合会会 長
60	<p>「首長の私立学校に関する事務のうち、指導・助言・援助については首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすると。」</p> <p>私学は各学校が相違工夫し特色ある教育を進め、本校は特にキリスト教に基づく宗教教育を基盤とする。首長と教育委員会による指導は、憲法20条で保証される宗教教育の自由を脅かす恐れがあり、断固反対する。</p>	73	男	学校法人淳 心学院 理 事長 淳心学院中 学・高等学 校 校長

61	<p>○教育における地方分権の推進についての意見 「教育委員会には保護者が必ず入る制度」 ・保護者が必ず含まなければならないのはいいことです。 しかし、どのような形でその人が入るかが非常に重要なのです。教育委員会の指名では今の教育委員会と全く同じ組織が出来上がるだけです。 PAT総会等でPTA全員の投票で保護者代表を任命するほうが良いと考えます。出来れば半分以上は保護者が入る事が望ましいでしょう。そのようにすれば、地域住民の意向にそう教育行政になると考えます。又保護者の教育に対する関心を高める事となる。 ・「人事権を市町村教育委員会に委譲すること」について 人事権を市町村教育委員会に委譲することは、学校の硬直化を招く懸念があります。 校長・教員は市町村の教育委員会のいうことを絶対に聞くようになります。どんなに不条理でも意見をいうことすらできなくなるでしょう。 市町村教育委員会に権限を移すことは、基本的に賛成ですが教職員の意見、職員会議の議題及び内容が直ぐに保護者に正確に、しかも毎回伝わる制度を同時に構築する必要があります。どんなトラブルが学校の中にあるのか、教職員一人一人のはどう考えているのかを聞く制度(弁護士やコーディネータ)が必要です。 逆に、学校に選任の弁護士やコーディネータ等がいて教職員等の意見を聞き、情報の開示や問題解決に当たれば、その他の制度は全く不要になるのではないのでしょうか。 ○教育における国の責任の果たし方 「市町村教育委員会の事務法令違反や著しく不適正の場合に限り是正の勧告や指示ができる」ですが、 どのようにしてそのような教育委員会の不適正に目を向ける制度を作るかがポイントになります。年1回必ず、保護者の意見を国が聞くアンケートを実施する等。 又、現状のPTA組織を改革して正式な位置づけとして、アンケートを集約して、違反の申し出制度を構築する等必要でしょう。 現在のPTAは学校の下請け組織になっている所や保護者会のように全く独立して広報誌など学校の閲覧なしに出して、良い緊張関係を持って行動しているところもあります。 学校側に反論があれば、「学校だより」で保護者会の誤りを戒めるお知らせを出しているところもあります。 ○学校の問題解決に教職員・保護者の意見を聞く弁護士やコーディネータ(問題解決のプロ)をおけば、かなりの問題が解決します。 (弁護士やコーディネータの役割) 全ての情報を知らせる広報誌の発行(職員会議の報告をする。職員の意識調査。保護者の又、やらなければならない調査をしっかりと法令に盛り込むことです。</p>	47	男	公務員
62	<p>現在審議されている「地方教育行政法」の改正について意見があります。今回の改正案は、これまでの「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながるおそれがあります。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つことは、地方の自由度を制限してしまうこととなります。教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきです。また、市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながるようになります。教育の機会均等は国が守らなければならない基本理念です。公教育を堅持していくためにも、今回の改正案を慎重に審議してほしいと思います。</p>	44	男	公務員
63	<p>教育委員会・文科省などの教育行政は、あくまでも教育条件の整備に専念すべきです。昨今のように教育内容に口出しをすることは、先の国会論議でも明示されたように「不当な支配」に相当すると言わねばなりません。今回の法改正が国家・教育行政による教育への不当な支配を助長する危険性が大変大きく、法案の「改正」には反対します。</p>	50	男	公立小学校 教員
64	<p>3.地方教育行政法「改正」について 地方教育行政法「改正」に反対です。 教育は、本来地域の共同の営みの中でつくられるものです。 今回の改正案では、地方の教育委員会の教育長まで直接文科省が任命する制度をつくらうとするなど、地方教育行政への国家の介入が露骨です。 文科省は、これまでいじめ問題の数値目標の押し付け、高校未履修問題、「やらせ・さくらのタウンミーティング」など、教育現場無視の国家の教育の押し付けを行ってきた結果が、教育の荒れ・混乱が生じていると思います。 これ以上の現場無視の国家統制教育はやめて下さい。 教育委員の任命制をやめ、地域の教育を良く知る教育委員の公選制を復活させるべきだと思います。</p>			

65	<p>『3. 教育における地方分権の推進』について</p> <p>○ 首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。</p> <p>上記の項につき意見を申し述べます。</p> <p>今般の改正への動きは、学習指導要領にかかる未履修問題に端を発したともいわれているが、これは公立・私立学校での大学入試対応が要因とも言えなくもない。現行の国公立大学への入試制度と学習指導要領に示される教育課程(カリキュラム)編成との間に、乖離があることによるもので、進路保障の点からは生徒や保護者の要望に応えるべき責務を負わされている学校のみが責められるのはいかなるものか。加えて、私立高校では多くの学校が中高一貫制を導入し、6年間の教育課程を編成しているわけで、6か年のスパンでみると、決して未履修とは断定できない教科(科目)の配当がなされていることも事実である。</p> <p>これまで私学が堂々と築き上げてきた私学の特色教育の一つである中高一貫教育を否定することにもなりかねない今回の法改正には強く反対するものである。むしろ、私学審議会の機能の充実化を図ることが、公教育としての私学教育の充実と発展につながるものと考えられる。</p>	70	男	京都女子中学高等学校 校長
66	<p>『3. 教育における地方分権の推進』について</p> <p>○ 首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。</p> <p>上記の項につき意見を申し述べます。</p> <p>私立学校は、「私立学校法」の下に、それぞれの学校法人がそれぞれの建学の精神のもとに設立され、知事に認可を申請し開校した学校であり、公教育としての自覚と責任を持つという点では、教育委員会と同等の立場である。私立学校では、公立学校と異なり、年1回、生徒募集という場面で保護者・児童・生徒の評価を直接に受けており、その結果は、学園の存続に直結する厳しいものである。その厳しい環境にあればこそ、各私立学校には自主性・独自性が尊重され、それぞれの学校が創意工夫を重ね、学習指導、生徒指導ともに日本の教育の水準を引き上げ、先頭に立ってその成果を上げてきたのである。京都の私学には創立100年を超える私学も数多くあることを考えても、明治以来の日本の教育を支え、発展させてきた柱の一つが私立学校であることは論をまたない。納税者の一人として私立学校の保護者が私学助成を要求することは当然のことであり、私学助成との関わりで私学行政に介入する議論は全く不当な論であると言える。教育委員会は公立学校の設置管理者であり、公立の再生に専念すべきであり、私立学校にまで指導・助言する必要は全くない。私立学校は軌躋箸靴討亮个叛嫺い里發箸法華騰廚貌耽「△觀軌躋終汰靴討④深躋△蠶△修良床舛蓮△垣犬筆欵郤圓號菁靴靴韻討④拭8惺擦硫廚覆狠罇⇒篤惺擦嘶惺擦澆い棒杳甞靴討茲ぐ嫩龍子茲鬚垢襪海箸甞躋躋躋蠶⇒篤惺擦糧現室造海修櫻憶世紀の教育には必要不可欠であると確信する。私立学校教育の特性を阻害し自主性を侵害し、公私立の均質化につながる当法案のこの項には断固反対である。</p>	70	男	京都府私立 中学高等学 校連合会 事務局長

67	<p>『3. 教育における地方分権の推進』について</p> <p>○ 首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。</p> <p>上記の項につき意見を申し述べます。</p> <p>(私立学校の存立そのものの否定)</p> <p>1. 学校教育に関する専門的な指導・助言・援助とは、学校教育の根幹であり、私立学校にとっては、特性そのものであり、そのために私立学校の自主性が担保されてきたのである。</p> <p>そのことは私立学校法第5条第2項に「学校教育法第14条(設備・授業等の変更命令)は私立学校に適用しない」と決められている通りであり、この立法趣旨は、私立学校教育については、特例として他からの干渉を受けないという私立学校の自主性を尊重して、その設立を保障しているのである。</p> <p>(公私立の均質化は我国の教育にとって大きなマイナスである)</p> <p>2. 指導・助言・援助について教育委員会が関与することは、即ち公私立の均質化の状態を生起し、私立学校教育の特性を否定し、自主性を侵害するものである。</p> <p>そもそも我国の教育は明治以来、公私立が相互に特性を発揮し競い合いながら発展してきた歴史的経緯がある。その一例が中高6ヵ年教育は私立学校が先行し近年公立もその良さを評価し、導入していることでも立証できることである。</p> <p>公私立の均質化は、公私立間の教育情報も均質化し相互の刺激も影響も与えなくなり、我国の教育の停滞、衰退を見るのは明らかであり、我国の教育の革新には何ら資するところはないと断言できる。</p> <p>(私立教育への公権力の介入の除外)</p> <p>3. 私立学校に公権力を及ぼそうという意図は、「私学は勝手な事をする」といった偏見が私学に対する一種の妬み感情とともに存在することや、ごく最近の高校での未履修問題が公立に比し私学に多く見られた事例を捉えての弥縫策にすぎない。</p> <p>むしろ、知事部局に私学の教育指導センター的な機能をもったスタッフを常駐させ、各私学との連携を密にすることを充実させることが得策ではないか。</p> <p>教育内容の指導・助言・援助はあくまでも従来通り各私立学校の特色教育推進のために各学校において行う内容である。</p>	70	男	京都府私立 中学高等学 校連合会 会長
68	<p>意見「3. 教育における地方分権の推進</p> <p>○ 首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」の点について強く反対します。理由: 1. 現行の私立学校法8条では、所轄庁の権限を制限するとともに、所轄庁の権限行使をする場合にはあらかじめ私学関係者を主要な構成員とする諮問機関である私立学校審議会の意見を聴かなければならないものとしている。これは戦前私学行政が監督的色彩の強いものであったことの反省からきている。また近年では私学の発展が教育の多様化やパイオニアとしての大きな役割を果たしており、ここに私学の存在意義もある。したがって本来公立学校の教育行政に携わる教育委員会が私学に対して指導助言などをする法的権力を持たば私学の独自性・自主性を損なうのは自明である。国としてはむしろ公立的な発想を排して私学を守る立場にあるべきであり、決してこのような法案を作るべきではない。私学は学校法人毎に教委と同列の責任と仕事をしているのであり、教委の指図で動く機関であってはならないことを忘れて欲しい。私学に悪い点があれば、教委ではなく、国自体が指導すべきである。更に、地方分権の考え方が地方独自の自主的な発展を尊重することにあるならば、同様に教育においても公立からは完全に独立した自主的な私学こそが最も望ましい姿である。</p>	男	男	学園経営
69	<p>国が全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため地方への是正勧告権や是正指示権を持つことは、「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながると考えられます。国は地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではないと思います。</p> <p>教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきであります。</p> <p>市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながることが考えられるため、慎重に判断すべきであると思います。</p>	60	男	団体役員

70	<p>「地教行法の改正の方向について」では、教育委員会が法令違反や「著しく不適正な場合」に、文科相が是正勧告や指示ができるとし、国の教育への介入を強める内容になっており、地方分権と相反する中身になっておりきわめて問題です。それは、「教育委員会や学校等の教育機関は、文部科学大臣・都道府県教育委員会が行う調査に協力するものとする」とし、「事実上、「全国学力調査」に協力する義務を課すものとなっており、認めることはできません。また、地域に密着した教育行政が求められている中で、広域での市町村教育委員会を設置することは許されません。教育権を持った父母・国民が直接教育委員を選ぶ公選制こそ求められています。</p>	54	男	教員
71	<p>「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながる。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではない。また、市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要がある。</p>	41	男	教職員
72	<p>「地教行法の改正」については、教育委員会制度の責任体制の明確化や体制強化をすすめるとしています。現在の教育委員会は、上意下達の管理体制によって学校の主体性を認められず、「日の丸・君が代」を職務命令をもって強制するなど、教育内容を押しつけ教育の不当な介入を行っています。「改正」は、「国との役割分担・協力の下、地域の実情に応じて、公正・適切に行わなければならない」とし、「第三者の知見」として明確な表現は避けているものの、「外部評価制度」の導入や、「広域での教育行政事務の処理に努める」など「小規模市町村の教委の統廃合」などを企図するものであり、地方分権に逆行し、地域の実態に応えた学校づくりを否定し、国家の教育への介入を一層強めるものとなることは明らかであり、「外部評価制度」の導入や「小規模市町村の教委の統廃合」などには反対です。</p> <p>また、市町村教委への人事に関する権限の移譲などについて提言するのであれば、むしろ国庫負担制度など国の財源を確保して一学級の生徒数の減、教職員定数増などを行うことこそ必要です。さらに、教育の地方分権を実現するのであれば、教育委員の公選制や教育委員会の公開傍聴など民主的な教育委員会制度に向けた抜本的な改善を行うよう要請します。</p>		男	公務員
73	<p>&lt;意見—2&gt;「義務教育行政の地方分権に反対、義務教育庁の新設」</p> <p>国の地方に対する関与、統制を縮小し自治体の自主性、自立性を確立することを目的とする所謂地方分権推進法の推進については、民生に関わる経済で割り切れる事柄であれば、賛成であります。しかしながら、教育、外交、防衛、租税等は国の根幹に関わるもの、特に義務教育は人格の完成を目指し、国民の育成を期して行うものでありまして、確たる国家観を持たない地方自治体がこれに関与することは反対であります。これは「児童に日本国民の心を教え、育む」という国民精神を教育することでありまして、地方自治体や地方住民に委ねることなく国の積極的関与が必要であります。義務教育に関しては、憲法、教基法に自由民主主義の国会の決議で定められた施行法の下に行われるとして、義務教育行政法体系が細部にわたって確立されており、文部科学大臣が定めた教科により教育されるとしています。学校の管理運営権は教育者としてベテランである校長が管掌し、校長の管掌する権限を分掌することによって、教頭、教諭あるいは校内の委員会等で授業、活動が行われるとされています。このように教育行政法の一貫した体制は、全国津々浦々に浸透させ、いささかも他から影響を受けるものにはならないと思います。従って、文科省と地方教育委員会に居る教育行政官僚は、文科大臣—校長—教諭と教育行政法筋で一貫して繋がる教育行政体制を、脇から忠実に支えていくことが職務となります。ここまでは、現行法でも記されていますが、このような本来あるべき教育行政体制が日教組等の外部勢力の干渉の前にもろくも崩れてしまっている今日ある現実を、これから完全に修復すべきであると思います。</p> <p>そのためには、現行教育委員会制度を次のように改革する必要があると思います。</p> <p>第一に、教育委員会委員を常勤者にして、教育行政諸法を熟知せしめ、法の意を帯して管内学校の巡回訪問を繋ぐ行い、校長を 尊重し介在させた上で、教諭に対する文部科学大臣の意思の伝達並びに督励を行うとともに、教育現場に生じる様々な問題の早期把握、指導、解決策を図る職務を与えることにします。</p> <p>これにより教育公務員は、自らが大臣に認められているという意識を感じ、希望と誇りを持ち、改めて教育に情熱が湧いてくるようになるであります。</p>	76	男	無職(元東京銀行ソウル支店長)

	<p>第二に、教育委員会が管掌してきた義務教育以外の分野の業務は、知事室に移管します。</p> <p>第三に、教育委員会は解体します。国家行政組織法第7条(内部部局)として、義務教育庁を文科省の下に設置することにします。各自治体県庁所在地に、支署(または支庁)を開設します。上記第一に記した教育委員会委員は、支署幹部クラスがこれに代わるものとします。市町村教育委員会組織もこれに統合し、要すれば出張所を開設することにします。</p> <p>第四に、教育公務員は、境界、場合によっては県境を越えて転勤可能とし、人事の活性化を図るとともに見識を広めさせます。</p> <p>第五に、教育の地方分権は、政治的目的か又は教育のあるべき姿を知らずして、単に収益機会に預かりたいという欲からでたものと見られます。地方自治体に、義務教育という心の問題に、取組める能力はありません。県レベル以下の地方自治体議員並びに職員の能力、見識は、年々低下する傾向にあると思います。以上</p>			
74	<p>国が全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため地方への是正勧告権や是正指示権を持つことは、「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながると考えられます。国は地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではないと思います。</p> <p>教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきであります。</p> <p>市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながる事が考えられるため、慎重に判断すべきであると思います。</p>	44	男	教員
75	<p>市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や、教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要があります。</p>	36	男	小学校教諭
76	<p>3. 地方教育行政法「改正」について 地方教育行政法「改正」に反対です。 教育は、本来地域の共同の営みの中でつくられるものです。 今回の改正案では、地方の教育委員会の教育長まで直接文科省が任命する制度をつくらうとするなど、地方教育行政への国家の介入が露骨です。 文科省がこれまで教育現場無視の国家の押し付けを行ってきた結果が、教育の荒れ・混乱となって現れていると思います。 「やらせ・さくらのタウンミーティング」などをやってきた反省はないのですか！ これ以上の現場無視の国家統制教育はやめて下さい。 教育委員の任免制をやめ、地域の教育を良く知る教育委員の公選制を復活させるべきだと思います。</p>			
77	<p>規制改革会議提出の2月23日付「教育委員会制度の見直しに関する考え方の整理について」に全面的に賛成です。 すなわち、 1. 国の教育行政への関与は最低限に抑え、この旨を法案に明記するべき 2. 国が教育委員会の教育長の任命などに関与するのは許されない 3. 教育委員会が私立学校の教育にまで介入するのは許されない 教育内容への介入に関する国の権限強化は、学習者(児童・生徒・保護者・住民)の權益に反すると考えます。これに関し、規制改革会議の論証はいちいち的を得ており、正論であると思います。 規制改革会議から提出された意見を踏まえ、法改正の方向について再検討されることを強く望みます。</p>	37	女	主婦
78	<p>3. 地方教育行政法改正について 地方行政法「改正」の方向には絶対反対です。 そもそも教育は、地域の共同の中で作られるものです。地方教育行政も地方が独自に行なうものです。 直接文科省が、地方の教育委員会の教育長を任命することは地方業への国家の介入にほかなりません。決して許されるべきものではありません。絶対反対です。</p>			

79	<p>・「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながる。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではない。</p> <p>・教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきである。</p> <p>・市町村への人事権移譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要がある。</p> <p>以上3点意見を送ります。</p>	49	女	教員
80	<p>今回の案では、これからは、各教育員会の創意ある取り組みが、文部科学省からの圧力でできなくなるのではないのでしょうか。たとえば、この4月の学力テストを犬山市教育委員会のみが不参加を表明しました。こういうことを許さないということですね。地方の教育委員会に圧力をかけ、全国で歩調をそろえろと命令することは、まさに戦前のような国家に忠誠を尽くすことをよしとする方向になりませんか。そして、それに逆らうものにはレッテルをはり排除していくことになります。これだけ民主主義が大切にされるべき時代にあって、教育がいちばんマイノリティーを排除する強権的なものに変質してしまいそうです。もっと条件整備面でやるべきことはあるでしょう。</p>	46	女	小学校教員
81	<p>地方分権の流れの中で、教育の分野においてのみ国の権限を強化し是正や勧告ができるようになる方向に向かうのはいかがなものでしょうか。</p> <p>地域の実情に応じたきめ細かな教育内容を認めること、教育における規制緩和を進めることの方がより創造的で活力のある学校を作り出すと思います。</p> <p>むしろ「教育委員会の公選制」を復活し、市民が教育に深く関わることができる公開制と透明性を重視し、市民参加による主体的な教育内容の展開を図ることが求められるのではないのでしょうか。</p>	49	女	市議
82	<p>意見募集中とのことなので、申し上げます。その前に、意見募集のやり方に不満があります。募集していること自体気がつかないところでした。東京新聞の記事をたまたま見ました。しかも28日までというのはほんとに形式的。国民の意見を聞く姿勢でしょうか？教育基本法採決直前の中央公聴会の意見募集も募集していることさえ知らない人が殆どでした。知っても意見をまとめて提出する時間がないというありさまでした。タウンミーティングのやり方が批判を浴びたのにまた「国民の声」を都合よく取り上げるためのカラクリではないかという疑念が去りません。それでも、チャンスを得た以上は申し上げます。</p> <p>教育委員会の権限を削る、または委員会そのものを廃止することに反対です。文部行政そのものが教育委員会を無力化してきたのであり、その結果を見て役に立たない教育委員会はなくしてしまえという論は受け入れがたい。未履修問題は教育委員会の不適正な指導の結果というが、文科省出向の教育長などが掌握していたはずで、自作自演の不適正処理ともいえる。教育学の研究成果からも、世界の流れからも学習者(子どもも大人も)の近くに権限を移していくことが望ましいとされている。これ以上中央に権限が集中してはならない。今でも教育統制は進んでいるのに、これ以上統制が行われれば、子供たちが自由闊達に学ぶことができなくなるでしょう。</p>		女	
83	<p>日本の教育が、狭小で復古的な方向に向かっているようで残念です。このままでは学力も下がり、人道的な視点たった国際感覚を養うことなく、「鎖国した島国」のようになってしまうのではないかと心配です。</p> <p>・地域の現場に立つ人々に自由な教育の展開を許していくべきと思います。徹底した権限の地方への移譲と、国による重層的なサポート体制の早急な構築を希望します。</p> <p>【学力】に関してはフィンランドの教育を見習い、【人権と平和】に関してはコスタリカのそれを見習ってはいかがでしょうか。世界に成功例はたくさんあります。イギリスの失敗例を踏襲するなどはもつてのほか。国が集約的な権限を持てば、時々政府の考えによって教育が混乱をきたす可能性が大きくなる、「悪い実例」です。</p>	44	男	自営業
84	<p>・国の管理強化につながるものであると思う。「地方分権一括法」の理念に反する。</p> <p>・市町村への人事権委譲については、そのことによって人材確保の支障や教職員定数の縮減が生まれ、教育条件の悪化が懸念される。</p>	48	女	公務員



85	<p>いわゆる「地教行法」の改正について、いくつか疑問点を申し述べさせていただきたい。</p> <p>1 「4 教育における国の責任の果たし方」を見ると、国の管理強化につながりかねない不安を覚える。国が地方への是正勧告権や是正指示権を有する必要があるのか。地方分権一括法の理念にも反する。</p> <p>2 「3 教育における地方分権の推進」をみると、お題目としてはよいように思えるが、現在の教委の機能不全はそうしたお題目を唱えるだけでなく、公選をふくめた地方自治体の裁量による選出を容認して、議会への予算案提出権や教育委員会会議の公開など機能強化の方向で考えるべきで、支援行政としての教育委員会機能の改革を進めてほしい。</p> <p>3 市町村への人事権委譲についても、そのことによって、財政状況のちがいがから格差や支障が生まれ、自治体によって人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれる可能性を生み出し、教育条件の悪化や「どこでも同じレベルの等質な教育を受ける権利」という日本の誇るべき教育制度を破壊し、全国的な格差増幅につながるようになるのではないかと危惧するものである。</p>	53	男	公務員
86	<p>・市町村への人事権委譲については、それによって人材確保や教職員定数の縮減など教育条件の悪化が懸念される。</p>	48	女	公務員
87	<p>教育における国の責任の果たし方  「文部科学大臣・都道府県教育委員会は、地方自治の原則を尊重しつつ、都道府県教育委員会・市町村教育委員会の事務が法令違反や著しく不適正な場合に限り、全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため、是正の勧告や指示ができるようにすること。」文部科学大臣は都道府県教育委員会の教育長の任命について、都道府県教育委員会は市町村教育委員会の教育庁について、一定の関与を行うこと。」これらの内容は、国の管理強化につながる内容になっているように思えます。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではないと私は思います。</p>		男	
88	<p>教育における国の責任の果たし方について。文科相が教委に是正勧告や指示をするという管理強化は、教委レベルにとどまらない。教委が管理されれば、それはすぐに現場管理につながる。こうして、上意下達が更に強まることになる。また、実際に是正勧告や指示がされなくても、そういう規定があるというだけで、管理強化としての効果はすぐに現れるだろう。なぜなら、勧告や指導がされないようにと自主規制したり、やらなければならないことをとにかくこなしてだけはおこう、というようになっていくからである。結果として、当たり障りのないようなことがどこの学校、教委で行われるようになり、独自性や熱意というものが薄れていくことになる。</p>		男	教諭
89	<p>【郵送】</p> <p>・いうまでもなく、私立学校は、各校固有の“建学の精神”をよりどころに、その精神を良とする被教育者及びその保護者の要望に応えるべく、関係法規の範囲内で、『比較的自由な学校運営』を行ってきた。しかるに、これを『教育委員会による管理教育体制下』に置くなどは、少なくとも、私学の学校運営(すなわち教育方針)を根底から脅かすものであり、私学教育に将来を託さんとするあまたの被教育者及び保護者の強い願望があることからして、とてもこれを容認できるものではない。・もし、これが実施されることがあれば、つまり、“指導・助言”という名の下に私学教育が教育委員会の管理教育体制下に置かれる事があれば、「公教育より割高の授業料を払ってまで公教育と同じ内容の教育を受ける必要はない」との一般論から、私学の学校運営ひいては学校経営が大きく揺らぐことは必至であり、この場合、私学の経営破綻を回避するためにも、当局にあっては“相当の援助”を準備していただかなければならない。“相当の援助”とは、現状の[公費投入額の公私間格差]を大幅に縮めるものであって、少なくとも例年恒例の[私学助成金の高をめぐる前年度比1%前後の攻防]をいうものではない。・また、このような無謀な政策が急浮上した背景に、「公立の未履修率9.2%。私立の未履修率21.7%」という統計結果があるとしたら、まさに「知らぬは文部科学省ばかりなり」と言わざるを得ない。例えば、およそ一都道府県において“公立学校の未履修率が0%などは一つい先頃まで文部科学省だけが信じていた”いじめの発生件数が0”というよりもさらに想像し難いことであり、文部科学省にあっては、あれほど“いじめの発生件数”について、学校現場及び教育委員会から虚偽の報告を受けておきながら、いまだに“かれらの体質”を理解されていないのではないか。</p> <p>もし、件の“公私の未履修率の割合の違い”が、この度の“私立学校をめぐる行政に教育委員会を関与させる”という発想の根元にあるとしたら、いじめ問題への対応と同様に、実態把握を欠いた、いかにも性急な判断であると言わざるを得ない。・最後に、「本来、それぞれに固有の理由及び意図・目的などがあって設立された多くの私立学校が、強いて教育委員会の管理教育体制下に置かれるとなると、それぞれの建学の精神が形骸化されるばかりでなく、営々と培われてきた固有の伝統及校風までもが一掃されるのではないかと危惧されるが、当局は一この結果一必然的に生じる事態(あるいは混乱)をどのように予想されているのか。また、どのように收拾されるのか。この想定と方法論については、是非ともお聞きしておきたいところである。</p>	61	男	私立中高等学校長

90	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会の新たな職務として、「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・支援については、私立学校の特性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること」が提案されていますが、この案はこれまでの地方教育行政の歴史的経緯を踏まえ、私立学校の自主性及び独自性を守るためにも到底受け入れ難く、断固反対せざるを得ません。</li> <li>・私立学校は国・公立学校とは異なり、創立者の教育理念に賛同した人たちが個人の財産を寄付することによって設立され、それぞれの学校は建学の精神に基づいて教育が行われています。</li> <li>・また、私立学校には独自の校風と長い歴史の中で培われてきた伝統があり、生徒及び保護者はそれを望んで入学しております。</li> <li>・従って、公立学校と同様の扱いは、それぞれの建学の精神に基づいた教育を損ない、学校の個性を損なう恐れがあります。</li> <li>・今後とも、私立学校における教育の自主性・独自性は十二分に尊重されなければならないと考えます。</li> </ul>		男	神奈川県私立中学高等学校協会理事
91	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3. 教育における地方分権の推進</li> <li>・「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・支援については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」</li> <li>・意見</li> <li>・公立にはない私学の独自性を守るために、法改正には反対である。</li> </ul>		73 男	茨城県私学協会会長
92	<p>【郵送】「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」について。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私学は互いに切磋琢磨しつつ、各学校が創意工夫し、特色ある教育、特色ある学校づくりを進め、明治以来、我国の公教育の先導的役割を果たしてきた。</li> <li>・首長と教育委員会による二重統制案は、歴史的経緯と存在意義を完全に否定し、我国教育の発展を阻害する恐れがあり、断固反対する。</li> </ul>		63 男	兵庫県私立中学高等学校連合会理事長
93	<p>【郵送】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県においては、長年にわたり私立学校が見学の精神に基づき各分野において独自性を発揮することにより業績をあげ、県民から一定の評価を勝ち得ていると自負しております。</li> <li>・つきましては、「地教行法の改正の方向について」の「3. 首長の私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重する立場から、首長の求めに応じ、教育委員会が協力出来るようにする。」に改めていただきたい。</li> </ul>		男	群馬県私立中学高等学校協会会長
94	教育委員会は自治機関であり、国や地方の下部組織ではありません。国策の下の教育は子供の権利条約に違反します。		男	
95	教育委員の資質向上には賛成である。教育委員会の会議を傍聴していても、教育委員としての見識を疑う発言をされる委員が多いことに幻滅している。しかし、教育委員会制度を見直すのであれば、教育委員の公選制を再度検討するべきである。国民・市民に開かれた教育行政の実現のためには、教育委員会の民主化が必須である。そのことを抜きにして「資質向上」を議論しても空論に過ぎない。法案の「改正」には反対する。			
96	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正は行わないで下さい。		20 男	大学生
97	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方分権一括法」の理念に反している。地方分権に逆行している。</li> <li>・市町村への人事権委譲については、人口の少ない市町村の場合、人材確保や人事異動の点で問題が生じてくる。</li> </ul>		52 男	公務員

98	<p>「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること」について。</p> <p>私学には、それぞれの建学の精神・教育理念があり、それにもとづいて教育を展開しています。</p> <p>互いに学びあい、創意工夫をしながら特色ある教育、学校づくりを進めており、明治以来日本の公教育の先導的な役割を果たしてまいりました。上記の項目のような形で、首長と教育委員会が私立学校に関与してくることは、今まで私立学校が歩んできた歴史的経緯ならびにその存在意義を否定するものであり、この案に反対します。</p>	56	女	私立学校長
99	<p>【意見】 まず、今回のパブリックコメントについて、わずか1週間程度の短期間での募集という設定は、全く国民を馬鹿にしたやり方であるということについて抗議します。今行われている教育再生会議の論議が公開されないことについても、教育基本法の政府案作成の際に、自公与党が3年間70数回に及ぶ検討の論議を一切国民に知らせずに行ってきたことと同様、「教育」を一部の人々の意見にそった方向へと進めていこうとするものとしか考えられず、真剣に国民の声を聞こうとする態度を感じられません。このような文部科学省の姿勢について猛省を促します。</p> <p>今回の「改正の方向」については、「地方分権の推進」との関係から大きな疑念を持っています。</p> <p>教育行政を始めとする国政の在り方が中央集権的で、これまでも「予算」をたてに国が教育委員会に対する締め付けを行ってきたことは、周知の事実です。</p> <p>「改正の方向」に盛り込まれている調査への協力義務や教育長の任命権などを含め、適切な「国との役割分担」という言葉で巧みにカモフラージュしていますが、国からの教育委員会に対する締め付けや行政側からの「点検」など、絶対にあってはならないことです。</p> <p>こと教育に関して、中央(国)や行政権力からの独立性を保障することこそが、今の教育問題を解決していくために欠かせないことと考えます。今回の「改正の方向」はこれら根本的な問題を曖昧にしたままであり、さらに国による統制の強化さえもが懸念されるものであり、認められません。</p>	60	男	無職
100	<p>【意見】 今回のパブリックコメントについて、わずか1週間程度の短期間での募集というやり方は、全く国民を馬鹿にしたやり方であるということについて抗議します。こと教育に関しては全国民的な旺盛な論議こそが必要なものであり、「教育」を一部の人々の意見にそった方向へと進め、真剣に国民の声を聞こうとしない文部科学省の姿勢について猛省を促します。</p> <p>今回の「改正の方向」については、「地方分権の推進」との関係から大きな疑念を持っています。教育行政の在り方を、これまでのような中央集権的なものでなく、それぞれの地方に権限を移すべきであることは政府自身が確認してきたことです。「改正の方向」に盛り込まれている調査への協力義務や教育長の任命権などを含め、国からの教育委員会に対する締め付けや行政側からの「点検」など、絶対にあってはならないことです。今回の「改正の方向」は国による統制の強化さえもが懸念されるものであり、認められません。</p>			
101	<p>意見 文部科学大臣が教育委員の資質の向上に努めること、都道府県教育委員会が教育委員の資質の向上に努めることは、地方分権改革に逆行しないか。また、文部科学大臣・都道府県教育委員会が、それぞれ都道府県教育委員会・市町村教育委員会に対し、是正・勧告・指示ができることは、同様に地方分権と矛盾しないか。ただでさえ、現在の文部科学省は、実質的に中央集権的傾向を、既存法の趣旨に反し、有していないか。更に、文部科学大臣・都道府県教育委員会が行う調査に、教育委員会や学校等の教育機関が協力するとすることは、例えば、学力テストの全国一律実施などの懸念を残す。そのような、地方の実情に応じて行うべきことは、地方の判断に任せるべきものである。教育長の任命に文部科学大臣や都道府県教育委員会が関与することも、地方分権に対する逆行の懸念がある。</p>	46	男	弁護士
102	<p>「地方分権」の理念に反しており、国の管理強化につながる。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではありません。</p> <p>教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行う方向がよいと思います。</p> <p>市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、教育条件の格差につながらないようにする必要があります。</p>	44	女	小学校教諭

103	<p>○「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」について。</p> <p>私立学校は建学の精神・教育理念を基にして、各学校が特色ある教育、学校づくりをすすめてきた。そのことによって社会に有為な人材を多数輩出し、我が国の公教育の主導的役割を担っている。上記、中央教育審議会の地方教育行政法の改正の方向に関して、首長と教育委員会による統制は、私学の歴史的認識と存在意義を否定し、また最近の規制緩和の流れに逆らうものであり、我が国の教育の発展を阻害する可能性があるため、断固拒否する。</p>	46	男	私立高等学校 校長代行
104	<p>現在の教育委員会、特に市町村教育委員会が十分に機能しているとはいえない。首長部局と比較し、人的にも予算的にも規模が小さく、権限がないこと、文科省、都道府県教委からの実質的な支配により独自性が出せないことがその理由になる。また、市町村合併が進み、一つの教育委員会で40校くらいの学校を受け持つようになる。教育委員や教育長がすべての学校の現状を把握し適切な指導を行うことはもはや無理である。</p> <p>文科省、都道府県教育委員会、首長からの完全な独立と十分な予算を教育委員会に与えること、そして住民参加ができる教育委員会の会議にすべきである。</p>	39	男	中学校教員
105	<p>いつも教育に関してご検討いただき感謝申し上げます。しかし、現在国会に提出されようとしている法案について、大きな危惧を抱いております。</p> <p>○教育は、子どもたちの未来がかかっています。できるだけ現場に近いところで議論し、現場の実態にあわせて施策をして欲しいと思っています。学校や教育委員会に権限を移すべきであり、その逆の方向は、現場にとってプラスにならないと考えます。私たちの前には、子どもたちや保護者がおられ、そこに向けて授業や教育活動をしたいと思っています。</p>	51	男	教員
106	<p>「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながるおそれがある。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではない。慎重な対応を望む。</p>	36	男	小学校教員
107	<p>中教審で色々と異論が出ているようですが、義務教育においては、教育の水準に対しては国家が責任を負うべきものと考えます。都道府県で格差を広げるべきではありません。岡山県知事が反対している様ですが、私の知る所でも、岡山県の大学生が教育実習に行った際に不祥事を起こしている件が広島県や宮崎県から聞いています。岡山県知事はその学生の不祥事に責任を取る覚悟があるのか。熊本県で潮谷知事に教育に対する要望を行います。知事部局は教育には関与できないなどと言って逃げるのが現状です。義務教育は人間として、国民としての基礎教育です。当然国家が質の確保の為に責任を取るべきです。その為には、PDCAのチェック・アクションが重要となります。広島の例を挙げるまでもなく、大阪や奈良・三重・北海道・長野・山梨など日教組が県教委と癒着してとんでもない教育を行っている地方は多々存在します。それらの県を見捨て無いために、日本国民としてのしっかりした教育を行う義務が国にはあるはず。国の責任の果たし方として「是正や 勧告」について銘記して欲しいと思います。</p>	53	男	団体役員
108	<p>意見：教育に関する地方分権と国の責任の果たし方に関して</p> <p>教育の目的は、言うまでもなく人の育成である。人の育成には、育成する側のきめ細かい対応が必要であり、その為には地方に権限を委譲ことは当然なこととして賛同できるし、また現場である学校、特に校長にもそれなりの権限を与えることが必要である。</p> <p>しかし、権限を持つと言うことは、人を正しく育てる責任を持つと言うことであることを忘れてはならない。その責任とは、教育基本法とその精神にのっとり、真に国家の将来の繁栄を目指した強い思いをもって実践した、その結果に対するものであるのは言うまでも無い。一方、権限を委譲した国は、権限を得た地方なり学校がその責任を全うしているかどうか、日常的に監視し、問題があれば是正指示を行うのが当然の責任であろう。にも拘らず「法令違反や著しく不適正な場合に限り・・・是正の勧告や指示が・・・」では余りにも弱腰すぎ、その責任意識が疑われる。</p> <p>日本の真の独立と安全が永遠に保障されているがごとき平和ボケ意識から脱却し、未来の国家を支えるのが少年・少女達であり、それを育成するのが学校教育であるという原点をしっかり捉えて、毅然とした態度で文部科学大臣と文部科学省がその責任を果すよう規定すべきである。</p>	67	男	財団顧問

109	<p>意見「改正の方向について」では、文部科学大臣・都道府県教育委員会が、都道府県教育委員会・市町村教育委員会の事務に関しては是正の勧告や指示を出すことができ、文部科学大臣・都道府県教育委員会が都道府県教育長・市町村教育長の任命に一定の関与を行うこととされています。また私立学校への指導・助言・援助を首長から教育委員会の所管に移すことができるとされています。</p> <p>今日東京都などで日の丸・君が代の強制が進められ、子どもや教師の思想及び良心の自由、信教の自由が侵害されていることは大きな問題です。今回の「改正」では、文部科学大臣からの上位下達により強制がいつそう容易になり、従わない教育委員会に対し、教員の処分を含む是正指示や教育長の更迭などの強硬な手段がとられるおそれがあり、私立学校に対しても、選挙された首長の意見いかんによらず、教育委員会を通して強制的な指導がなされるおそれがあるので、この案には反対いたします。</p>	47	男	団体職員
110	<p>地方分権推進をうたいながら、肝心の所で、文科省からのトップダウンの国主導性が強化されているように思います。(政府の規制改革会議もこの点指摘されていますが、鋭い部分があると思います。)</p> <p>国が、教育について責任を負うというのは、例えば「是正・勧告」のような権力の発動よりもむしろ、全国的に教育に関する物的・人的条件を整えることに重点がおかれるべきです。要するに、いくら国のトップレベルで、「こういうやり方がよい」と考えたとしてもやり方の善し悪しは一概に決めることができないので、実効的に教育をよくすることに繋がりにくい。しかし、物的・人的条件を全国的にきっちり行き渡らせることは客観的科学的に行いやすいことなのです。</p> <p>ゆえに、後者を文教政策の重点としなければならず、今回の改正方向性については、教育をよくするものに繋がりにくいと考えます。再考をお願いします。</p>	31	男	弁護士
111	<p>( 3、教育における地方分権の推進—私立学校—)</p> <p>本県の私立学校は、それぞれの建学の精神を大切にしながら、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開することに、公教育の一翼を担うという自覚を持って教育の振興、発展に努力を重ねてまいりました。</p> <p>こうした中、今回の地教行法を改正するに当り、教育委員会が私立学校に対して指導・助言を行えるように改正するとの方向は、地方教育行政の歴史的経緯を踏まえれば、私立学校の自主性・独自性を尊重するとはいえ、私立学校の特色ある教育を損なう恐れが十分あると考えられます。従って、今回の法改正からこの私立学校に関する部分については除外していただくよう要請します。</p>	68	男	滋賀県私立 中学高等学校 連合会 会長
112	<p>○ 文部科学大臣が都道府県教育委員会・市町村教育委員会の事務に対して、是正の勧告や指示ができるようにすることは、「地方分権一括法」の理念に反しており、反対である。</p> <p>○教育委員は、公選を含め地方自治体の裁量による選出とすべきであり、文部科学大臣が都道府県の教育長の「任命に一定の関与」を行うことは、地方自治への国の介入であり、どうも賛成できない。</p> <p>○市町村への人事権の委譲については、市町村の財政力の差や環境等により人材確保に支障が出たり、教職員定数の縮減が生じたりして、市町村により教育条件に格差が生まれる可能性があり反対である。</p>	52	男	教員
113	<p>国が全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため地方への是正勧告権や是正指示権を持つことは、「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながると考えられます。国は地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではないと思います。教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきであります。</p> <p>市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながることが考えられるため、慎重に判断すべきであると思います。</p>	48	男	教員
114	<p>「地教行法の改正の方向についてへの意見」</p> <p>「3. 教育における地方分権の推進」で“首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。”と提案されていますが、地方教育行政の歴史経緯の経緯を踏まえれば、私立学校の自主性・独自性を守るためには到底受け容れることはできません。現行制度の維持をお願いします。</p>			太成学院大 学高等学校 校長

115	<p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の方向について」意見があります。</p> <p>「3. 教育における地方分権の推進」の欄の3項目目に、「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」とあります。</p> <p>この地教行法改定によって事実上、地方の教育委員会は中央政府の傀儡になってしまうわけであり、その時代の国の意思によって公立学校のみならず私立学校までが政府の思想に染まってしまふことに道を開くことになると思います。具体的には、日の丸君が代の徹底が全国隔々の公立学校のみならず私立学校にまで浸透させるための行政法となると考えます。また、この法律改定は、将来においては日本の中央政府によって、全国の学校という学校すべてで、日本の伝統文化と称して神社の神棚を学校に安置して児童生徒に拝礼させたり、地域の神社に行つて拝礼させたりなどする、ということに道を開くことになる可能性を生じます。このことは、日本に住むキリスト教徒として私はいへん危惧している問題です。キリスト教では、他の宗教の神や仏を拝むことは、結婚関係で言えば不倫の罪であり、断じてできることではありません。全国には多くのキリスト教主義学校もあります。キリスト教徒の子供たちに、日本の伝統文化だからという名目で結果的に神道教育をすることに道を開くことができるようにするこのような法律は、戦前の思想教育の再来であり、たいへん危険だと考え平后能齋齋齋擦旅佑卜辰討齋譴砲蓮覆匹凌斥佑齋齋齋任發評鏢覆い箸佑 任靴腓△尋砲鏢蠅砲い世踏△隼廚い坪垢△海里海箸録容讚素盞齋殍-素眷「疋齋譴覆せ舛任后尊櫃棒鏢粟鏢蠅縫⑤螢好閤掬未齋涼鏢砲話動鞠歐終院△O属飲、砲茲辰童△鶉氣譴蠅氣譴燭蟾虧笋終韻胴爐靴針匯倭燭舛△蠅坪靴拭海領鮎砲了造乏悞屬戮④塙佑 平后 今はそうでなくても、この法律改定の方向は、この事柄に大きく道を開くことになると思います。ですから、改定をやめてください。</p>	40	男	校長
116	<p>「3. 教育における地方分権の推進」において、教育委員会の新たな職務として、「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」との提案がなされている。しかし、この提案は、私立学校の重要性、独自性を認め、その発展を図ることによって公教育全体の健全性を確保するため、公立学校は都道府県教育委員会、私立学校は都道府県知事としている現在の地方の二元的教育行政を阻害し、画一的指導が行われ、私立学校の自主性・独自性や教育内容の特質が失われる恐れがあること、また、私立学校の経営に対する干渉・官僚統制の危険性があることから、反対である。</p>	77	男	山口県私立 中学高等学校 協会会長
117	<p>県費負担教職員の人事に関し、市町村教委への(一定の)人事権委譲について言及されています。市町村の実態は様々であり、人事権の委譲は人材確保の支障や教育条件の悪化につながるおそれがあります。「教育の機会均等」の見地から、教育格差をもたらすことのないよう慎重に検討を進めるべきであると考えます。</p> <p>また、文科大臣が教委へ是正勧告や是正指示を行うことができるようにすることについては、地方分権の流れにあきらかに逆行し教育に対する国の管理・統制を強めるものであり、賛成することはできません。</p>	43	男	団体役員
118	<p>「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」について。</p> <p>私学は、公教育の一翼を担いながら、建学の精神のもと、特色ある学校を運営・経営しており、地域の教育に貢献していると自負している。</p> <p>教育委員会による統制は、公立と同等の管理となり、私学の独自性・自主性をなくし、一律な教育を施すのみとなるおそれがある。この独自性に賛同くださっている保護者から授業料をいただくことで経営を成り立たせている私学にとって、独自性がなくなることは、授業料収入がなくなることになり、公立と同等の補助がない限りその維持は不可能ある。よって教育委員会による統制に反対する。</p>	34	男	学校法人柳 学園理事長

119	<p>・意見 3. 教育における地方分権の推進</p> <p>○ 首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。</p> <p>・意見：私立学校は、公的教育機関として国・公立学校と変わりなく公教育の一翼を担っていることは論をまたない。しかしながら、私立学校法は、私立学校の自主性、公共性の確保とその健全な発達を図ることを目的として制定され、私立学校に対する所轄庁権限の制限、私立学校審議会等の設置などにより、私立学校の自主性尊重の原則の具体化を図っているところである。しかるに、「教育における地方分権の推進」の名のもとに、私学の自主性を阻害するような法改正は、断じてゆるされるものではありません。教育委員会の指導・助言・援助は、当然のことながら公立学校に対するものと同じものにならざるを得ないからである。</p> <p>私学の自主性は、学校教育に関しても一定の範囲において尊重されるべきものであり、教育委員会の関与を避ける方が、私学教育のダイナミクスが失われず、日本の教育全体にとってより良いものになると確信する。</p>	61	男	長崎県私立 中学高等学 校協会会長
120	<p>国の管理を強めるのではなく、「地方分権」の流れに沿って政策をすすめるべきであると考えます。国は、地方間で教育の機会均等が崩壊し「教育格差」を生まないよう、教育条件整備をすすめていく必要があります。</p>	45	男	教職員
121	<p>地域に密着した教育を目指すために、文部科学省の過剰な関与を排すべきであると考えます。特に私立学校に対しては、「自主性・独自性を守る」姿勢に徹すべき。教育は国家百年の大計 性急に結論を急がず、腰を据えて臨んでほしい。</p>	63	男	団体職員 (福井県私立 学校連合会 事務局長)
122	<p>これまでの、私立学校の自主性・独自性・建学の精神を守るためには、到底受け入れることはできません。再考を願う。</p>	79	男	学校法人 理事長
123	<p>「3. 教育における地方分権の推進」で“首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。”と提案されていますが、地方教育行政の歴史的経緯を踏まえれば、私立学校の自主性・独自性を守るためには到底受け容れることはできません。現行制度の維持をお願いします。</p>	74	男	私立学校役 員
124	<p>「地教行法の改正の方向について」の「3 教育における地方分権の推進」の項中、第3点目「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」の件については、下記の理由により強く反対します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 私立学校は、国民の価値観が複雑化・多様化する中、それぞれ建学の精神の下、独自の教育方針に則り特色ある教育の確立に向けて精励しているところであり、それを担保するために現行法体系では学校法人の所轄庁を都道府県知事としているものであることを勘案すると、「首長の求めに応じ、」であったとしても、教育委員会が関与することにより私立学校の自主性・独自性が損なわれるおそれがあること。また、私立学校の自主性・独自性に基づいた特色ある教育に保護者自身が大きな魅力を感じているものであること。</p> <p>2. 本件は「教育における地方分権の推進」の項目として掲げられているが、本件のような事柄は地方分権の概念にはなじまないものと考えられること。</p>	74	男	熊本県私立 中学高等学 校協会 会 長
125	<p>地教行法の改正の方向について」への意見</p> <p>今回の改正の方向については、地方分権の理念から遠ざかるもので、国の管理がさらに強まることが懸念される。その地方に合った教育の方法があり、一定程度の水準は全国的維持しなければならないが、それ以上については、地方の考えに委ねることも必要だと思われます。</p> <p>市町村への人事権委譲については、教育条件の悪化や格差につながらないように配慮することが必要であると考えます。</p> <p>教育委員については、自治体の裁量による選出で、公選制も視野に入れて考えることが必要です。教職員が現場で働きやすいようにするために条件整備などを支援する組織として大きな役割を果たすことができるように改革をすることが求められていると思います。</p>	47	男	公務員



126	<p>私たちは、「生命を生み出す母親は 生命を育て 生命を守ることを望みます」をスローガンに、子どもたちがすこやかに成長・発達できる平和な社会の実現をめざして、52年間運動を続けてきた団体です。私たちは、憲法の理想の実現のために作られた教育基本法が変えられてしまい、残念に思っていますが、改正された教育基本法に従っていくつかの教育に関する法律も変えられようとしていると知り、次のような理由で変えないで下さるようお願いいたします。</p> <p>3. 地方教育行政法の改正について</p> <p>人口3万人以下の自治体の教育委員会を統廃合することや、文科省による教育委員会の監督権限の強化が決められようとしていると聞きました。これは明らかに地方分権の流れに逆行します。国家による地方自治権の侵害です。2000年施行の地方分権一括法で、このようなことは違法とされたはずではありませんか。これこそ戦前の国民学校令に通じるものではないでしょうか。これでは人格の完成を目指す教育ではなく、「国家のための教育」になってしまいます。地方自治と国民権をうたった日本国憲法に違反することだと思えます。</p>		女	東京母親大会連絡会 委員長
127	<p>・意見 「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」については、反対です。公立学校と同様の考え方で指導等がなされる恐れがあり、私立学校の自主性・独自性が確保されないと考えられます。岐阜県では、こういったことも考慮され、平成12年度から「私学振興に関する事務」を知事部局に移管しております。</p>	60	男	岐阜県私立 中学高等学 校協会 会長
128	<p>教育委員の任命制の見直しが盛り込まれていない。現在、首長の好みで選ばれた各地の教委は、「事なかれ」主義に終始し、「いじめ」問題などには対処できていない。現実に対応できる教委となるためには、コネなどではなく、公選制によって「実力」のあるメンバーが選ばれるべきではないか。公正性を保つためにも、教委は公選によってメンバーを決めるべきである。</p>	30	女	大学院生
129	<p>・意見 3.教育における地方分権の推進</p> <p>○ 首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。</p> <p>意見</p> <p>学校教育には、行政機関がある程度統制的に画一性を伴った、直接提供を行う方法(公立学校)と、それぞれの建学の精神、独自の教育理念に基づき、民間が提供する方法(私立学校)の大きく2種類があり、これらの複線化構造があつてこそ、生徒、保護者が受けたい教育による学校選択の自由が確保され、それぞれ特色のある教育活動を競うという教育環境が担保されることは論をまたない。</p> <p>従って、現在文部科学省が提案しているパブリックコメントは過去の私学教育の歴史的な経緯により私学の自由性、独自性を存続していくためにも受け入れられるものではない。「教育委員会の関与を受けることなく、私学教育の自主性・独自性を維持していくことは、日本の教育全体にとってより良いものとなると確信する。」</p>	63	男	福岡県私学 協会 会長
130	<p>「地教行法」(教育委員会の権限等)について</p> <p>・中教審は改正案で「文部科学大臣・都道府県教育委員会は、地方自治の原則を尊重しつつ、都道府県教育委員会・市町村教育委員会の事務が法令違反や著しく不適正な場合に限り、全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため、是正の勧告や指示ができるようにする」としている。「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながる。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではない。</p> <p>・教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきである。</p> <p>・市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要がある。</p>			

131	<p>今回示された地教行法の改正の方向の中に、教育委員会に私立学校に対する指導等の関与をさせる意見があるが、これについては反対である。私立学校法においては、私立学校の特性を踏まえ、自主性・独自性を尊重する観点から、公立学校を設置・所管する教育委員会とは別に都道府県知事を私立学校の所轄庁として定め、また学校教育法で定められている授業等の変更命令等の条項が私立学校には適用除外とされている。</p> <p>教育の充実発展のために私学と教育委員会が連携して取り組まなければならない課題がある。しかし、私立学校は公立と切磋琢磨しながらひと味違う特色ある教育を行い、生徒・父母が望んで入学し、そのことによって公教育の一翼を担う私学経営が存続しうるものであり、公立学校の設置者・所管庁たる教育委員会がその設置する公立学校への指導等が重要であって、半世紀にわたり学校法人・私立学校の独自に発展してきている現状からみて、単に公立と同様に私立学校への指導・関与を行うことは適当でない。</p> <p>なお、いわゆる未履修問題等については、国の指導通達等で安易に扱うのではなく教育の根幹に関わるものであることから、私立学校の教育の生命である自主性を踏まえて、基本的に設置者である学校法人等による関係法令の適確な理解の下に、また私立学校の所轄庁(知事)の適切な判断等により、適正な対応・措置がとられるべきものとする。</p>	男		学校法人 理事長
132	<p>市町村への人事権の移譲に大変危惧し、反対をします。市町村規模によって、教職員の勤務労働条件が違ってくとも気になりますが、何よりも、市町村によって教職員定数に違いが生じ、教育の機会均等が崩れることを強く危惧しています。</p>	42	男	中学校教員
133	<p>教育委員会への権限委譲という点には賛成します。ただし、「4. 教育における国の責任の果たし方」について、教委の事務の、「法令違反」はともかくとして、「著しく不適正な場合」とは、誰がどのように判断をするのかを明らかにしていただきたく思います。それが文科省になってしまうと、教育への関与が好き放題できることになりかねません。教育長の任命への関与は感心できません。子どもや保護者、地域住民の声を反映するという点から考えるなら、住民選挙を復活してはどうでしょう。</p> <p>また、指導要領等も含め、国→都道府県教委→市町村教委への「指導・助言」が実質命令となっている現状も踏まえて、「命令ではない」という点を明確にする必要があると思います。学校や、地域により近い教委の創意工夫が生かせる体制づくりを要望します。</p>	21	男	大学生
134	<p>国の管理強化につながるような改正にならないようにすべきである。教育委員については、公選を含め自治体の裁量とし、議会への予算案提出権をすすめるなどの改革を行うべきである。</p>	41	男	小学校教諭
135	<p>国の管理強化をしようという方向に危惧を覚えます。教育委員会制度に問題があると教育再生会議などで議論されていますが、これまでも国の管理強化のために教育委員会も地域の実態に即した教育を行えなくなってきているのではないのでしょうか。現に、全国学力テストは「強制するものではなく受けることがのぞましい」という位置づけのはずであります。犬山市を除くすべての市町村が実施予定と伊吹文科大臣がおっしゃっていました。これこそ、全国にさまざまな市町村がある中、たった一つの市しか実施しないということは国が管理しているからこそ起きる現象ではないのでしょうか。</p> <p>また、市町村への人事権移譲については慎重に対応すべきだと考えます。今、人口が減少している地方の中でもいわゆる都市部と過疎地の二極化が進んでいます。そのなかでこの人事権移譲を促進すれば、地方においてはこれまで以上に人材確保がままならなくなります。また教職員定数の縮減が生じ、全国はもとより、県内においても教育条件がばらばらになるおそれがあります。これは憲法に逆行するものです。</p>	33	男	中学校教員
136	<p>文科省は地教行法の改正について「教育委員会の責任体制の明確化」など4つの方向性を打ち出していますが、特にその中の「教育における国の責任の果たし方」について意見を述べさせていただきます。</p> <p>文科省が示している「教育における国の責任の果たし方」を読むと、「文部科学大臣は……是正の勧告や指示ができるようにする」とか「文部科学大臣が行う調査に協力するものとする」「文部科学大臣は……一定の関与を行う」など文言が見られますが、これは、教育についての国の責任の果たし方ではなく、国の介入、或いは、国の管理強化以外の何ものでもないと思えますがいかがでしょうか。地方分権が進む中で、この方向性はおかしいのではないのでしょうか。</p>	50	男	小学校教員

137	<p>4. 教育における国の責任の果たし方について 教育の地方自治、教育の自主性を担保するために、国の権限を拡大する方向には反対である。</p> <p>教育委員会、学校等が文科相、府県教委が行う調査に協力するものとする、という内容は各学校の自主性、自立性を侵害するもので反対である。</p> <p>教育長の任命に当たっての「関与」は教育行政のヒエラルキー構造を構築しようとするものであり時代錯誤の内容である。よって反対である。</p>	53	男	教員
138	<p>政府はこの法律の中の教育委員会について、教育委員会が決めたことについて国があれこれと口を出し、直させる権限や指示する権限を盛り込もうとしています。教育委員会の独自性が失われ、時の権力の思うがままに動かされることになります。</p>	50	女	教師
139	<p>1. 文科大臣や都道府県教育委員会が「是正の勧告や指示」ができるようにすることに反対である。これは「地方分権一括法」の理念に反しており、国や県の管理強化につながる。特に国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではない。</p> <p>2. 教育長の公選制が必要である。地域とともに進む教育を推進するためには地域住民自ら教育を考えることが不可欠であり、そのためには教育を地域住民の手に取り戻す必要がある。また、教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきである。</p> <p>3. 市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要がある。</p>	55	男	教職員
140	<p>「地教行法」について 教育委員については、公選を含めて地方自治体の裁量による選出が望ましく、議会への予算案提出権付与や教育委員会の公開などを推進し、支援行政としての教育委員会機能の充実が図られるべきです。</p>		男	
141	<p>地教行法の改正に反対します。</p> <p>① 教育予算が一般行政の中に組み込まれたら、今の教育予算の半分でできる、と言っている知事がいると聞きます。とんでもないことです。現場を知らない人の感覚はそういうものです。教育委員会が一定現場を反映して、防波堤になっています。</p> <p>② 教育のいとなみは、時の為政者の政策で簡単に左右されるものではありません。「百年の計」と言われるゆえんです。行政職員のポストの一つとして教育行政をとらえるべきではありません。</p> <p>③ 任命制の教育委員制度になって、それだけでなく上意下達の傾向が強くなっています。これ以上、国や行政におもねる教育委員会にはなりません。</p>			
142	<p>地方分権の理念に逆行するものであり、国家の管理統制への道をひらくものである。強力な中央集権化のよりの教育は、隣国北朝鮮の状況を見てもわかるように、国家に奉仕する人をつくるのであって、民主主義のよりの教育と相容れない。そして、戦前の日本の教育も然りである。いじめによる自殺など教育を巡る状況は厳しいものの、その事細かな対応と行政の指導は地方に任せるべき事柄である。そもそも中央からそれらの状況(いじめの認定を含めさまざま難しいケースがある)を把握できると思っていたことに間違いがあったといえる。教育委員会改革では、まず教育委員の公選を念頭に地方が責任を持って教育していく方策を探るべきであると考える。</p>	50	男	小学校教員
143	<p>地教行法の改正の方向についてへの意見 国が全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため地方への是正勧告権や是正指示権を持つことは、「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながると考えられます。国は地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではないと思います。</p> <p>教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきであります。</p> <p>市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながることを考えられるため、慎重に判断すべきであると思います。</p>		男	教員

144	<p>3. 地教行法「改正」の方向について 教育委員会が法令違反や「著しく不適正な場合」に文科省が是正勧告や指示ができるとしています。これは、国家による地方教育行政への介入に道をひらくものであり、絶対に反対です。</p> <p>また、「教育委員会や学校などの教育機関は、文科大臣・都道府県教育委員会が行う調査に協力するものとする」と、全国一斉学力調査などに協力する義務を法律で課しています。現行の学習指導要領にもある「教育課程は各学校が編成する」にも違反し、教育の自治、地方分権にも反するものです。</p>	62	男	教員
145	<p>教育は、本来、地域の共同の営みの中で作られるものです。今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正は、文科省が教育長まで直接任命する制度をつくらうとするなど、地方教育行政への国家の介入が露わです。したがって、同法律改正の方向については、絶対に反対致します。</p>			子どもと教育ネット
146	<p>反対します。 教育の国家統制は軍国主義の常道です。</p>	22	女	大学生
147	<p>3.「教育における地方分権の推進」において ○県費負担教職員の人事に関し、一定の人事に関する権限を市町村教育委員会に移譲すること。とありますが、これについては、地方によっては、人材確保の支障や、教職員定数の縮減を招き、教育条件の悪化を引き起こすことが危惧されます。教育条件の悪化や、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要があります。教育における地域格差が起らないようにしてください。</p> <p>4.「教育における国の責任の果たし方」において全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため、是正の勧告や指示ができるようにすること。とありますが、これは国の管理強化につながるおそれがあると思います。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではないと思います。</p>	54	女	教員
148	<p>昭和36年中学校全国一斉学力テストの実施に反対して、行政処分を受けたのは、この法律によるものでした。国から教育現場の末端まで、命令で強制する体制として、大変危惧しました。ところが、最近の教育行政は、教職員間の分断を強め、管理と統制で教職員の創造性を抹殺し、「国定教育」へとまっしぐらという状況にあります。教育行政は、教育条件の整備・拡充が本来の任務です。憲法第23条「学問の自由は、これを保障する」にも違反する法案の「改正」には反対です。</p>		男	
149	<p>市町村への人事委譲について、地方分権といいつつも現在の行政により拡大した地域格差を見れば、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれることは明らかである。教育の機会均等は国が守るべきものである！！ 教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながる改正には反対である！</p>	37	女	教育公務員
150	<p>今般の方向性については、地方分権の理念に反し、国の管理強化がうたげられているように思われます。国は、やはり地方教育行政の支援をおこなうことを主務とし、各地方自治体の機能の改革を行うべきだと思います。</p> <p>本県も以前に比べ、ずいぶん教育委員会と現場がより連携し、それぞれの立場で力をあわせ教育にあたる雰囲気が出てきているように感じます。国が地方への是正勧告などを行えば、当然そのさきは現場への管理強化につながります。</p> <p>教育は本来、他者を信用することからはじまる営みです。当初から「不信」をもとにした今回の改正の方向では、うまくいかないのではと思われてなりません。</p>	46	男	教員
151	<p>昭和36年、全国一斉中学校学力テストの実施に反対して行政処分を受けたのは、この法律によるものでした。国から教育現場の末端まで、命令で強制する体制として大変危惧しました。ところが、最近の教育行政は、教職員の分断を強め、管理・統制で教職員の創造性を抹殺し、「国定教育」へとまっしぐらという状況です。教育行政は、教育条件の整備・拡充が本来の任務です。憲法第23条「学問の自由は、これを保障する」にも違反する法律改正には反対です。</p>	72	男	無職
152	<p>地方分権という流れから外れているのはなぜでしょう？教育だけは国が関与した方がいいメリットは何でしょうか。明らかにしてください。「教育予算」は地方に任せようとしているのにどういことでしょうか。</p> <p>また論議していく上で、地方の実態を全く無視しているのでないかと思っています。市町村に人事権を移すと成り立たない地方も存在します。そのような状況はどうお考えでしょうか。ぜひ調べた上で判断されますようお願いいたします。</p>	36	女	養護教諭

153	<p>中学校で、生徒の指導に直接かかわる教員として意見を述べます。 現在の学校現場の状況を改善しようと、改正を試みられていると解釈をしています。 それなら、現在の「地方分権一括法」の理念に照らして国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではありません。 また教育委員会改革というなら、教育委員を地方自治体の裁量による公選にし、議会への予算提出権や、教育委員会会議の公開化を進めるとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきです。 人事権についても、人材確保の支障や、教職員定数の縮減が生まれないように格差に目を光らせる必要があると考えます。</p>	53	男	教員
154	<p>今年4月に行われる全国学力調査について、全国で唯一、愛知県犬山市が調査をしないことを決定しました。結果の公表の有無や利用の仕方が明らかにならないまま、調査に協力する旨を明らかにした自治体が多い中、異を唱えた犬山市の姿勢を評価します。しかし今回のような地教行法改正が行われると、犬山市のような判断は「法令違反や著しく不適切」な事務処理となりとなり、是正が指示されることになるのでしょうか。地方分権という考え方からすれば、地方がそれぞれの特色を生かしてものごとに対応することが重視されるのは当然のことです。国の教育行政は、現場で創意あふれる教育活動ができるよう条件整備にとどまるものであり、細部にまで指示監督権をもつことは時代に逆行するものです。よって地教行法改正に反対し、意見を述べるものです。</p>	43	男	公務員
155	<p>「地教行法の改正」については、教育委員会制度の責任体制に明確化や体制強化をすすめるとしています。現在の教育委員会は、上意下達の管理体制によって学校の主体性を認められず、「日の丸・君が代」を職務命令をもって強制するなど、教育内容を押しつけ教育への不当な介入を行っています。 「改正」は、「国との役割分担・協力の下、地域の実情に応じて、公正・適切に行わなければならない」とし、「外部評価制度」の導入、さらに「広域での教育行政事務の処理」として「小規模市町村教委の統廃合」などを行おうとしています。このことは、地方分権に逆行し、地域の実態に応えた学校づくりを否定することになります。これらは、国家の教育への介入を一層強めるものとなることは明らかです。「外部評価制度」の導入や「小規模市町村の教委の統廃合」などには反対です。 また、市町村教委への人事に関する権限の移譲などについて提言するのであれば、先進国で最低水準レベルと言われている教育費を改め、国庫負担制度など国の財源をより多く確保して一学級の生徒数を減らし、教職員定数増などを行うことこそ必要です。 さらに、教育の地方分権を実現するのであれば、教育委員の公選制や教育委員会の公開傍聴など民主的な教育委員会制度に向けた抜本的な改善を行うよう要請します。</p>	47	男	教員
156	<p>この法律の改正については、「慎重でなくてはならない」という声が圧倒的に多いにも関わらず、改正の方向であるということについて大変危険なものを感じます。時代は地方分権の方向にむかっているにも関わらず、教育の世界は、中央集権化しようとしているとしか考えられません。国の管理を強化し、国が地方への勧告権や指示権を持つようとしていることは大変危険です。教育委員会をあり方を考え直すのであれば、本来の機能を高める方向で、支援する方法を模索するべきでしょう。国が都合よく教育現場や地方行政をコントロールしようとする発想を捨てない限り、良い改革は望めません。</p>	51	男	小学校教諭
157	<p>昨今、「小さな政府」案や「地方分権」が言われておりますが、この地教行法の改正案では、「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化、管理の一括化につながるのではないのでしょうか。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではありません。また、その一連の中に教育内容への国家権力の管理・介入を図ろうとしていることに不安を感じます。それは、教育委員会の位置づけや教育予算をはじめとして、国の方策通りに教育内容を方向付けようとする思惑が感じられます。これでは、これまでの民主的な教育が今後大幅に後退してしまうのではないのでしょうか。ぜひとも本案は検討されるようお願いいたします。</p>	47	男	公務員
158	<p>地教行法の改正について意見を述べます。 教育における地方分権を推進する上では、文部科学大臣による地方教育委員会への勧告・指導の強化や教育長任命への一定の関与などは、全く逆の方向を向いていると考えます。 現在の教育委員会のさまざまな問題は、分権が徹底されていないこと、様々な権限が地方自治に委ねられていないことにこそ原因するのではないのでしょうか。教育委員公選制の復活が必要です。</p>	54	女	無職

159	<p>私は地方にある小規模な私立高校の教員をしています。私立学校の運営は少子化の影響を受け大変困難な状況にあります。</p> <p>その中であって、私立学校が存在する意味は、見学の精神に基づいた独自の教育理念と運営による教育を行うこととあって、そのために私立学校では教職員一人一人が教育実践とともに経営努力にあたるという、公立学校にはない苦勞をしているのが現状です。今回の地教行法の改正では、学校運営協議会の設置を教育委員会が学校を指定して行うことができるということですが、これが私立学校に適用されれば、私立学校の存在そのものを脅かすものと感じます。</p> <p>つまり教育行政が学校の運営について介入することを可能にし、建学の精神よりも教育行政の指導の下での学校運営を行うということであり、私立学校の存在の意味を否定することにつながるものと思います。私立の独自性を尊重して欲しいと望みます。</p>	49	男	私立高等学校教員
160	<p>県費負担教職員の人事に関し、一定の人事に関する権限(※)を市町村教育委員会に移譲することとあるが、市町村の教育条件の格差につながらないように気をつけるべきである。</p>	40	男	公務員
161	<p>市町村への人事権委譲については、財政にゆとりのある市町村と夕張市のような赤字財政の市町村では、大きな格差が生まれ、教育の機会均等がくずれてしまう。</p>	50	女	無職
162	<p>【郵送】</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の方向への意見</p> <p>私は、小学生の子どもを持つ親ですが、自分たちの地域は、自分たちで作っていく、学校もその一つだと思っています。子どもをここの地域の中で育てたいと思っています。地域の教育長は、地域で決めていきます。それを上から押しつけるような法律の改正には反対です。どうか改正しないでください。よろしくお願いします。</p>		女	パート
163	<p>【郵送】 地教行法の組織及び運用に関する法律改正についての意見</p> <p>謹啓</p> <p>文部科学大臣におかれましては、益々政務にご精励の段、御礼申し上げます。</p> <p>処で僭越で御座いますが今回の地教行法の法改正について私見述べさせていただきます。</p> <p>現在教育行政は、地方分権の方向に動いておりますが、私はこれに敢えて反対するもので御座います。教育は外交などと同じく国の根幹を為すものであり、これが地方によりばらばらでは、国論の統一はもとより、国益の護持も難しく、国としての態をなさなくなる惧れが出ると愚考します。特に我が国の教育の現況を見ますに、残念ながら正に惨憺たる有様で教科書、特に歴史教科書などは全く「学習指導要領」を無視した一体何処の国の教科書かと目を疑う自虐史観教科書が堂々とまかり通っておる有様であります。これは、かかる教科書を平然と採択している、(当市においては)僅か4人の教育委員(プラス教育長)の5人により思うままに日本の教育が捻じ曲げられておる結果であり、国民の声など全く無視されております。</p> <p>その一端を申し上げますと、我が市の「18年度教科書採択要綱」には麗々しく「東京都教育委員会の指導、助言を尊重し…」とありますが、平成18年度採択会議の際、ある請願者の「北朝鮮による日本人拉致問題、日本の領土の問題をキチンと記しているもの、神話や伝説を含む日本の伝統文化を少しでも多く記しているもの」を採択願いたいとの文章に対しある委員は「これらはやや何と言いましょうか、公平性に欠けているのではないかと、私は思いました」と発言され、他の委員も特段の発言はありませんでしたが、驚いたことに、この文章は一部(キチンと。少しでも多く)以外は東京都教育委員会の「各歴史教科書の内容を比較検討した調査、研究資料」そのものであります。この矛盾を指摘したところ、「この発言は『キチンと』という表現『少しでも多く』と言った視点について言及したものであるから、この発言は採択要綱、東京都教育委員会の調査、研究資料の否定にならない」との回答でした。それにしてもその回答は、全く子供だましの、いかにも苦しいもので、その点もう一度質問しましたが、ご回答はありませんでした。</p> <p>私は、この一連のやり取りにおいて、教育委員の方々が全く勉強しておらず、誰かの演出で「採択」と言うお芝居をされているだけだと確信した次第です。</p> <p>当市の教育委員会は我が地方では割合まともな方だと思っておりましたが、この程度です。このような教育委員会に尚強大な権力を与えたら日本の教育はどうなるのか。寒心の至りです。是非教育指導権は今以上に政府で掌握して頂きたく、お願い致す次第で御座います。</p>		男	

164	<p>【郵送】・地方教育行政法に関して「教委の私学への指導・助言・援助を可能に」について・昨年発覚した高校の未履修問題等もあり、賛成です。「私学は創学の精神がある」ということは私学経営者の都合のいいように詭弁として使われているようなこともあるように思います。助言・援助というよりも、指導すべき事のほうが多いと思いますので、その点を重視してほしいと思います。又、反対に、私学のみ都合のいいように援助することになるのではないかと、非常に懸念しています。(私学経営者の詭弁によって)そういうことのないようにしてほしいと思います。「教育委員の保護者を義務化」について・教育委員の保護者参画は悪いことではないと思いますが、どういう形で参画するのか、参画する保護者の資質も大切だと思います。また、義務化となると、地域によっては難しいところもあるのではないかと、負担が大きいところもあるのではないかと、思います。どういった形で保護者参画が良い形で実現できるかをもう少し審議してほしいと思います。「教育委員会に対する第三者評価の実施」「学校評価」について・単に数値のみの評価やランク付けの為の評価であってはならないと思います。そのような評価には反対です。先述したように、教育は数値やランクで評価出来ないことの方が多いです。評価する第三者がどのような人物かも含めて、慎重に、そして審議してほしいと思います。</p>			
165	<p>地教行法の改正の方向についてへの意見 ・国の管理強化につながっていく危惧があるように思います。また、国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではないと考えます。</p>	39	男	公務員
166	<p>・教育委員会は「特色ある学校を目指せ」というしかし、文化省は一律にしたいこの矛盾点を解消することのほう先決だと思います。まずは、学校現場の実態を把握し文化省大臣が発言すべきだと思います。</p>	33	男	公務員
167	<p>○地教行法について 地方分権一括法の理念に反して、国家の管理強化につながる。</p>			
168	<p>・「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながる。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではない。 ・教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与や教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきである。 ・市町村への人事権移譲については、そのことによって、人材確保に支障をきたしたり教職員定数の縮減などが生まれたりするなどが危惧される。教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらばよう手だてをこころむ必要がある。</p>	44	男	小学校教諭
169	<p>学校教育法の「改正」の方向について、和光学園教職員組合で検討の結果、次のように決議いたしましたので、お知らせいたします。慎重な審議をお願いいたします。 教育三法の「改正」案国会提出に反対する特別決議案 文科相の諮問機関・中央教育審議会が25日、安倍首相の強い意向を受けて、地方教育行政法など、いわゆる「教育3法」の「改正」に向けた異例の集中審議を行い、学校教育法「改正」案と教員免許法「改正」案の今国会への提出を決めた。また、地方教育行政法「改正」案についても今国会への提出を強引に諮ろうとしている。また、都道府県や市町村の教育委員会への国の関与の在り方を定めた地方教育行政法「改正」案は、地方の教育委員会への国の統制を強化しようとしている。なかでも私学教育に教育委員会が関与できるようにする条項の新設は、私学の独自性を損なう大きな危険性を持っている。石原都知事による「日の丸・君が代」の強制などの強圧的学校教育への介入が行われている今、教育委員会が私学教育に関与できるようにすることは、知事が私学教育に土足で踏み込むことを許し、私学教育の破壊に道をひらくものである。新教育基本法第8条に、「助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」とあり、こうした私学への教育介入が私学助成をてこにして行われる危険性も強く、そのようなことになれば私学教育へのダメージはなお一層大きなものになる。今回の教育三法の「改正」は私学にとっては重大な危険性をもっており、私たちは強く反対することをここに決議する。 付記 パブリックコメントの募集期間が異例に短く、国民の意見を真摯に聴取しようとしているのか疑問です。意見聴取についての宣伝もきわめて少ないと感じられました。さらなる丁寧さを求めるものです。</p>	44	男	教員



170	<p>学校教育法の「改正」の方向について、和光学園教職員組合で検討の結果、次のように決議いたしましたので、お知らせいたします。慎重な審議をお願いいたします。</p> <p>教育三法の「改正」案国会提出に反対する特別決議案 文科相の諮問機関・中央教育審議会が25日、安倍首相の強い意向を受けて、地方教育行政法など、いわゆる「教育3法」の「改正」に向けた異例の集中審議を行い、学校教育法「改正」案と教員免許法「改正」案の今国会への提出を決めた。また、地方教育行政法「改正」案についても今国会への提出を強引に諮ろうとしている。</p> <p>教員免許法「改正」案では、現在、有効期間がない教員免許に更新制を導入し、10年ごとに30時間の講習を義務づけるとしている。二つの「改正」案は、教育基本法の改悪を具体的に学校へ及ぼそうとするものであり、生徒児童の内面の自由を侵し愛国心を押しつけ、教育への国の介入をはかるため学校管理、教員管理をより強めようとするものである。</p> <p>石原都知事による「日の丸・君が代」の強制などの強圧的学校教育への介入が行われている今、教育委員会が私学教育に関与できるようにすることは、知事が私学教育に土足で踏み込むことを許し、私学教育の破壊に道をひらくものである。</p> <p>新教育基本法第8条に、「助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」とあり、こうした私学への教育介入が私学助成をてこにして行われる危険性も強く、そのようなことになれば私学教育へのダメージはなお一層大きなものになる。今回の教育三法の「改正」は私学にとっては重大な危険性をもっており、私たちは強く反対することをここに決議する。</p>	44	男	教員
171	<p>地教行法の改正には反対します。国家は教育に介入しないでいただきたい。</p>	56	男	教員
172	<p>改正に反対します。教育は子どもたちのためにあります。子どもたちに一番近い各地域で子どもたちのための教育が独立して行われてきました。教育委員会は中立の立場で行うことが大切です。このような改正が行われると、中央の言うとおりの教育になって島します。地域性や教育の自由が侵されます。改正に反対します。</p>	48	女	教員
173	<p>(3)「地教行法の改正」については、教育委員会制度の責任体制に明確化や体制強化をすすめるとしています。現在の教育委員会は、上意下達の管理体制によって学校の主体性を認められず、「日の丸・君が代」を職務命令をもって強制するなど、教育内容を押しつけ教育への不当な介入を行っています。</p> <p>「改正」は、「国との役割分担・協力の下、地域の实情に応じて、公正・適切に行わなければならない」とし、「第三者の知見」として明確な表現は避けているものの、「外部評価制度」の導入や、「広域での教育行政事務の処理に努める」など「小規模市町村の教委の統廃合」などを企図するものであり、地方分権に逆行し、地域の実態に応えた学校づくりを否定し、国家の教育への介入を一層強めるものとなることは明らかであり、「外部評価制度」の導入や「小規模市町村の教委の統廃合」などには反対です。</p> <p>また、市町村教委への人事に関する権限の移譲などについて提言するのであれば、むしろ国庫負担制度など国の財源を確保して一学級の生徒数の減、教職員定数増などを行うことこそ必要です。</p> <p>さらに、教育の地方分権を実現するのであれば、教育委員の公選制や教育委員会の公開傍聴など民主的な教育委員会制度に向けた抜本的な改善を行うよう要請します。</p>	35	女	教諭
174	<p>2. 教育委員会の体制強化について</p> <p>現状の教育委員会には、教育現場への無理解が感じられる。教育委員会の硬直化によって、学校現場に負担がかかっていること、また外部の社会教育機関との連携のまずさが顕在化している。今の教育委員会を基礎に締め付けをするよりも、いったん解体して、現場の人間を主体とした組織に改編するべき。文部科学大臣も現場のことを知らない人間であるから、そこに直接的な介入を行うよりも、地域の教育力をいかに体制づくりに力を注ぐべき。</p> <p>→4つ目の○項目は削除。教員に最低2年の休暇を与え、学校以外の地域での社会経験を積ませる。その経験者に教育委員会運営を任せることが妥当。</p>	33	女	団体職員
175	<p>3. 教育における地方分権の推進について私立学校の教育に教育委員会が介入するのは筋違い。私立学校の教育の自由の保障をするためすべきではない。</p> <p>→3つ目の○項目を削除。</p>	33	女	団体職員

176	<p>4. 教育における国の責任の果たし方について</p> <p>教育は自由を旨として行うものであり、管理的なものとはなじまない。国家が、または都道府県が現場を信頼しないことは、教育現場において教師が児童・生徒を信頼しないことにつながる。地方自治の原則を最大限尊重し、地方の教育力が十分に発揮できる状況をつくるのが国家の役割である。国による任命権は排除。</p> <p>また、現場の負担軽減のため、調査への協力は任意とするべき。</p> <p>→○項目のすべてを削除。</p>	33	女	団体職員
177	<p>地方教育委員会が形骸化したのは、当初の選挙で選ばれる公選制から、首長が任命する任命制に変わったためです。そのため、文科省・都道府県教委・市町村教委・公立学校という縦の命令関係ができあがり、地方や学校が主体的に教育を行うことを阻害してきました。</p> <p>今度は、国家の要請するものを直接国が学校に指示伝達するという、国家主導に道を開くもので、内心の自由の侵害や学問の自由の侵害にもあたる憲法違反の内容を含むもので許されるものではありません。絶対反対です。</p> <p>むしろ、主権者たる国民が直接選ぶ地方の教育委員会、学校の主体性を持った教育行政になるべきです。国は教育内容に口出しすべきではありません。かつての戦争に導いた苦い教訓を忘れたのですか。</p>	57	男	教員
178	<p>地方教育委員会の権限強化により、国による教育の統制が強まることを危惧します。私学教育についても教育委員会が関与できるようにしていることは、私学の独自性を奪うものになるのではないのでしょうか？その意図をお聞かせ願います。</p>	30	男	教師
179	<p>○「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」について。私学は互いに切磋琢磨しつつ、各学校が創意工夫し、特色ある教育、特色ある学校づくりを進め、明治以来、我国の公教育の先導的役割を果たしてきた。首長と教育委員会による二重統制案は、歴史的経緯と存在意義を完全に否定し、我国教育の発展を阻害する恐れがあり、断固反対する。</p>	73	女	学校法人愛徳学園理事長
180	<p>○「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」について。</p> <p>私学は互いに切磋琢磨しつつ、各学校が創意工夫し、特色ある教育、特色ある学校づくりを進め、明治以来、我国の公教育の先導的役割を果たしてきた。</p> <p>首長と教育委員会による二重統制案は、歴史的経緯と存在意義を完全に否定し、我国教育の発展を阻害する恐れがあり、断固反対する。</p>	59	女	学校法人愛徳学園 愛徳学園小・中・高等学校 校長
181	<p>まず、国の管理強化の側面が強い今改正には、賛成しかねるところです。国が地方への是正勧告権や支持権を持つことは、「地方分権一括法」の理念にも反するところであり、大変不満を感じるところであります。教育委員会は、教育支援行政としての機能を付与するような改革のほうが望まれるところではないかと考えます。</p>	36	男	公立
182	<p>「教育における地方分権の推進」についての意見</p> <p>改革案においては、「首長の私立学校における事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること」とされているが、私立学校は各学校の「建学の精神」に基づいて設立され、この精神の具現化のために教育活動がおこなわれている。今後も私学が発展していくためには、目的達成のために各校がそれぞれの特色づくりをし魅力ある学校にしなければならない。そのためには、従来どおり行政から独立し、私学の自主性独立性が守られなければならない。</p> <p>私学は全ての責任は設置者である学校法人に有り、私学に対する評価は生徒保護者、地域住民がおこない、その結果が学校の存続に直接的に影響を及ぼす。長野県の各私立中・高等学校とも現在の少子化のなかで学校の存亡をかけて努力をしている。</p> <p>以上のような観点から、公立学校の設置者である教育委員会が私学にたいして『指導』を行うことは制度的になじまないだけでなく、私学の将来的な発展を阻害する要因となる。</p> <p>私学の自主性・独立性を保証し、私学が益々発展し公教育に寄与出来るよう制度改正に当たってはご配慮を頂きたい。</p>	66	男	長野県私立中学高等学校協会 会長
183	<p>「4. 教育における国の責任の果たし方」について</p> <p>地方自治の原則を尊重するのであれば、文部科学大臣、都道府県教育委員会は、任命に関与するべきではないと考えます。国の責任の果たし方、とは違う問題です。教育における国の責任は、教育環境の充実であるはずであり、そのための支援であると考えます。</p>	39	男	会社員

184	<p>次の点で地教行法の改正に反対する。</p> <p>1. 文科大臣や都道府県教育委員会が「是正の勧告や指示」ができるようにすることに反対である。これは「地方分権一括法」の理念に反しており、国や県の管理強化につながる。特に国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではない。</p> <p>2. 教育長の公選制が必要である。地域とともに進む教育を推進するためには地域住民自ら教育を考えることが不可欠であり、そのためには教育を地域住民の手に取り戻す必要がある。また、教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきである。</p> <p>3. 市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要がある。</p>	44	男	教職員
185	<p>・「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながる。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではない。</p> <p>・教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきである。</p> <p>・市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要がある。</p>	41	男	公務
186	<p>権限・体制の強化の前に、教育委員会の公選制こそ、開かれた教育につながるものである。現在の閉鎖的教育行政を改善しない限り、自浄力のある教育行政は図れない。</p>	58	男	教職員
187	<p>(改正の方向)</p> <p>3 教育における地方分権の推進</p> <p>○ 首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。</p> <p>【意見】</p> <p>1 私立学校は建学の精神に基づく個性豊かな特色ある教育を展開してきた。その例として、中高一貫教育や週五日制の授業、男子校、女子校、男女共学、男女別学の教育、さらには国際理解教育、環境教育などの先駆的教育である。教育委員会が法律に基づく「指導・助言・援助」を行なうことになれば、私立学校が建学の精神に基づき、培ってきた独自の校風や伝統が損なわれ、私立の「自主性、独自性」がなくなり、公立高校と化してしまうこととなる。</p> <p>2 都内の高等学校は、約半数以上が私立学校であり、高校生の56%の生徒が私立高校で学んでいる実態がある。これは、私立の「自主性、独自性」が、生徒・保護者から永年にわたり理解・支持されてきたからである。</p> <p>3 私立学校はこれまでも法令を遵守しつつ、学校経営、教育内容等について、自己責任で行なってきた。教育委員会の「指導・助言」があっても、結果についての責任は教育委員会が取るべき立場になく、私立学校が負うべきものである。よって、教育委員会の私立学校に対する「指導・助言」を法律により定める必要はない。</p> <p>4 平成18年都議会第4回定例会において、自民党、民主党の議員から、「私学の独自性、自主性を尊重する。」との立場から質問が行なわれ、東京都知事は「公立高校と同様の扱いは、それぞれの私立学校の建学の精神に基づいた教育を損ない、また、学校の個性を損なうおそれがあること。今後とも、私立学校における教育の自主性、独自性は十分に尊重されるべきである。」と答弁した。加えて、平成19年都議会第1回定例会では、私立学校について、教育委員会が関与できるようにしようとする地教行法改正の質問に触れて、知事は「間違っても私立学校の自主性を侵すことが無いようにするべきである。」と答えた。</p> <p>従って、私学の独自性、自主性を損なう教育委員会の「指導・助言・援助」は不要である。</p> <p>5 私立学校の自主性の確保について(要請)(平成19年2月27日付)の文書においても石原都知事は、以下の理由から地教行法の改正は、適切ではないとして、行なわないよう強く要請している。</p>	60	男	東京私立中学高等学校 会長

	<p>① 公立学校の教育改革は、私立学校の教育成果が広く取り入れられていること。</p> <p>② 今回の教育委員会の見直しは、公立学校の教育改革が目的であり、私立学校に対する指導権限の付与とは、本来の目的とは全く関連のないものであること。</p> <p>③ 本来、公教育は公立学校と私立学校が対等な立場で競い合い、互いに切磋琢磨してこそ発展するものであり、公立学校の設置者である教育委員会の指導の下に置くことは、私立学校の自主性・自律性を損なう恐れがあること。</p> <p>以上の理由から地教行法を「教育委員会が私立学校を指導、助言、援助する。」と改正することで、現下の日本の教育が良くなるとは、到底考えられない。よって、断固として反対する。</p>			
188	<p>意見：地方教育行政法の見直しのなかで、文部科学大臣による是正の勧告・指示を盛り込むこととしているが、地方自治法第245条の5において、是正の要求ができることとされているのに、わざわざ地方分権の流れのなかで削除された地教行法第52条の規定を復活するような見直しを行う意味が分からない。しかも、今回の教委の見直しの発端となったいじめや未履修の問題で、文部科学大臣は自治法の規定に基づく是正の要求権を行使していない。にもかかわらず、文部科学省所管の法律にわざわざ是正の勧告・指示を盛り込もうと画策する事は、文科省の怠慢と権力拡大思考のあらわれである。</p>	33	男	団体職員
189	<p>意見：地方教育行政法の見直しのなかで、文部科学大臣による是正の勧告・指示を盛り込むこととしているが、地方自治法第245条の5において、是正の要求ができることとされているのに、わざわざ地方分権の流れのなかで削除された地教行法第52条の規定を復活するような見直しを行う意味が分からない。しかも、今回の教委の見直しの発端となったいじめや未履修の問題で、文部科学大臣は自治法の規定に基づく是正の要求権を行使していない。にもかかわらず、文部科学省所管の法律にわざわざ是正の勧告・指示を盛り込もうと画策する事は、文科省の怠慢と権力拡大志向のあらわれである。</p>	33	男	団体職員
190	<p>私立学校は費用の大部分が保護者負担であるため、保護者やその子供たちの意向を踏まえて進学をはじめとする多様な要望に応える教育を行っている。わが国の教育に対する公費支出が世界的に低水準であるなかで、私立学校は財政的にも国に大きく貢献しており、それは公費支出の公私間格差はもとより、特に高等学校教育において、私立学校が受け入れている生徒数の割合を見ても明らかである。</p> <p>私立学校教育は、公費支出の公私間格差に起因する多額の負担を強いられながらも、そこに子どもの教育を委ねたいという保護者との信頼関係で成り立っており、その意味でも現行法のもとで、私立学校は我が国の公教育に十分に機能し、役割を果たしていると断言できるのである。</p> <p>現行法は、公教育における私立学校の重要性と独自性を認め、その発展を図ることによって我が国公教育全体の健全性を確保するため、教育委員会と知事のいわば二元的教育行政を規定しているのであり、今日、教育委員会制度の問題点を指摘する声はあっても、現行法のこの趣旨に多くの関係者が異議を唱えている状況にはない。</p> <p>こうした地方教育行政の歴史的経緯や私立学校教育の実態・現実を踏まえると、今回の法改正の方向は、行政による事務的・画一的な指導を助長し、私立学校の自主性・独自性・教育内容の特質が失われ、さらには経営に対する干渉、官僚統制につながるおそれさえ指摘されるところであり、ひいては我が国の教育の健全な発展を阻害することになるといわざるを得ない。</p> <p>よって、改正には声を大にして反対するものである。</p>	50	男	学校法人 理事長
191	<p>地方分権一括法の理念に反しており、国の管理強化につながります。国が地方への是正勧告権や是正指示権は持つべきではありません。広島県では「文部省是正指導」の名のもとに現場におおきな混乱ばかりが引き起こされました。教育にとって、国の管理強化は百害あって一理なしです。</p>	51	男	教員
192	<p>・教育の中央集権化が進み、教育の自由が損なわれよう改正是すべきではありません。地方分権推進法の趣旨ともかけ離れたものとなり、矛盾してしまいます。また、人事権を市町村教育委員会に任せると、市町村の力関係が人事に影響し、結局は地方切り捨てに拍車がかかりることになりますので、変更しないことを望みます。</p>	46	男	教諭

193	<p>日頃は教育行政にご尽力いただいておりますことに敬意を表します。</p> <p>さて、地方教育行政法の改正についてですが、1. 教育委員会の責任体制の明確化、2. 教育委員会の体制強化について、様々な改正案が出されていますが、教育委員会の責任体制を問うのであるならば、教育委員公選制・予算案提出権・教育委員会会議の公開化等を推進し、より地方教育委員会に責任を負わせるべきだと考えます。それに伴い、教育予算についても、財源を明らかにして、国・県・地方の分担率を設定するなどして、教育水準の格差が生まれないよう方向で改正されることを望みます。教育は、誰もが平等に受ける権利を持っています。そのために、改正された教育基本法では、「1 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」「2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。」「3 地方公共団体は、当該地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。」「4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。」と定めてあります。そうであるならば、教育行政は、「不当な支配に屈することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」という基本法の条文に立ち返って、教育委員公選制を導入し、会議を公開化して、誰に対しても、平等な教育が受けられるように、「必要な財政上の措置を講じなければならない。」のではないのでしょうか。</p>	35	男	教員
194	<p>県費負担の教職員の人事の一部を市町村教育委員会に移譲するという案がありますが、これはさまざまな問題を生じさせると思います。現在でさえ、都市部の学校での勤務を希望する教職員が多く、学校の職員構成に歪みが生じています。もし、市町村単位で採用するとなれば、希望者が殺到する自治体とほとんど希望者がいない自治体がでることは明らかです。また、自治体によって教員の待遇が異なることとなります。このことも、さらに希望者の多寡に拍車をかけます。また今の厳しい財政状況の中、教員定数を減らす自治体も多く出てくるでしょう。</p> <p>全国どこでも、同じように、質の高い専門職の教員による教育が行われるというのは、世界がうらやましがらる日本の教育制度です。なぜ、市町村ごとに差をつけようとするのでしょうか。こうした内容を含む改正の方向には反対です。</p>	49	女	高校教員
195	<p>文部科学大臣が都道府県教委の教育長の任命に関与することは、国による地方教育行政への管理を今以上に強め、教育の国家統制につながるものです。地方自治に逆行するものです。反対です。</p>	49	女	高校教員
196	<p>1, 教育委員会の責任体制の明確化に反対です。 「地方教育行政と国との役割分担・協力の下」の「役割分担」の内容を明確化せずこの内容だけを決めれば、「教育における地方分権の推進」に反する内容にもなる可能性があります。</p> <p>2, 教育委員会の体制の強化に反対です。 「広域で教育行政事務を処理する」「文部科学大臣・都道府県教育委員会は教育委員の資質向上に努めること」とありますが、これは、地方教育行政に文部科学大臣が直接に口を出せる道を開くこととなります。</p> <p>3, 教育における地方分権の推進の内容に反対です。 「首長の私立学校に関する事務のうち……首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること」とありますが、私学への直接の介入を招くこととなります。「県費負担教職員の人事に関し、一定の人事に関する権限を市区町村教育委員会に委譲すること」とありますが、教育のリストラにつながりかねません。</p> <p>4, 教育における国の責任の果たし方について 「文部科学大臣・都道府県教育委員会は……是正の勧告や指示ができるようにすること」「文部科学大臣は都道府県教育委員会の教育長の任命について一定の関与を行うこと」とありますが、これは、国が教育の内容に直接介入することにつながり、市区町村教育委員会の独自性をおかすことにもつながります。また、「教育委員会や学校等の教育機関は、文部科学大臣・都道府県教育委員会が行う調査に協力するものとする」とありますが、教育課程に関わることは市区町村教育委員会の権限であり、地方の独自性・特殊性を配慮する観点からもあってはならないことです。</p>			

197	<p>3、教育における地方分権の推進 ○「首長の私立学校に関する事務のうち、…首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」について断固反対である</p> <p>・理由: 公立の学校教育と私学教育は、歴史的背景や経緯・教育理念 ・教育思想において、基本的な違いがあり、その教育目標についても、公私の違いがあると考えている。私教育までも教育委員会に一本化し、教委が私学を所管・指導するという地教行法改正の方向性は、こうした差異を画一化するだけでなく、私教育の自主性や建学の精神を損なう懸念があり、県内私立中学・高等学校8校の意見も踏まえ、断固反対である。</p>	81	男	<p>佐賀県私立学校協会会長</p> <p>佐賀県私立中学高等学校協会会長</p>
198	<p>「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながる。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではない。あくまでも、地方の意志を尊重すべきである。</p> <p>教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行なうべきである。</p> <p>市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要がある。よって、より慎重な論議を求める。</p>			
199	<p>・「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながると思います。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではないと思います。</p> <p>・教育委員については、公選を含め、地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきであると考えます。</p> <p>・市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要があります。</p>	49	男	公務員
200	<p>◎ 地方教育行政の組織および運営に関する法律を改正するにあたり次のことについて意見を申し上げます。</p> <p>3. 教育における地方分権の推進 ○ 首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。 上記のことについて下記のとおり意見を申し上げます。</p> <p>◎ 私立学校は公立学校とともに公教育を担っていますが、ご承知のとおり、私立学校はそれぞれ創立者の教育にける情熱を反映した「建学の精神」を持ち、個性や能力に応じたきめ細やかな、特色ある独自の教育方針により、公立学校ではできない魅力ある教育を行っている。これを公立学校と同じような、画一的な教育内容にするような指導・助言を教育委員会が行うことについて反対します。なお、教育基本法等、教育に関する法規は、当然のこととしてこれを遵守することを申し添えます。</p> <p>《反対理由》 (1) 現在の多くの私立学校で行われている、心の教育や宗教教育は、学校内外のいじめや非行問題の抑止、改善に大きく役立っているが、これができなくなるおそれがある。 (2) 私立学校は、公立学校と生徒募集で競争するために特色ある独自の教育を行っている。しかしながら、授業料の公私格差が5倍以上ある現状においては、公立学校と同じような画一的な教育内容では、私立学校の生徒募集に支障をきたすおそれがある。</p>	70	男	私立学校校長
201	<p>地教行法の改正の方向について、地方分権の流れに反し、教育の国家統制が強まるおそれがあるので、反対である。</p> <p>2000年に施行された、地方分権一括法で、国から地方へは、強制力のない「指導・助言・援助」が基本となった。それがまだ10年もたたないうちに元に戻されるのは、全くおかしい。</p> <p>国として、教育水準を確保するなら、義務教育費国庫負担を100%国が持つ、30人以下学級を国として実施するなどの教育条件に金を出すべきである。金を出さずに、口は出す、は近代国家として恥ずべきことである。欧米なみの教育条件の整備が先である。</p>	50	男	小学校教員
202	<p>国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つことは、国の管理強化につながるものである。これは、地方分権の流れに逆行するものであり、問題だと考えている。</p>	43	男	小学校教員

203	地方分権をめざす政府の方針に反しており、一貫性のない政策はやめて欲しい。	56	男	元中学校教諭
204	意見 3、教育における地方分権の推進 私立学校が、伝統的に進めてきた自主性・独自性を堅持するために、教育委員会の私立学校に対する専門的な指導・助言という形での干渉には、断固反対する。		男	徳島県私立 中学高等学 校連合会 会長
205	小規模市町村の教育委員会統合は、大いに疑問です。まず、予算の関係がどうなるのか。複数市町村で教育委員会を組織した場合、自治体からの予算配分に問題が生じてきます。教育委員会内の職員構成によっては、派閥や在籍市町村による利害関係が発生していきます。また、一自治体に一教育委員会があるからこそ、きめ細やかに様々な問題に対応できるというものです。教育委員会の機能不全は、文科省一都道府県教委一市町村教委という上下関係に問題があると考えます。末端教委は、上部機関の言うことは絶対、おかしな報告、意見は言えない、という風潮です。教育委員会の機能を取り戻すなら、こうした上下関係を改め、委員の公選制など行うことの方が先決です。	37	男	教員
206	国が全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため地方への是正勧告権や是正指示権を持つことは、「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながると考えられます。国は地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではないと思います。教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきであります。市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながることが考えられるため、慎重に判断すべきであると思います。	58	男	教員
207	「3. 教育における地方分権の推進」第3項において、私立学校の指導を教育委員会ができるように定められていますが、これは、私立学校の独立性を奪うものです。	41	男	デザイナー
208	「4. 教育における国の責任の果たし方」第1項において、教育委員会や学校等は、文部科学大臣・都道府県教育委員会が行う調査に協力するもの、と書かれていますが、調査に協力するか否かは学校側がその教育理念において判断するものです。	41	男	デザイナー
209	「4. 教育における国の責任の果たし方」第3項において、教育委員長の任命に文部科学大臣や都道府県教育委員会が関与することは、地域や学校の独立性を保つため、行うべきではありません。	41	男	デザイナー



210	<p>総じて、教育行政の瑕疵は学校教育の随所に見られ、その問題は看過されながら、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を一義的に改正して、教育委員会の権限下で私学に助言・支援・指導が行われるならば、それは不当な介入と断言でき、容認出来るものではない。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」はその条項を詳細にみても公立学校を想定し、教育委員会など公立学校の管理を行う執行機関即ち設置者を統括する法律である。私立学校の設置者である理事会を執行機関にする学校法人には馴染まないし、学校法人理事会を蔑ろにする越権的監督も懸念される。</p> <p>そもそも公立学校・私立学校の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」はすべての公立・私立への公的助成が均等である基盤が生まれて初めて運用成立する性格を持ち、「公的助成が不平等かつ大きな格差」を生んでいる今日、教育委員会の権限下において助言或いは支援が行われるならば、それは「私立学校法（その自主性は私立学校法第1条に規定されており、実定法上の根拠となる）」の精神に矛盾するばかりか、児童・生徒・保護者及び私立学校と職員ともに保持する教育の自由を侵害するもので到底容認出来ない。</p> <p>学校法人は教育という崇高な目的を持った公益法人で、その経営基盤の大半は私立学校を選択する児童・生徒・保護者の納付金によるところが大きいからである。</p> <p>「未履修の問題」に端を発し、教育課程・学習指導要領への理解の齟齬が生じ社会的論議を招いたが、それは単に私立学校法第5条(学習指導要領の特例)の解釈の相違に過ぎない。この一連の齟齬をもって私立学校の運営が野放図であるとは言えないし、むしろ法的根拠なく放縦を装ったのは公立学校であったと断言できる。</p> <p>鑑みるに、学校法人の破綻が懸念され、その論議が国の委員会などでされる昨今、公益法人の経営は自己責任の上にある。その責務は各公益法人に帰するものであり自明の理である。</p> <p>なぜなら、教育委員会など行政は公益法人(学校法人)の債務を補償し得ないからである。</p> <p>今回の一連の法改正の問題は私立学校のみならず、学校教育の社会的条件を大きく変えるものであり、臨教審以来、学校教育の多様性を持って国家の教育資質向上を目指して来た我が国の教育の根幹を揺るがす問題であると思量する。</p> <p>公教育と私教育の経営基盤は甚だしく異なる訳であって、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、私学が現状の都道府県知事の指導下から、教育委員会の指導・助言を受けるならば、憲法21条1項により結社の自由が非常に強く担保されている私立学校へ以上</p>	48	男	学校法人 理事長
211	<p>教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきである。</p>	52	男	教育公務員
212	<p>「教育における地方分権の推進」について</p> <p>○ 首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。</p> <p>に対して、本件については、地方教育行政の歴史的経緯を踏まえれば、私立学校の自主性・独自性を守られないことが思料されるので、強く反対します。</p>	46	男	学校法人 理事長
213	<p>この改正は、国があらゆる教育の場をコントロールする「国家統制」を推し進めることにより、公教育の混乱と破壊をもたらそうとしている。</p> <p>「地方分権一括法」の理念に反しており、まさしく国の管理強化につながっていくという危機感を感じる。国が、地方への是正勧告権や是正指示権をもつべきではない。</p>	48	男	教職員
214	<p>「文部科学大臣は都道府県教育委員会の教育長の任命について、都道府県教育委員会は市町村教育委員会の教育長の任命について、一定の関与を行うこと」という文言があるが、「3. 教育における地方分権の推進」と真っ向から矛盾する。しかも「関与」の内容が明確ではない。「地方分権」をかかげる以上、関与すべきでない。</p>	51	男	高校教諭

215	<p>昨年、国民多数の意思を無視して、日本国憲法に違反する「新教育基本法」が強引に制定されたことは、まことに遺憾であります。</p> <p>しかも今、それに則る教育関連法案の制定をすすめる動きは憂慮に堪えません。空前の速度で中教審答申を作成するのは、この短期間の意見募集と共に、「民意を聞いた」アリバイ工作に過ぎぬ営みです。昨年、国会で明らかにされた「やらせのタウンミーティング」とそっくりの構造ではありませんか。</p> <p>第二次大戦敗北の反省から、「平和国家、民主国家、文化国家」として再建すべく、日本国憲法と教育基本法は制定されました。</p> <p>時代の制約から、その条文の語句に至らない部分はありますが、永年の国民の努力によって豊かな解釈も蓄積されてきました。そうした真摯な営みこそ尊重されるべきです。</p> <p>標記の法案は、戦後の保守政権が一貫してすすめた教育行政の国家主義的再編強化を完成しようとする、きわめて憂慮すべき内容です。到底人権尊重の21世紀に対応する姿勢ではありません。伊吹文科相のいう「日本社会は人権メタボリック症候群」どころか、「子どもと教員の人権」こそ、緊急に保障しなくてはなりません。</p> <p>改めて現在の「新教育基本法」に則る教育関連法案制定、特に地教行法改正の撤回を求めます。</p>	71 女	無職
216	<p>「改正の方向」のすべてに反対である</p> <p>1. 教育委員会に対し文科相が是正勧告を行う権限を付与することは、教育への国家介入を強化するものであり反対である。そのねらいは、学生・生徒・児童の内心の自由を侵害して国民の“こころ”の国家主義的統制を図り、教育機会の不均等を拡大・固定化する改正教育基本法にもとづく国家主義的教育を徹底していくためにほかならない。教育委員会制度の見直しにあたっては、1947年教育基本法の基本理念である国家・中央教育行政、地方自治体の一般行政等のいずれからも介入されない教育の自主性の尊重という立場に立ち返るべきである。</p> <p>2. 意見募集期間がわずか7日間というのは不当な短さである。国民の声を広く聞くとする姿勢ではなく、「意見を聞いた」という装いを形式的に取り繕うためとの批判を免れ得ないものである。行政手続法では、命令等を定める機関が命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案について30日以上期間を設けて「広く一般の意見を求めなければならない」とされており、行政手続法に該当する案件については最低限である30日の意見聴取が行われている。この趣旨は「広く一般の意見を求めようとするのであれば、最低30日は必要であるということ」を意味している。今回の『「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の方向について」に関する意見募集』は「任意の意見募集」であるが、行政手続法に比してあまりにも短い意見募集期間の設定は改めるべきである。</p>	60 男	大学教授
217	<p>国が地方教育委員会への是正の勧告や指示権を持つことは、地方分権一括法の理念に反しています。国の管理強化であり、そういった権限は持つべきではありません。また、調査への協力強制、教育長の任命権を国が持つことなども、自治体の裁量権を狭めるもので、反対です。また、市町村への人事権の委譲は、全国でこれまで保障されていた教育条件に格差を付けるものにつながる可能性があり、これにも反対です。</p>	51 女	教員
218	<p>「文部科学大臣は都道府県教育委員会の教育長の任命について、都道府県教育委員会は市町村教育委員会の教育長の任命について、一定の関与を行うこと。」とあるが、とんでもないことである。一体、どんな思惑があって、こんなことを考え出すのか。教育委員会の独立性を脅かすばかりか、教育が中央集権型になり、地方分権をないがしろにするものである。</p> <p>そもそも義務教育費国庫負担制度の2分の1堅持を3分の1にしたのは、地方自治体の要請があったとはいえ、国から地方への政策を押し進めてきた政府・与党の決断の結果ではなかったか！</p> <p>国の管理強化、都道府県の管理強化につながる任命のありかたには反対である。そのような権限を持たせる必要はない。</p>	60 男	団体役員
219	<p>「県費負担教職員の人事に関し、一定の人事に関する権限を市町村教育委員会に移譲すること」とあるが、全国一律にということは難しいのではないか。長崎県では、長崎市などがある本土部出身の教職員が圧倒的に多く、離島部出身者が少ない。そのために、県内をAB地域に大別し、必ず他地域に4年行かなければならないとする広域人事を実施している。長崎市出身者が長崎市内で勤務したいと思うのは当然であるが、すべての人を受け入れる容量はない。一方、離島部の学校に勤務している離島出身者の絶対量は極端に不足している。</p> <p>以前、他地区から長崎市に勤務を変わりたい時には面接などがあった。入れた人とそうでなかった人との差はなんであったのか？長崎市に入れた人は優秀教員で、入れなかった人はそうでないという風評もあったと聞く。同じようなことが繰り返されるならば、格差社会を持ち込むようなものだ。</p> <p>長崎県のように一定の交流が必要な、歴然とした地域差があるところでは、人事権を県から市町村に移譲するのは無理である。</p>	60 男	団体役員

220	<p>国が全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため地方への是正勧告権や是正指示権を持つことは、「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながると考えられます。国は地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではないと思います。</p> <p>教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきであります。</p> <p>市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながることが考えられるため、慎重に判断すべきであると思います。</p>	38	男	教員
221	<p>なんか、東京を中心とした都市部の問題だけが解決されれば、あとはどうなってもいいというような気配を感じますが、それだったら、都市部だけ地教行法を改正し、地方の地教行法はそのままにしておいてほしいと思います。ただでさえ、国の借金の負担を地方に押しつけ地方を切り捨て、中央にばかり金が流れる様な「改革」ばかりが行われている様な気がする昨今、もうたくさんです。いい加減にしてください。</p> <p>地方を切り捨てず、本当の意味での地方分権を目指してください。</p>	49	男	教員
222	<p>改正の方向は、国から教育委員会への介入を強める内容になっていると感じます。日本国憲法の原則である地方自治および地方分権を推進する立場からすれば、逆行するのではないのでしょうか。</p> <p>特に、全国学力テストに関して、協力する義務を課すのは、明らかに「教育の国会統制」ととられても仕方ない内容ではないのでしょうか。</p> <p>また、広域での教育委員会設置は、子どもたちの顔の見えない教育行政を進めることにつながりかねません。</p> <p>保護者と地域での教育権を保障し実践するためにも、教育委員の直接選挙での選出が望まれます。</p>	49	男	団体職員
223	<p>教育委員会については、地方自治体の裁量による選出にすべきです。</p>	53	男	教育関係者
224	<p>〔意見〕 この度の「教育委員会の私立学校への指導・助言・援助」を可能とする地教行法の改正の方向に対し、以下の理由により反対し、撤回を求めます。</p> <p>〔理由〕 私立学校法では総則で「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」とある。</p> <p>私学はそれぞれに「建学の精神」にもとづき、特色ある教育を展開し、公教育の一端を担いながら、教育の多様性と教育の自由を担保する存在として、民主主義社会の成長に貢献してきた。</p> <p>「自主性を重んじ」という文言は直接私学の自主性を支持するものであると同時に「公共性」ということばもまた、自主性と相反する概念と誤解されてはならない。「官庁や行政の意思」が、すなわち「公共性」と等しいのではなく、広く国民の願いに応え、公共の福祉を目標とすることこそが「私学の公共性」である。</p> <p>教育課程の編成は私学教育の根幹であり、教育委員会の「指導・助言・援助」は私学の自主性に対する明らかな侵害であると同時に、将来的にさまざまな拡大解釈の危険性を生じせしめるものである。</p> <p>以上</p>	46	男	高等学校教諭
225	<p>〔意見〕 この度の「教育委員会の私立学校への指導・助言・援助」を可能とする地教行法の改正の方向に対し、以下の理由により反対し、撤回を求めます。</p> <p>〔理由〕 今回の法改正の意見は、昨年秋に富山県の公立高校で発覚し、全国に広がった「履修漏れ」問題を契機とするものであろう。ルールが決まっている以上、法律は公私立の別なく尊重すべき点は当然である。一部に「私学はフェアでない」という批判があるのは妥当とは言えない。遵法精神の大切さに公立・私立の差はなく、私学独自の問題ではなく公立・私立ともに改善すべき課題である。</p> <p>むしろ指導要領未履修問題の本質は、文部科学省の指導要領改訂と国公立大学入試の有り方の不整合に起因している。後期中等教育の現場では、生徒・保護者の要望に応えたいという思い（これは文部科学省も大いに推奨するところである）と遵法精神の板ばさみにあった結果であり、学習指導要領と大学入試の有り方の問題の解決は、行政と国公立大学との関係において解決すべき問題である。現場に矛盾を押し付けながら、その原因を「私学の自主性」に求めるのは、問題のすりかえである。</p> <p>以上</p>	46	男	高等学校教諭

226	<p>〔意見〕 この度の「教育委員会の私立学校への指導・助言・援助」を可能とする地教行法の改正の方向に対し、以下の理由により反対し、撤回を求めます。</p> <p>〔理由〕 昨年「履修漏れ」問題に端を発するこの度の法改正の意図は、現行制度においても知事の監督(具体的には文教課が担っている)と「私学審議会」の機能によって運用上十分に達することができるものである。本来、公立は「教育委員会」私立は「知事の監督」に分割されることによって制度的に担保されてきた「私学の自主性」を大きく損なうものである。「公立と私立の一元的管理」によって教育委員会の影響力が拡大すれば、現在の私立学校と監督者との信頼関係を損なう点でも大きなマイナスである。</p> <p>都道府県教育委員会による「指導・助言」を可能とする改正は「屋上屋を架す」ものであるのみならず、審議の慎重さを著しく欠いたもので、拙速の謗りを免れない。朝令暮改的な文部科学省方針には教育現場の混乱はもちろん、社会の批判の声も高い。いっそう慎重な姿勢をしめすべきである。</p> <p>以上</p>	46	男	高等学校教諭
227	<p>3 教育における地方分権の推進 首長の私学学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私学学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。</p> <p>●この項目の削除を求める。</p> <p>昨日の衆院予算委員会で、国民新党の糸川正晃氏に「私立といえども、義務教育の学習指導要領が守られていないことをどう考えるか」と問いただされた文科相は、この項目に言及、私立にも一定の指導をすることを検討していることに触れ、「今までの私学行政の中で抜けていた部分だと反省している」と述べた。しかし、学習指導要領自体、近年の揺れる教育改革の中から生まれてきたものであり、確固たる地位を築いているとはいえない。</p> <p>私立学校にはそれぞれの特性がある。1947年の教育基本法にのっとり、理想的なりべらな学校として歩んできている学校もある。ゆとり教育が取りざたされる以前から、独自のカリキュラムで総合学習に重きをおき、考える力の向上に直結させている学校もある。それらの学校が授業をこなすことに必死になり、一律に個性を無くしていくことは、大きな損失だ。とくに、今回の学校教育法の改正の方向に示されているような義務教育の目的が付されていくとすると、国民は、この国が一つの方向へ向かっていることを意識せざるを得ない。</p>	48	女	フリーライター
228	<p>文部科学大臣が都道府県教育委員会の教育長の任命について一定の関与を行うことは、行政の地方自治への移行という流れに反しています。</p> <p>さらに、地方の教育行政が文科省の統制のもとに行われ、教育への国の管理統制が今以上に強まります。</p> <p>また、教職員の人事権を市町村教育委員会に移譲することは、教育環境の格差につながります。</p> <p>この法案に反対します。</p>	58	男	高校教員
229	<p>1. 国、教育委員会は、教育条件の整備に徹するべきである。</p> <p>2. 国の管理強化につながる、地方教育委員会への是正勧告や指示の権限を付与することには反対である。</p> <p>3. 市町村教育委員会への人事権の移譲は、それによって人材確保に支障や教職員定数の削減などが生まれ、教育条件の格差、悪化につながらないようにすることが必要である。</p> <p>4. 教育委員は、公選など地方自治体の裁量により選出できるようにすべきである。</p> <p>5. 地教行法の「改正」案を国会に提案しないよう強く求める。</p>	54	男	高校教員
230	<p>地方分権の流れにそぐわないので、国の関与が大きくなるような是正勧告権や是正指示権は持つべきでないと思います。</p> <p>また、教育委員は発足した当時のように公選にすべきで、議会への予算案提出ができるようにすべきです。</p>	42	男	小学校教員
231	<p>一国の教育について一定の水準の教育を保ちその機会は平等に与えられることが基本だと思います。この地教行法では市町村への人事権移譲について触れられていますが、このことによって人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の格差拡大につながると思いますので十分な検討をされどのこも等しく教育を受けるチャンスが平等となる政策をお願いしたい。</p>	40	男	教員

232	<p>○地方分権の理念に反している。国が、地方への是正勧告権を持つべきでない。教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出し、教育委員会会議の公開化等を推進すべきだ。 以上。</p>	33	男	公務員
233	<p>「3 教育における地方分権の推進」第二項目の「教育委員会の所掌事務のうち…首長が担当できるようにすること」に対し、ご意見を申し上げます。 「文化、スポーツに関する事務」とありますが、「文化」はどの範囲までを指すのでしょうか。もしそれが生涯学習・社会教育も含めるとしたら、それについては今一度ご検討いただきたいと存じます。 社会教育は学校教育以外の分野の教育活動を指すことは言うまでもありませんが、本来社会教育は学校以外での、地域住民が自主的・主体的に行う教育・学習活動であり、地域課題・生活課題に目を向け、それを解決する営みであると思います。そして自治体の社会教育部門・社会教育機関は地域の声を学習という手法により吸い上げ、あるいは支援し、それを行政施策に向けて提言していく役割があると考えます。 すなわち、この営みは住民の学習権保障という観点からも、首長部局による行政施策とは一線を画する行為であり、場合によっては行政施策とは方向が異なることもあります。 また、社会教育法には「实际生活に即する」という文言があるとおり、その趣旨からも社会教育は、地域住民の生活や地域の課題を学習を通じて解決する(学習と暮らしを結ぶ)ものであり、住民の学習権は保障されなければならない、その意味でも社会教育部門は教育委員会におくことが必要であると考えます。 もし首長権限のもとに置かれることになれば、行政により住民の思想・信条が左右されるという、戦前にも似た体制に陥ることも大きく危惧されるのではないかと考えます。 私は自治体職員・公民館主事ですが、日々地域住民の方々と向き合いながら仕事をしています。住民の方々の意見は様々なものがあり、それらの意見を民主的に聴き、つなぎ、公民館活動・地域づくり活動を住民の方々とともに進めています。地域づくりを進めるうえで、時には行政の政策に対する辛口の考えや真っ向から対立する意見を持つ人達もいます。しかしそれは、そこで生活する住民の方々の生の声であり、その意見を無視して地域自治・住民自治の発展はないと思われます。 さらに付け加えれば、「学習」という行為は机上で行われるものでなく、ユネスコ学習権に関する宣言にあるとおり、学習とは生きていくために欠くことのできない道具であり、出来事に流される客体ではなく時代を切り拓く主体に変えるということであれば、まさに「学習」とは、大きな課題を抱える地域社会を住民自らの手で創造していく行為であると考えます。 以上のような理由から、地域住民の生活・暮らしに根ざした自主的・主体的な学習活動(地域)なにとぞよろしくお願い申し上げます。</p>	45	男	公務員
234	<p>独自性、自主性を重んじる私立学校においては、「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」は受け入れられません。</p>	53	男	中等教育学校校長
235	<p>「国の勧告や指示ができる」という文言を入れないことを求めます」</p>	55	男	公務員
236	<p>「地教行法の改正について」に反対します 以下、理由を述べます。 理由 1. そもそも教育行政を所管する文部科学省として、地教行法の「改正」意見募集をするにあたり、2月22日に要領を発表し締め切りを2月28日に設定するとは、国民の意見を真剣に聞き、憲法・地方自治を尊重する立場に立っているとは思えません。形だけ「国民の声」を聞いたことにするための、このような意見募集の仕方そのものに問題があることを厳しく指摘せざるをえません。 2. 「地教行法」は第1条に「教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的」としており、教育と地方自治の基本にかかわる重要な法律です。日本国憲法では地方自治を重視する規定が定められており、憲法と地方自治法が要請する教育行政は、当然地方自治を原則とすべきであり、これを崩す「地教行法の改正の方向について」(以下「改正の方向」)に反対します。 3. 「改正の方向」は、「地方教育行政体制の充実を図るため」としながら、その一方で「教育における国の責任の果たし方」で国の権限強化の方向を示しており、大きな矛盾を露呈しています。この矛盾からは、「改正」の本質が国家による教育の管理・統制にあることが透けて見え、断じて許すことができません。</p>	54	男	高等学校教職員組合職

	<p>都道府県教育長協議会ならびに都道府県教育委員長協議会は、2007年2月13日に文部科学省および教育再生会議にあてて、「教育委員会制度等地方に関わる事柄については、各地域が当事者意識と責任を持って教育に取り組むという地方分権の視点に立って、議論がなされるべきである」と意見表明をおこなっているところです。さらに2月27日全国知事会、全国都道府県議長会議など地方6団体が、そろって地方の教育委員会への国の関与を強化する案について反対声明を共同で発表しています。</p> <p>4. 「改正の方向」で「教育委員会や学校等の教育機関は、文部科学大臣・都道府県教育委員会が行う調査に協力するもの」「文部科学大臣は都道府県教育委員会の教育長の任命について、都道府県教育委員会は地町村教育委員会の教育長の任命について、一定の関与を行うこと」と示していることは、文部科学省と地方教育行政機関との指導助言関係の原則を大きく崩し指揮監督を強めるものです。これは憲法・地方自治法の精神に反する重大な問題です。地方教育行政については基本的に各自治体が自主性をもって判断すべき事柄であり、国家の教育への介入につながることはとうてい認められません。</p> <p>以上の理由から「地教行法の改正の方向について」に反対します。</p> <p>以上</p>			
237	<p>[主文] 「教育委員会や学校等の教育機関は、文部科学大臣・都道府県教育委員会が行う調査に協力するものとする」と地教行法の改「正」に盛り込まないでください。</p> <p>[理由] この条項は、現在は任意とされている調査、例えばこの4月に実施する「全国学力テスト」などを全国の教育委員会や教育機関に強制するものです。</p>	44	男	会社員
238	<p>地教行法について 「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながる。国が地方への是正勧告件や是正指示権を持つべきではない。</p> <p>市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要がある。</p>	49	男	教員
239	<p>2. 教育委員会の体制強化 「教育委員の責務を明らかにするとともに、文部科学大臣・都道府県教育委員会は、教育委員の資質の向上に努めること。」について。</p> <p>(1)「教育委員の責務を明らかにする」とは、具体的には何を指すのですか。不明確な規定には賛成しかねます。</p> <p>(2)「文部科学大臣・都道府県教育委員会は、教育委員の資質の向上に努めること」の「資質の向上」とは、具体的には何を指すのですか。不明確な規定には賛成しかねます。</p> <p>現在の教育情勢を鑑みると、あいまいな規定をおくことは、国家行政の教育者への不当な支配をよりいっそう強めることにつながると感じます。</p> <p>よって、この項目は削除されることを求めます。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>	36	女	自営業
240	<p>4. 教育における国の責任の果たし方について 「文部科学大臣・都道府県教育委員会は、……法令違反や著しく不適正な場合に限り……指示ができるようにすること。」について 「著しく不適正な場合」とは具体的には何を指すのですか。不明確な規定には賛成しかねます。</p> <p>現在の教育情勢を鑑みると、あいまいな規定をおくことは、国家行政の教育者への不当な支配をよりいっそう強めることにつながると感じます。</p> <p>よって、この項目は削除されることを求めます。</p> <p>「教育委員会や学校等の教育機関は、……調査に協力するものとする」とについて。 教育現場の混乱の背景のひとつには、教員が非常に多くの事務作業をかかえていることがあげられます。また、調査には任意性を認めなければ、精神的な負担が増える原因となります。調査への協力は任意であるべきであると思ひます。</p> <p>よって、この項目は削除されることを求めます。</p> <p>「文部科学大臣は、……教育長の任命について、……一定の関与を行うこと」について。 上に人事権があると、上からの覚えめでたき人が選ばれることとなります。そのため、本来適切な人が選ばれなくなるか、上にこびる態度をとることとなります。現行法のとおりが望ましいと思ひます。</p> <p>よって、この項目は削除されることを求めます。</p> <p>以上のことから、「教育における国の責任の果たし方」は全面削除されることを求めます。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>	36	女	自営業

241	<p>[主文] 教育委員会の体制強化のうち、「文部科学大臣・都道府県教育委員会は、教育委員の資質向上に努めること」は盛り込まないでください。</p> <p>[理由] 教育委員は、現行法でも議会の同意が必要であり、議会が人事案件として諮る以前に、各会派で委員の資質のチェックをしているのが通例です。それに、現在教育委員会を巡って起きている様々な問題は、教育委員会制度そのものに起因するか、教育委員会ではどうしようもないことであり、教育委員個々の資質とは何ら関係ありません。</p>	44	男	会社員
242	<p>3. 教育における地方分権の推進 「首長の私立学校に関する事務のうち……私立学校の特性にかんがみ……教育委員会ができるようにすること。」について。 私立学校法では、私立学校の自主性を尊重するため、所轄庁の権限を制限するとともに、その権限を行使する場合には、私立学校審議会の意見を聴かなければならないこととされています。私立学校に教育委員会が口出しするのは、自主性の確保を考えると賛成しかねます。よって、この項目は削除されることを求めます。 よろしくお願いします。</p>	36	女	自営業
243	<p>地方分権が叫ばれているからというわけではないが、国の管理強化につながる方向での改正は反対である。国が教育に責任を果たすというのであれば、まず教育にかける予算を増やさなければならぬ。教育にお金をかけようともせず、「あれをしよう、これをしよう」と言ったところで、効果は期待できない。現に教育に力を入れようとしている国は、教育にかける予算を増やしている。地方を締め付けるのではなく、予算を増やすことを真剣に考えていただきたい。最後に、このような大切な法律を議論するのに、パブリックコメントの募集期間が6日間とはあまりに短すぎる。せめて一か月は募集し、国民の意見を広く聴こうとすることが不可欠なのではないか。</p>	31	男	高校教員
244	<p>市町村への人事権の委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要がある。</p>	41	男	教育公務員
245	<p>2. 教育委員会の体制強化 体制強化するねらいはどこにあるのか、文部科学大臣・都道府県教育委員会が教育委員の資質向上に努めるということであるが、なぜ国がそこまで管理を強めなければならないのか十分に検証されていない。教育は各自治体の主体性を尊重すべきである。  意見募集期間が1週間しかないのは短すぎる。十分な期間をとり、国民の声を聞くべきである。あまりにも形式的と思われる。</p>	78	女	無職
246	<p>4 教育における国の責任の果たし方 都道府県の教育長の任命に国が一定の関与するのは行き過ぎである。あくまでも地方自治の原則を尊重すべきであって、本来は公選制にすべきと思われる。</p>	78	女	無職
247	<p>国が地方に対して強い管理機能を持つことには反対です。地方分権をうたう一方で、いざとなれば上から下への勧告や指示を出すことの意図には不穏な気を感じます。</p>	50	女	公務員
248	<p>・「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理が強化されることが考えられます。国が地方への勧告権や指示権を持つことは、好ましくないと考えます。 ・市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれるのが目に見えています。教育条件の悪化・教育条件の格差につながらないような配慮が必要ではないでしょうか。</p>	49	男女 (連名)	教員



249	<p>「改正」そのものに反対します。  このよう乱暴な議論、拙速な手続きで教育にかかわる法律に手をつけることじたい、子どもの教育について真摯に考えていないのは明白です。  「教育における国の責任の果たし方」をいうなら、まず、義務教育費国庫負担金を充実すること、少なくとも2分の1までもどすこと、また、先進国の中では考えられないほど劣悪な「40人」という学級定員を引き下げることが先決です。  教育予算を出し惜しみして、「教育再生」なんてふざけるな、といたい。これでは「教育破壊」にしかならない。  拙速な法律改正は許されません。  まして、パブリックコメントが1週間なんて、教育基本法「改正」のときの「やらせ」とほとんど変わらない、悪質なやり方ですね。  これで「意見を聞いた」「参考にした」というつもりでしょうが、そんなことで許されるとしたら大間違いですよ。  こんな汚いことはもうやめなさい。</p>	49	女	教員
250	<p>その地方の特色ある教育をすることが国際化が求められている今、子どもたちに必要なのではないのでしょうか。個性豊かな人間を育成することが、とかく個性に乏しいと言われる日本人に必要なだと思います。そのためにも、国が画一的に教育を管理するのは望ましくないと思います。地方の教育委員会は地方で決定するなど地方の主体性を大事にしてください。改正には反対です。</p>		女	パート
251	<p>4. 教育における国の責任の果たし方  『文部科学省は都道府県教育委員会の教育長の任命について、また、地道府県教育委員会は市町村教育委員会の教育長の任命について、一定の関与を行うこと』については、明確に反対です。自治体の要職である教育長の選定に国や都道府県が関与することは、地方分権に逆行するものです。地方教育委員会に対する人事への露骨な対応は、地域事情に密接に関わる地方自治体の独自性を阻害するものであり、国の学校現場への事細かな介入も懸念されます。そもそも公共的な教育行政の方針を示すことだけでも、文部科学省の地方教育委員会に対する関与はこれまで頻りにされてきております。他の省庁と比べても、中央集権的な傾向が強く、学校教育行政において人事にまで国が関与することは、地方の独自性を萎縮させる可能性が懸念され、あくまでも地方分権の趣旨に沿うべきです。</p>	35	男	特定非営利活動法人職員
252	<p>すでに各方面から指摘されているように、地方分権推進の理念に反し、国の関与が強まるのではないかと危惧します。  国の関与が強まることを考えた時、戦前の教育を連想せざるをえません。  地方の教育行政をどのように支援するかという観点での議論を望みます。</p>	39	男	教員
253	<p>「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながるものが懸念される。国が地方への是正勧告権や是指示権を持つべきではないと考えます。</p>	48	女	教員
254	<p>1. 教育委員に保護者を含めることも含め、このことは当該地方自治体が主体的に判断することで、法令等でしるべきではない。  2. 市町村教育委員会へ人事権を移譲することは、早急であり、当該地方自治体の意見を十分にきいてからすべきである。よって、この部分は今回は見送るべきである。  3. 文科省・都道府県教育委員会が行う調査についての協力は、法令で強制すべきものではなく、その内容によって、各自治体が適切に判断すべきものとする。これまでの地方分権の流れに逆行するものは入れるべきではない。  4. 教育長の任命についても、各自治体が適切に判断すべきものとする。これまでの地方分権の流れに逆行するものは入れるべきではない。</p>	46	男	中学校教員
255	<p>下記の通り  「文部科学大臣は都道府県教育委員会の教育長の任命について、都道府県教育委員会は市町村教育委員会の教育長の任命について、一定の関与を行うこと。」  これこそ、中央集権の典型であって、教育は、子ども・保護者・地域住民の者であるという基本原則の逸脱も甚だしい。地域住民の声が生きるように改善すべきだ。</p>	42	男	大学教員

256	下記の通り 「教育委員会や学校等の教育機関は、文部科学大臣・都道府県教育委員会が行う調査に協力するものとする。」 具体的な教育実践の成果を測ることとはまったく無関係な学力テスト等を、強制的にすべての学校に押しつけ、学校全体をテスト対策勉強に染め、子どもたちの学力破壊・人間力破壊を招くおそれが大きい。	42	男	大学教員
257	下記の通り 「著しく不適正な場合に限り、全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため、是正の勧告や指示ができるようにすること。」 何をもちて著しく不適切なのか、あいまいであり、国が恣意的に基準を設定できてしまい、なんでも国の命令がまかり通る。	42	男	大学教員
258	下記の通り 今回の改正案について明確に反対します。 反対根拠は、端的に言えば「教育の中央集権化に反対」ということです。それへの対案としては、「様々な階層や立場にある保護者や、さまざまな特性を持った地域の住民の声が教育行政や学校運営に民主的に反映される仕組みをつくるべきである。」ということに尽きます。	42	男	大学教員
259	教育関連三法案に関して、以下件、再度ご検討のほど、よろしく申し上げます。 3、地教行法について 地方分権一括法の理念に反しており、国の管理強化につながる。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではない。			
260	これは地方分権とは逆になっており、これでは特色ある学校づくりや開かれた学校づくりにはならないと思う。 教育委員会は現場教職員のサポート的存在に改め、予算も独自に配分して現場の要請に応じた予算措置ができるようにしてほしい。	39	男	教職員
261	3、の2つめの項の中で文化財保護以外の文化行政を首長が行う事が出来るようにすることは、不適當。国民の自由な学習を妨げます。	56	女	公務員
262	(1)教育委員会の責任体制の明確化の方向は、市町村教育委員会の国による介入を可能にし、地方自治の原則による市町村教育委員会の独自性を侵すものであり、認められません。 (2)教育委員会の体制強化については、「文部科学大臣・都道府県教育委員会は教育委員の資質向上に努めること」とありますが、こうした「改正」は、国の関与を強めるものであり、市町村教育委員会のもつ独自の権限を狭めるものであり認めるわけにはいきません。 むしろ、教育委員の公選など広く地域住民の声を反映させるための仕組みづくりこそ必要です。 (3)教育における地方分権の推進については、私学への教育委員会の介入や統制に道を開くものであり、認めるわけにはいきません。さらに、県費負担職員の人事に関する権限の市町村教育委員会への委譲は、教員の増員すら計画を出せない中では、大幅な人員削減や安易な非常勤教員の大量配置等につながるものであり反対です。 (4)教育における国の責任の果たし方については、「地方自治の原則を尊重しつつ」とありながら、一方で「全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため、是正の勧告や指示ができる」としている。また、「文部科学大臣は、都道府県教育委員会の教育長の任命について、一定の関与を行うこと」などがありますが、これは、露骨な国による市町村教育委員会の独自性の制限をはかろうとするものであり認められません。さらに区市町村委員会や学校に対して「調査に協力すること」としていますが、これも地方教育行政法に書き込むことにより有無をいわず、国に協力を強いることとなります。現行地教行法において基本とされている学校と教育行政との関係は、指導助言が基本であり、指示命令関係ではありません。そうした関係を崩すことになる点からも、地教行法「改正」には反対です。			都障教組
263	「地教行法について」 市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や、教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要があると考える。	59	女	小学校教員

264	<p>日本国は国際連合の一員である。それ故1948年に採択された世界人権宣言を遵守する義務がある。また日本国は1979年に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(国際人権規約A規約)批准し、発効しているので、当然のことながら遵守する義務がある。</p> <p>世界人権宣言26条には教育の市民的権利と目的が記述されており、きしくも日本国憲法26条と重なる。更に国際人権規約A規約の13条には世界人権宣言に記述されている教育の市民的権利と目的がより詳細に述べられており、規約締約国がその実現を達成することを強制している。</p> <p>つまり現代社会において、教育は国家が市民に与えるものではなく、奪うことのできない基本的人権の重要な一構成要素であり、全ての人に適用される普遍的原理あることを締約国が認め、実現することを規定している。</p> <p>こうしたことにかんがみれば、現存する教育委員会の制度は、公選制が当然であって、現行制度が不備で変更するというのであれば、教育委員公選制にすべきである。それを国が県に、県が市町村に介入できるようにするのは、先進国として時代に逆行しており、世界人権宣言、A規約にもとるものであり、容認することはできない。更に、基本的人権を支える制度として地方自治があり、その重要な一部である教育委員会をかつてに広域化し、市民の関与が薄まる方向に変えるのは時代に逆行しているので、とても容認できるものではない。</p> <p>本来教育委員会の目的は、日本国憲法26条、世界人権宣言26条、更にA規約13条に述べられている教育の目的、すなわち「教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重」がなされているか、また「教育が全ての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長すること」がなされているかを、市民的立場から監督し、不備な点を文部科学省や県に意見、提言すべきもので、市町村の教育委員会が、文部科学省や県の下請け機関になるというのは本末転倒の考えである。</p> <p>1890年代から60年前までの日本は、教育を国家統制の下に置き、その結果「ワン・パターン」思考の人間がたくさん生み出され、富国強兵のみで、市民的自由、基本的人権はなきに等しかった。こうした現実を思い起こせば、国家関与を強める方向が学問の世界でも、経済の世界でも競争力を生むどころか、その反対になることは歴史的事実が証明している。本当に日本の教育を活性化したいのなら時間はかかっても人類の普遍的原理に立ち戻り、A規約が要求して以上</p>	59	男	
265	<p>地教行法について、意見を述べさせていただきます。</p> <p>市町村への人事権委譲については、人材確保の支障や教職員定数の縮減などの問題が生じるはずですが。市町村の財政状況の差は激しく、そのことが、子どもの教育条件の格差に繋がることは目に見えています。そのことを、もっと重く受けとめてください。自分で選んだところで子どもに教育を受けさせられる親ばかりではないのです。この格差が必要な格差でないことは明白です。</p>			
266	<p>「文部科学大臣は都道府県教育委員会の教育長の任命について、都道府県教育委員会は市町村教育委員会の教育長の任命について、一定の関与を行うこと。」という点について、人事面でも国からの圧力がかかるような印象、上位から下位へのしめつけという感じがします。</p>	39	女	事務職
267	<p>「文部科学大臣・都道府県教育委員会は、地方自治の原則を尊重しつつ、都道府県教育委員会・市町村教育委員会の事務が法令違反や著しく不適正な場合に限り、全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため、是正の勧告や指示ができるようにすること。」</p> <p>著しく不適切、とはどのような場合なのか、基準が曖昧であると思います。また「是正の勧告」を恐れ、地方自治が空文化し萎縮するのではないのでしょうか。</p>	39	女	事務職
268	<p>「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること」とありますが、それにより、私立学校が文部科学省の管理下に入れられるおそれがあるのではないのでしょうか。</p>	39	女	事務職
269	<p>4. 教育における国の責任の果たし方</p> <p>国の管理強化につながる地方への是正勧告や指示は行うべきではない。</p> <p>以上</p>	43	男	教職員

270	<p>地方への是正勧告権、調査への協力、教育長の任命への関与に関して 文部科学省や都道府県教委による 1. 地教委への是正勧告や指示を可能とする規定、 2. 調査に協力を求める規定、 3. 教育長の任命に関与する規定、 はいずれも、地方分権一括法に代表される地方分権の流れに完全に反しています。現在の文部科学省高等教育局担当審議官がかつて県教育長を務めて以降、国の権力を笠に着た教育現場への介入により、学校現場に大混乱がもたらされ、精神を病む教職員が激増するとともに、地域性を生かした独自の教育スタイルが否定され、果てには2人もの校長先生が自死を選ばざるを得なくされた事実を、どう弁解するのでしょうか。</p> <p>文部科学省は、現在の教育行政が批判されている状況の中、火事場泥棒のごとく自らの権限強化を図ったとしか思えません。支持率維持のため愛国心をことさら強調して教育界に混乱を持ち込む現在の愛国心メタボリック政権の動きに悪乗りしたものとも言えましょう。</p> <p>これらの条項は、むしろ、正反対の規定(命令や指示の禁止、地教委および首長や議会の決定や提案の尊重、教育長には文部科学省からの人材派遣をはじめとした国の関与を禁止するなど)にすべきでしょう。</p>	40 男	団体職員
271	<p>3. 教育における地方分権の推進の三つ目の項目 ○ 首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。</p> <p>については削除を求めます。「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ・・・」と一定の制限は設けているものの、「首長の求めに応じ、教育委員会」が指導・助言・援助できるようにすると、私学の自主性が本当にどこまで尊重されるのか、歯止めが利かなくなる可能性がある。</p> <p>公立学校に対する国旗の掲揚、国歌斉唱の行き過ぎた指導が教育現場を混乱させている現状もある。</p> <p>充分国民の間で議論を尽くされないまま教育基本法が改定され、さらにそれを受けて中央集権の強化を図ろうとする地方教育行政の改正は、どう考えても矛盾している。</p> <p>そこに私立学校も巻き込まれるということは、一定の方向に子どもたちを向かわせるという危険性を感じる。</p> <p>全体をととして、地方教育行政法の改正については、最近の報道にもあるとおり、また中教審などの意見にもあるとおり、地方分権の推進に逆行するものであり、容認することはできない。意見募集の期間も極めて短く、早急すぎる法改正の動きに不安は尽きない。</p> <p>教育基本法の改悪が行われ、次々と打ち出される教育に関する中央集権化の勢いに、戦前の教育体制に似たものを感じている。</p> <p>教育への不当な介入と受け取られても仕方ないような法改正はするべきではない。</p>	44 女	会社員 (兼大学生)
272	<p>「地教行法の改正」について、意見を述べさせていただきます。</p> <p>改正に関して、「国との役割分担・協力の下、地域の実情に応じて、公正・適切に行わなければならない」とのことですね。「第三者の知見」を導入するとし、「外部評価制度」や「小規模市町村の教委の統廃合」なども企図しているのではないかと、勝手ながら予想しています。</p> <p>もしこの想定が正しいならば、この改正は地方分権に逆行しているのではないのでしょうか。</p> <p>「国との役割分担・協力の下」ということは、現在すでに行われている「地域の実態に応えた学校づくり」に国が介入を強めるということです。よって、「外部評価制度」の導入や「小規模市町村の教委の統廃合」などは、反対です。</p>	35 男	教職員
273	<p>地教行法の改正は、国の管理強化につながる危険性をはらんでいます。また、市町への人事権委嘱は、人材確保の支障や教職員定数の縮減を生みます。教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにしてください。</p>	70 男	無職
274	<p>意見に入る前に、一言言いたいです。</p> <p>「パブリックコメント募集期間が短すぎ」ます。本当に広く市民からの声を求めるなら、1週間では短すぎます。これでは「アリバイ作り」のパブリックコメント募集かと疑いたくなります。</p> <p>世の中は、地方分権の時代です。しかし、この法改正は、中央集権を徹底させる方向に向いていると思えてなりません。</p> <p>かつて、広島県は「文部省是正指導」が行われましたが、その結果、広島県の教育が真の意味でよくなったのでしょうか？</p> <p>教育委員会は「よくなった」と口を揃えますが、ただ単に、教職員に対する管理強化が徹底できたただけのことで、子どもたちが幸せになったとは思えません。</p> <p>教育には創造性が必要です。管理に慣らされた教職員の元で、創造性豊かな子どもは育ちません。それは、子どもたちにとっても国にとっても決して幸せなことではないと思います。</p>	41 女	教員

275	「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながります。 国が地方への是正勧告権や是正指示権をもつべきではないのではないのでしょうか。	42	女	地方公務員
276	何よりこの短期間の意見募集という拙速なやり方が問題だと思います。 一方で「教育における地方分権」を言いつつ、国の権限強化の方向であり、矛盾しています。 教育の地方自治の原則が憲法第92条と地方自治法に定められています。 教育長の任命について国が関わることは、地方自治をおかすもので、改正すべきではありません。	34	男	教育公務員
277	反対です。地方分権に反します。	56	男	公務員
278	国から都道府県、都道府県から市町村への関与ができるようにする方向がつくられており、強力な上意下達の仕組みづくりが進んでいく。独自性が尊重されるべき私立学校についても教育委員会の支配下に置こうとしている。これでは、教育の公正さや中立性は保障されない。国の意向に沿った教育をすべての機関が行う仕組みが作りあげられてしまう。かつての軍国主義を思い起こさせるシステムである。 教育は目の前の子どもたちから出発し、その子どもたちに必要なことをしていくものであるはず。当然、それぞれの地方の独自性があってもよい。市町村の主体性、都道府県の主体性も生かされるべきである。 ここで示された方向は、子どもたちのための教育から国家のための教育に大きく変質させる方向であり、国民がみんな一つの方向に向くことを求めていく方向である。 多様な価値観を認め合うのが、民主主義の基本であり、教育行政によってそれを阻害すべきではない。子どもたちのすごす学校、市町村、都道府県、それぞれの独自性を尊重し、それを支えていくのが教育行政のつとめであると思う。 ここで出された方向は、教育行政権力によってすべての支配を強めるものであり、強く反対する。	49	女	公務員
279	・地方行政法「改正」に反対です。 今回の地方行政改正案は、地方の教育委員会の教育長まで、直接文科省が任命する制度を作ろうとするなど、地方行政への国家の介入が露骨です。 文科省は、それだけでなくこれまで、やらせ・さくらのタウンミーティングや、いじめ問題の数値目標の押し付け、高校未履修問題など、現場無視の国家の教育の押し付けを強行してきました。これらに対する行政当局(文科省)の反省はきわめて不十分です。そのままこれ以上の国家統制教育を行えば、現場の教職員の自発的な教育への意欲は萎縮し、日本の教育の衰退を加速するでしょう。		男	
280	地教行法の改正の方向について意見を申し上げます。まず、教育委員についてです。教育委員の数については『改正の方向』に賛成であり、保護者が必ず含まれることにも賛同いたします。ただ、その選出については、公選を含めた地方自治体の裁量によるべきであると考えます。これは、『地方分権一括法』の理念に沿ったものであり、地域に応じた教育の実現に必須のことと考えます。また、議会への予算案提出権付与や教育委員会会議の公開化等を進めることにより、開かれた教育行政を目指すべきです。さらに、教育委員会機能の改革は、各学校の教育活動の支援行政としてその方向を明確にするべきです。子どもを第一に考えた教育の実現は現場の声を聞き、現場の教育活動が円滑に進むことを支援する教育行政であってほしいと切に願うものです。	47	男	教員
281	地教行法改正に反対します。 国の教育への介入は、過去の戦争により失敗だったということがはっきりしています。それに、地方分権を目指しているのではないのですか。逆行しているのではないですか。	38	女	地方公務員
282	・教育における国の責任の果たし方において、国が地方への是正や勧告の指示が出来ることや、教育長の任命についての関与など、あってはならないことです。これこそ、地方分権一括法に反するものであり、国の管理強化につながる事として断固反対です。	57	女	小学校教員
283	国・文部科学省が直接に教育内容に介入するための地教行法改定に反対します。	30	女	公務員

284	<p>・市町村教育委員会への人事権委譲については、人材確保や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の較差につながる恐れが十分にあり、反対です。日本の学校で教育を受ける子ども達が、行く学校によって受ける条件が異なり、差別を生むようであれば問題です。どこに生まれ、どここの学校に行っても同等の教育を受ける事ができる為の条件整備こそ国が行わなければならない責務と言えます。</p>	57	女	小学校教員
285	<p>・教育委員については、公選制にすべきであると考えます。さらには、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進し、教育論議がもっとオープンに公正正大にされるべきと考えます。今でも秘密裏に教育委員会会議が行われており、問題と言えます。</p>	57	女	小学校教員
286	<p>・教育基本法が改正され、それに伴い、いわゆる教育3法の改正案が出されたということで、「地教行法」の骨子について私の意見を述べさせていただきたい。これまでと違い、「国が教育委員会に対し、不備や問題があれば直ちに是正の勧告ができる」と規定される方向が示されているが、大いに支持し、賛成である。これまで、あまりにも現場の問題が生じて、マスコミなどで大きな問題にならなければ、多くの問題が表に出ず、不都合なことは、学校現場と教育委員会の間で隠蔽され、闇に葬られてきたことが多々あったはずである。勿論、現場への委員会からの指導で是正可能な問題であれば、敢えて全てをさらけ出し事を大きくしろというわけではないのだが、例えば、昨年度問題となった高校の世界史の未履修などは、実態を教育委員会全てが把握しておらず、クローズアップされてから再調査されるという実態が明らかとなった。やはり教育委員会への是正指導を国が行う法的根拠を明確にすることが教育委員会の存在意義にもつながると考える。国民を育てる、という最終責任は国にある以上、国からの指導・監督を各都道府県の教育委員会に行うことを明文化することは必要不可欠であり、遅きに失したといっても過言でないだろう。それがあってこそ、教育委員会からの現場への是正指導が行き渡り、地方、地域による温度差が是正され、国家的規模での統一した国としての教育政策が徹底され、地域差のない学力保障につながっていき、保護者の理解も進むはずである。たとえどこに、どの都道府県にやむをえず転居しようとも安心して児童生徒を預けられる公教育というものが実現すると考える。</p>	44	男	教員
287	<p>○教育委員会の在り方について 地方分権を進める中で、もっと市町村の教育委員会を信頼するべきです。 国が関与するものではないと思います。 また、人事権の委譲については、全国的に教育条件の格差が出ないようにする必要があるので、慎重な検討を望みます。</p>	49	女	公務員
288	<p>「地教行法」について ・まず、「地方分権一括法」の理念に反してはいないか？ 国の管理強化につながる恐れがあります。国が地方への是正勧告や是正指示権を持つべきではない。 ・市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材の確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化につながる恐れがあると同時に、全国的、県域的な教育条件の格差につながるおそれもある。 以上の点 よくお考えいただきたいと存じます。 失礼いたします。</p>		男	小学校教員
289	<p>・教育基本法が改正され、それに伴い、いわゆる教育3法の改正案が出されたということで、「地教行法」の骨子について私の意見を述べさせていただきたい。これまでと違い、「国が教育委員会に対し、不備や問題があれば直ちに是正の勧告ができる」と規定される方向が示されているが、大いに支持し、賛成である。これまで、あまりにも現場の問題が生じて、マスコミなどで大きな問題にならなければ、多くの問題が表に出ず、不都合なことは、学校現場と教育委員会の間で隠蔽され、闇に葬られてきたことが多々あったはずである。勿論、現場への委員会からの指導で是正可能な問題であれば、敢えて全てをさらけ出し事を大きくしろというわけではないのだが、例えば、昨年度問題となった高校の世界史の未履修などは、実態を教育委員会全てが把握しておらず、クローズアップされてから再調査されるという実態が明らかとなった。やはり教育委員会への是正指導を国が行う法的根拠を明確にすることが教育委員会の存在意義にもつながると考える。国民を育てる、という最終責任は国にある以上、国からの指導・監督を各都道府県の教育委員会に行うことを明文化することは必要不可欠であり、遅きに失したといっても過言でないだろう。それがあってこそ、教育委員会からの現場への是正指導が行き渡り、地方、地域による温度差が是正され、国家的規模での統一した国としての教育政策が徹底され、地域差のない学力保障につながっていき、保護者の理解も進むはずである。たとえどこに、どの都道府県にやむをえず転居しようとも安心して児童生徒を預けられる公教育というものが実現すると考える。</p>	44	男	教員

290	<p>「4. 教育における国の責任の果たし方」についてですが、「是正勧告と指示」および「調査への協力」については、現行法で出来ないというのであれば改正する必要があるでしょう。むしろ、現行法でもやる気があれば十分に対応できるのではないかと思います。そのあたりはご検討ください。</p> <p>しかし、3点目の「教育長人事への関与」については、明確に反対です。現状でも多くの教育長（教育委員）は、文部科学省の関係者ではないのでしょうか。少なくとも、わが市では文部科学省の天下り(?)です。</p> <p>逆に、今の教育行政を作ってきたのは、文部科学省ではないのですか？ そうでないとすれば、文部科学省は今まで何の仕事をしていたのでしょうか。教育行政以外のお仕事ですか？ そんな馬鹿な！</p> <p>国の方針によって、今の体制が作られてきたと私は認識しています。まるで、現状に対して責任が無いのかのような対応は、おやめください。国が人事に関与することには、どのようなメリットがあるのでしょうか？ まさに焼け太り！ では無いのでしょうか。節度ある対応を求めます。人材の確保こそ、地方が自主的に行いうる最大限の教育活性化策だと思われます。</p> <p>以上</p>	31	男	地方公務員
291	<p>「4 教育における責任の果たし方」で、</p> <p>①「著しく不適正な場合に限り…是正の勧告や指示ができる」とあるが、このような拡大解釈されうるあいまいな表現は不必要。</p> <p>②「一定の関与を行うこと」も同様に、法令の表記になじまないあいまいなもの。</p>	57	男	教員
292	地方分権の流れに逆らっていると思われる。国の管理強化が強まることを懸念する。			
293	<p>国からの分権には基本的に賛成しますが、教育委員会は首長部局からは独立しなければなりません。これは堅持すべきです。</p> <p>本当に日本社会は、最近、過去の失敗を忘れてしまったようです。なぜ、首長部局が教育からはずれるようになったのか。それは、60年以上前の戦争の反省からでしょう。そうでなくても、教育長の任命に当たっては、時の首長の意向はかなり反映されるのです。これ以上、教育への一般行政からの介入は危険だと思います。</p> <p>教育水準の維持には国が引き続き責任を持つべきです。米国では、教員の給与がとても安く、良い人材を集められなかったことから、日本の文部科学省にならって、連邦政府に教育を担当する役所を置くようになりましたが、今や、日本は今までの良いところも捨てているようです。また、地域によってはやはり、日本全体の水準からすると文化的な情報など遅れているようなところもありますから、ある程度国からの情報提供も必要かもしれません。ただし、私が今までお役人の方と接したところでは、残念ながら中央の方の情報が不足されていることもありました。仕事のための仕事を増やしているようにも見受けられました。</p>	53	女	大学教員
294	これ以上、教育への国の直接的な介入は許せません。それは国が地方や現場のことを考えての指導は行わず、管理統制を強化することばかりになり、そのことで現場は追い込まれている現状があるからです。教育の地方自治をおかす改正に強く反対します。	29	女	教員
295	<p>○ 地教行法の改正の方向について</p> <p>「地方分権」の流れに逆行するものである。断固反対する。</p> <p>※ この意見募集は期間が短すぎる。とてもパブリックコメントの募集とはいえない。</p>	52	男	小学校教員
296	<p>「4 教育における責任の果たし方」で、</p> <p>①「著しく不適正な場合に限り…是正の勧告や指示ができる」とあるが、このような拡大解釈されうるあいまいな表現は不必要。</p> <p>②「一定の関与を行うこと」も同様に、法令の表記になじまないあいまいなもの。</p>	57	男	教員
297	「地教行法改正の方向について」の第4項中にある「教委への国の是正勧告・指示権や都道府県教育長任命の際の国の関与」については地方分権の実状を無視した中央統制の強化になると考え、反対します。現在の官僚の方々は性善説からそれを想定していても、政府によっては教育思想の恣意的一元化に繋げられる「悪い道具」になる可能性があるからです。	33	男	会社員



298	<p>全般的な意見として、具体的な記述が少ないため、何を意味しているかが分かりにくい。例えば、教育委員会の体制強化について、「広域化」があげられているが、人口規模についての言及がないなど。広く意見募集を行なうのであれば、今後の改善を望みます。</p> <p>2. 教育委員会の体制強化についての意見 教育再生会議の第一次報告によると、人口3万人以下の自治体の教育委員会の統廃合が提言され、文科省が教育委員会への指導を強められるようにとの趣旨が読み取れるが、地方分権の観点からも反対である。</p> <p>4. 教育における国の責任の果たし方についての意見 国や県の教育委員会の調査協力という名目で「全国一斉学力テスト」が行なわれるなど、教育格差の拡大や子どもの能力主義、選別化を進める方向性には反対である。 国の役割は教育予算をきちんと確保し、全国一律に義務教育の質の確保に力を注ぐべきと考える。 以上、意見の提出をします。</p>	41	女	市議会議員
299	<p>教育委員会が私学教育に関与できるようにすることは、私学の建学の精神に教育委員会が踏み込む可能性があり、私立学校の存在意義を揺がす問題であり、これまでどおり、知事部局が対応すべきものであると考えます。</p>	44	男	教員
300	<p>4.教育における国の責任の果たし方 について 「地方分権」に逆行します。 国家による統制になり反対です。</p>	56	男	無職
301	<p>・地方分権一括法案の理念に反しており、国の管理強化につながり、地域独自の教育が行えない心配があります。そして市町村への人事権の委譲は、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化や、全国的な県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要があります。</p>	43	男	教員
302	<p>【郵送】 ・国が私立学校の教育内容に介入するのはおかしい。・調査の現場の回答は、任意にすべき。・国が県教育委員長の任命をするのはおかしい。・全体的に国家の統制を強めようとする時代錯誤の発想ですね(全体主義国家にしたいのですか)</p>	50	男	サラリーマン
303	<p>【郵送】 1 教育委員会の責任体制の明確化・体制強化について ・改正案は、教育委員会制度を改正しない前提の案となっている。教育委員会制度は、政治からの中立を眼目とした制度であると承知しているが、予算や議案の提案権は首長にあること、教育委員の任命は議会承認事項であり、委員の人選については、議案提案者である首長の意向を反映せざるを得ない等の実態がある一方で、首長に責任が及びにくいことを背景として、責任の所在があいまいで、緊張感に欠ける状態になっていると考えられる。 ・教育についても、他の行政同様、首長が直接管理でき、政策の失敗が首長の責任に直結するような、緊張感のある行政運営ができるよう、教育委員会の設置については、その地方公共団体の自主性に委ねる「選択制」を最様子べきであり、そういう内容の法律案にすべきである。 2 県費負担教職員の人事権について ・県費負担の教職員人事権について、市町村教育委員会からの要請があることは承知しているが、現状の市町村教育委員会の状況を考慮した場合、市町村規模が小さい場合には、政令指定都市・中核市へお所属を希望する職員が多くなると考えられるため、町村における人事が停滞する懸念がある。 ・人事権の市町村教育委員会への委譲については、現在県費負担の教職員については、こ</p>	39	男	団体職員
304	<p>【郵送】 ・教育委員会というものはもともと、地方分権のもと、その地域に根ざしたものであるべきです。例えばある市があったとして、その隣の市とは歴史も違えば、産業構造も違いますので、おのずとその市に住んでいる人の要求や関心や意識が違います。(経験のある方はお分かり頂けるといいます。)ですから、その市の実情をよく知っている人が教育委員会を構成すべきであり、それは市長の権限からも一線を画すべきです。教育行政というものはそれぐらい独立性を持ったものです。それを広域性にしたり、又、教育委員会を文科省の管轄の下におくようなことをすると、今回のような、やらせタウンミーティング等、金で教育を買うようなことが起こります。教育というものは下から盛り上げるものであって、上から押し付けるものであってはなりません。これ以上の国家統制ををすると、戦前のような過ちを犯すことになり、絶対反対です。</p>	61	女	主婦

305	<p>【郵送】</p> <p>・「3. 教育における地方分権の推進」で”首長の私立学校に関する事務のうち、が公教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること”と提案されていますが、地方教育行政の歴史的経緯を踏まえれば、私立学校の自主性・独自性を守るためには到底うけいれることはできません。現行制度の維持をお願いします。</p>			大阪私立中学校高等学校連合会会長
306	<p>【郵送】</p> <p>・「3. 教育における地方分権の推進」で”首長の私立学校に関する事務のうち、が公教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること”と提案されていますが、地方教育行政の歴史的経緯を踏まえれば、私立学校の自主性・独自性を守るためには到底うけいれることはできません。現行制度の維持をお願いします。</p>	67	男	私立中学校長・高等学校長
307	<p>【郵送】「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」について。・私学は、明治以来、それぞれの建学の精神に基づき、各学校が創意工夫し、私学ならではの特色ある教育を推進し、我が国の公教育の先導的役割を果たしてきた。歴史の浅い本校においても、独自の校訓のもと、特色ある男子校として教育活動を展開し、25年の間に6000余名の人材を世の中に送り出してきた。・首長と教育委員会による二重統制案は、我が国の私学教育の歴史的意義と存在意義を完全に否定し、ひいては我が国の教育全体の発展を阻害する恐れがあり、断固反対する。</p>	74	男	学校法人神戸弘陵学園理事長・神戸弘陵学園高等学校校長
308	<p>【郵送】①国と地方の教育行政の責任と権限の役割を明記すること。これまでは、教育基本法第十条教育行政の「不当な支配」を根拠に、ことごとく教育行政が、国の権限を削減され、地方レベルでの権限へと分散させられた。故に国家レベルでの権限の建て直しが必要である。</p> <p>②教育検査院のような、「第三者機関」を設置すること。査察チームを置いて、問題のある学校に入り、調査し、適切な指導をして、勧告を出す。恐い存在が必要である。</p> <p>③人間の任命は、特定の団体から押された人だけではなく、人格的に人間力にも行政能力にも素晴らしい人を教育長に置くこと。そのために、校長、教育長、養育委員の評価制度の導入が必要である。</p>	63	女	主婦
309	<p>【郵送】・「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながる。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではない。</p>	42	男	教員
310	<p>【郵送】・教育委員については、公選を含め地方公共団体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化を推進すると共に、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきである。</p>	42	男	教員
311	<p>【郵送】・市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要がある。</p>	42	男	教員

312	<p>国と地教委との責任と役割は明確にすべきことについては、報告された通りでいいと思います。しかし、全体的のトーンとして、教育委員会の権限の強化とその上に立って指導する文部科学省の立場、権限の強化を感じます。とりわけ、文科省の「調査に協力するもの」「教育委員会の教育長の任命についての言っての関与」等、教育の中央集権化を懸念します。これは、世界の教育行政の流れとは逆行した時代錯誤の感がします。教育行政は、本来、教育条件の整備にひたすら専念すべきで、教育内容に不当な圧力をかけることによって教育がゆがめられることがしばしばあります。</p> <p>先進国でははずばぬけて、教育条件の悪い国です。先進国では、多くが25人以下のクラスで、教師と意見を交わしたり、考えを交流したりしながら、または、調べたりしながら学べるようになっています。それができるのも、少ない人数で子どもに関わりながらすすめられるからです。40人学級ではそうはいきません。特別に支援を必要とする生徒への人の配置も国の役割として明確にすべきです。また、施設、においても見劣りする学校がほとんどです。文部科学省は、国の予算の中でどれだけの条件整備ができるか、政府の中で発言し、教育行政の長として責任を果たすべきです。</p> <p>地方の教育委員会は、それぞれが独自の教育を施せるように学校を支援する体制がとれるよう役割と権限を持たせるべきです。しかし、ここにおいても学校に不当な圧力ができない歯止めを桁上での話ですが、地域の教育にその地域の教育委員会が責任をもって、教育条件の整備や公教育を支援する体制をつくっていただきたいと思います。</p>	44	男	教職員
313	<p>【郵送】</p> <p>・地教行法の改正について、教育委員会制度の責任体制に明確化や体制強化を進めることが示されていますが、現在の教育委員会は、上意下達の管理体制によって学校の主体性が認められず、「日の丸・君が代」も職務命令をもって強制するなど、教育内容を押しつけ教育の不当な介入を行っています。</p> <p>・「改正」は、「国との役割分担・協力の下、地域の実情に応じて、公正・適切に行わなければならない」とし、「第三者の知見」として明確な表現は避けているものの、「外部評価制度」の導入や、「広域での教育行政事務の処理に努める」など「小規模市町村の教委の統廃合」などを企図するものであり、地方分権に逆行し、地域の実情に応えた学校づくりを否定し、国家の教育への介入を一層強めるものとなることは明らかであり、「外部評価制度」の導入や「小規模市町村の教委の統廃合などには反対です。</p> <p>・また、市町村教委の人事に関する権限の委譲などについて提言するのであれば、むしろ国庫負担制度など国の財源を確保して、一学級の生徒の数、教職員定数増などを行うことこそ必要です。さらに、教育の地方分権を実現するのであれば、教育委員の公選制や教育委員会の公開傍聴など民主的な教育委員会制度に向けた抜本的な改善を行うように養成します。</p>			
314	<p>【郵送】</p> <p>「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにする。」についての意見</p> <p>首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助について教育委員会が管理するということは、私立学校の自主性・独自性を阻害するものである。公費の支出の大変不平等がある中で、小中高の一貫教育など私立学校は現在の教育には、多大な功績を残している。</p> <p>単位の必履修問題の本質的な議論がなされないうで、教育委員会が私立学校に対して指導・助言することは本末転倒である。</p> <p>単位の未履修問題が、今回のこの問題になぜ結びつのか理解できない。</p>	63	男	私立中学高等学校協会職員
315	<p>【郵送】</p> <p>改訂案の3、「教育における地方分権の推進」で、「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特殊性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。」と提案されていますが、地方教育行政の歴史的経緯を踏まえれば、私立学校の自主性・独自性を守るためには到底受け容れることは出来ません。現行制度の維持を強く要望いたします。</p>		男	学校法人理事長

316	<p>【郵送】 この度、中央教育審議会では、教育委員会の新職務として「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特製にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ教育委員会ができるようにすること。」と改正法案を提案している。</p> <p>これは昨秋発覚した私立学校での未履修率が8.2%の約2.6倍の21.7%に達しており、国の定める学習指導要領を蔑ろにしていると、中央教育審議会は判断し、教育委員会の指導を強化したいとの意向だと思われる。</p> <p>私たちは、このことについては重く受け止めて大いに反省しているところであるが中央教育審議会の今回の改正方針案を徹底受け容れ難く、以下の2点で強く反対する。</p> <p>(1)第1は、私立学校法第1条を尊重して欲しい。</p> <p>① 案に述べられている教育委員会の指導・助言・援助が私立学校の特性に鑑み、その自主性を尊重しているのであるならば、改正の方針は従来の地方教育行政と同じものであり、改正の要は全くない。従来の行政方針は一体何だったのかと疑う。</p> <p>②従来の地方教育行政がだめならば、どこが悪いのか、こう改正したいと具体案を列举されたい。</p> <p>③むしろ、今回の改正で教育委員会の私学指導が極端に強化の方向に向かい、私学の独自性が無視される危険性が大きいという危惧の念をもつ</p> <p>(2)第2は、平成18年12月15日、約60年ぶりに成立した新「教育基本法」第8条は「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割に鑑み、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。」という画期的規定を請けた。然しながら、今回の改正は、この国の方針に逆行するものであって到底賛成できない。この規定を「反故」にするのではなく、「保護」しなければならない。「建学の精神」に則り100年前から生徒の一人ひとりを大切に、きめ細やかな指導に努めているのが私学の教育である。私学の健全な発展を望むならば現行の地方教育行政制度の維持こそ「公(官)から民」の姿である。以上</p>	74 男	私立中学高等学校連合会職員
317	<p>【郵送】 ① 地方教育行政関連について 裁判所の判例が示す通り、戦前の日本の軍国・国家主義的状況の反省から成立した平和憲法が教育を規定していることを考えた時、教育は教育勅語や公民化教育であってはならないのであって、その意味から国家が地方教育行政にわりこむことはいわば歴史に逆行するもので許されというべきである。</p>		東京都民
	<p>【FAX】 1 (旧)教育委員会と(旧)教育基本法を復活させることこそ、真の民主的教育を実現できる 文部科学省が地教行法の`改正`で、「国の教育委員会への統制」を強化することにも、「文部科学省の御用機関のような、上意下達の、現在の教育委員会の権限」を強化することにも、どちらにも強く反対する。理由は、以下の、私が直接取材したいくつかの市民主体の会合で出た、多くの意見にある。特に以下の澤藤統一郎弁護士の話された「都教委の控訴理由書」や「3階の国家・政府→2階の教委→中2階の校長→1階の教職員」という比喻に見られる、`君が代`や`国を愛する態度`の強制等、国家主義的な思想＝自民党の主張を、`上`から子どもたちの心の中に押し付けて来る点で、文部科学省も教育委員会も、同じ穴の貉(むじな)だからである。</p> <p>(旧)教育委員会は、第1条で「この法律は、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきであるという自覚のもとに、公正な民意により、地方の实情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする」と高らかに謳い、第7条で「教育委員会の委員は、日本国民たる地方公共団体の住民が、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の定めるところにより、これを選挙する」と、民主的な選出方法を名記していた。が、残念ながら、1956年当時の、自民党政府による警官隊の国会導入という異常事態の中で廃止されてしまった。この(旧)教育委員会と(旧)教育基本法を復活させることこそ、`分権`に留まらない真の地方自治の下での民主的教育を実現できる。く、現行法を維持すべきである。</p>		

## 2 最近の動向

政府の教育再生会議(座長・野依良治理化学研究所理事長)は、教育委員会の活動が「著しく適正を欠き、教育本来の目的を阻害している」場合に、文部科学相に是正を勧告、指示する権限を与えることなどを盛り込んだ「教育委員会制度の見直し」を主張している。

この「教委制度の見直し」は、文部科学相が「法令違反」や「著しく適正を欠き教育本来の目的達成を阻害している」と判断したら、教育委員会に対して是正の勧告や指示ができる権限を文科相に与える一と新たに提言している。

この報告は、地方分権一括法で廃止された国家権力(文科省)の教委に対する「指導」権限を事実上復活させることになる。中教審総会で地方代表の委員は「地方分権に逆行する」と早々と反対意見を表明し、全国知事会など地方団体も「国の教委への統制を強化し、分権一括法による改正前の教育行政に後戻りさせかねない」と、即座に声明を出している。

## 3 私の取材から

### 3-1

都教委が2003年10月23日に、卒業式等での「君が代」強制を一層強化する「通達」(以下、10・23通達)を出したのに抗し、2004年から都庁包囲デモや都教委への申し入れ行動を行っている「都教委包囲ネットワーク」は、2月3日、都内で卒業式前の総決起集会を開き、約六百人の教職員・卒業生・保護者らが参加した。

松山大の大内裕和助教授は「昨年末の参院教育基本法特別委員会の中央公聴会で公述した際、自民党議員が『教育基本法を変えるのに20年かかったんだ』と言っていた。権力側は、臨調行革で労働運動を攻撃・解体する長期的プログラムの中で教基法を改悪したが、法改悪を実動化させない関連法制阻止の取り組みが重要」と、問題提起。その上で、「『教育再生会議』は、安倍内閣の支持率を再生させるためのものだ」と、厳しく批判した。

10・23通達に従う義務はないと四百人超の教職員が提訴し、東京地裁で全面勝利した予防訴訟の澤藤統一郎弁護士や、「君が代」不起立での不当解雇で都教委を提訴している元嘱託職員は、「都教委は控訴理由書や準備書面で『教育委員会は、国が設定した大綱的基準の範囲で、教育内容・方法に関しても、より具体的かつ詳細な基準を設定でき、またそれが要請されている。都教委は国に比してより具体的な基準を設定し、必要な場合には具体的な命令を発する権能を有し、その責務を負っているのである』と、通達正当化を主張している。教育分権主義を、都教委は「教育委員会の権限万能論」にすり替えている。『3階の国家・政府→2階の教委→中2階の校長→1階の教職員』という命令による教育行政は、戦前の理屈と同じ」と、反駁(はんぱく)することの大切さを力説した。

「君が代」時の不起立等で都教委から懲戒処分を受け、人事委員会からの法廷闘争へと歩を進めている「被処分者の会」の教職員は、「柳沢発言」に反論しつつ、「私たちは生徒を躡(しつ)ける機械ではない。人間として育て上げるんだ」と発言。

318 最後に「政府がやらせタウンミーティング」で世論を捏造して強制成立させた、改悪教基法を実動化させる関連3法案を阻止するため、文部科学省と交渉の場を設定する」との行動提起が、万雷の拍手もと、承認された。

男 ライター

### 3-2

都教委の中村正彦・教育長(60歳)は2006年3月13日、「学習指導要領に基づき適正に児童・生徒を指導すること」と称し、卒業式の「君が代」の時、生徒を起立・斉唱させる「指導」を教員に強制する新「通達」(以下、3・13通達)を発した。これは、権力が、個人の外形的に表出する行為をとらえ、心(内面=思想・良心の自由)に介入するのを、「10・23通達での教員に」から「直接、児童・生徒に」まで拡大する、卑劣な文書である。

この3・13通達の発出直前から約1年間、都教委に通達と教職員への不当処分  
の撤回を要請したり、前都立学校の校長に手紙を出したり、地道な取り組みを続けている、保護者有志が立ち上げた「都立学校保護者ネットワーク」は、2007年2月12日、都内で懇談会を開き、約30人が参加した。

最初に、都教委が2007年4月から「奉仕」なる授業（【注1】参照）を、1単位（年間35時間）以上、全都立高校に強制する問題について、「教科奉仕」は文科省の指導要領上、必修教科・科目ではなく、指導要領違反だ。都教委は「都設定教科」して位置付け出来ないのでは、形の上で「学校設定教科」と称している。「『町内会や商店街と一緒に缶拾いする』と、言っても、都教委は実際にやっているか疑っているのか、チェックできるよ、町内会等、「連絡先」の印付きの契約書のようなものを提出させる」、「在校生の保護者には学校から説明の機会さえなく、都教委のHPで初めて分かる状態。ウチの子は缶拾いをさせるために学校に行かせているのではない」—等の問題提起があった。

これを受け、「奉仕は英語ではserviceだが、この語は兵役の意もある。都教委が公表した、全都立高校の『平成19年度・奉仕・授業計画一覧』を見ると、「防災訓練」「災害救援訓練」を挙げている学校が少なくないが、一部の学校の「総合学習」のように自衛隊と一緒にやらされる心配がある」、「都教委は『規範意識や自制心の低下、組織への帰属意識や公共心の低下が、現代の高校生の課題だ』と言っている。しかし、子ども観は多様であり、『納得出来ないことを、ムリに我慢しないこと』を教えるのも必要」—等、「奉仕」強制を批判したり懸念したりする意見が相次いだ。

次に、中高一貫校について、「『求める学校像』というプリントに、競争を煽る記述があったり、『感性を磨き、豊かな心を養う』として『瞑想』という時間を入れたりしており、不気味な点もある」「一部のテレビは『英数の授業時間数が少ない』と、フリップを使い、公立校への不信感を煽っている。しかし公立では、選択の時間に国数英を実施している中学は多く、『授業時間が少ない』とは言えない」—等、現状への批判や懸念の声が相次いだ（【注2】参照）。

最後に、「日の丸・君が代」問題で、「学区の区立中学校では、ずっと生徒の製作した絵などを式場に飾って来たが、10・23通達後は、いくら校長と話し合ってもダメで、『壇上正面は国旗』。区市立の学校も都教委の言いなり」、「10・23通達後、開式の辞の時に『一同起立』と、全員を立たせておいて、そのまま『国家斉唱。ご唱和下さい』と、「だまし討ち」する学校が多くなった。また、2006年3月の都立高校の卒業式から、都教委の指示を受け、『君が代』時に不起立の生徒がいたら、マイクで起立しなさいと、促せ』と、事前に司会（多くは「主幹」）に指示する校長が増えている」、「多様な意見の人がいて、ぶつかり合いながら成長して行く所が学校のはず。でも、都教委の指示は、周りに合わせ、うまく渡り合って行く人を作ろうとしている」—等、不満や現状を告発する意見が多く出た。

【注1】2004年11月11日付『読売新聞』は、「奉仕」なる名称にしたことについて、「都教委は『自分の意志で行うわけではないので、ボランティアという表現は使わない』と説明している旨、報じている。

【注2】安倍晋三首相の私的諮問機関・教育再生会議は1月24日の第1次報告で、「子どもたちの学力向上を図る」として、授業時間数の10%増を主張している。

319	<p>【郵送】・首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会が出来るようにすること。 ・意見</p> <p>1 私立学校は、自らの建学精神に基づき、特色在る教育を行うことが、私立学校法によって定められていることから、今回の国の提案は、法令違反であるとともに、私学振興の観点を明確に盛り込んだ新しい教育基本法の趣旨に反するものであり、到底認められないものである。</p> <p>2 私立学校は、これまで学習指導要領に準拠しつつ、システムだけでなく教育内容全てにわたって、先導的な役割を果たし、我が国の発展に大きく寄与してきている。今回の未履修問題のみを針小棒大に取り上げ、国及び県の関与を強めることは、特色ある私学教育の崩壊につながるだけでなく、公立学校との健全な競合による我が国の教育の発展をも損ないかねない暴論である。</p> <p>3 現在、我が国の発展に向け、政治・経済等全てにわたり「官から民へ」「規制緩和」の理念のもと様々な施策が積極的に進められている。こうした中、教育の分野において、これまで多大な成果を上げてきている私学教育に対して、国及び県の規制強化の方針は、国の発展をも阻害するものと断じざるを得ず、国家百年の大計からいっても到底容認できるものではない。</p>	64	男	開智中学高等学校 校長(和歌山県私立中学高等学校協会 会長)
320	<p>4 我が国の各私立学校は、様々な厳しい環境の中で、学習指導要領に準拠しつつ、施設・設備の整備、優れた教職員の確保等、教育環境の充実に向けて日々全力を上げて取り組んでいる。さらに、教育課程の編成はもとより教育指導方法についても、最大限の工夫と努力により、教育内容の充実に向け全力を傾け、生徒や保護者の様々な要望や期待に応える教育を推進してきている。公立学校が、公の税金で施設・設備の整備や教職員の確保等を図る一方で、私学に対し公平・平等の錦の御旗のもとで、県教育委員会による一律的な関与は、条件や実態が様々に大きく異なる私立学校には到底なじまないものであり、百害あって一利なしの画一的な教育を推進してきている。公立学校が、公の税金で施設・設備の整備や教職員の確保等を図る一方で、私学に対し公平・平等の錦の御旗のもとで、県教育委員会による一律的な関与は、条件や実態が様々に大きく異なる私立学校には到底なじまないものであり、百害あって一利なしの画一的な教育を強権で押しつけるものである。</p> <p>5 今回の国の提案は、これまで我々私学の先達の筆舌に尽くしがたい努力により、果たしてきた国への多大な貢献の要諦ともいえる私学の自主性や独自性を損ない、ひいては私学教育そのものを壊滅状態に追い込む危険性ははらんでおり断固反対するものである。</p>			
321	<p>【郵送】</p> <p>・私が反対するのは、「教委の事務が法令違反や著しく不適正な場合」文部科学大臣は是正を指示・勧告できるとしている点、都道府県の教育長の任命に国が、市町村の教育長の任命に都道府県が関与できるようにする点、及び教委や学校に国の調査の協力を義務づける点です。</p> <p>・理由は、教育長の任命に際し、国が関与できる制度は、平成一二年の地方分権一括法で廃止されており、時計の針を逆回しにするものだからです。また、国が地方に是正要求を出来るとする規定は地方自治法にすでにあり、地教行法に別途条項を設けるのは、適当でないと考えられるからです。これらの意見は、中央教育審議会で中村正彦委員が同じ趣旨の発言をされているところであり、国の規制改革推進会議もほぼ同じ首長をされているところでもあります。</p> <p>・私が申すまでもなく、現在我が国の流れは、地方分権に向けて邁進を続けているところであり、平成一二年には地方分権一括法が出され、昨年にはさらなる地方分権に向けた準備のための法律が制定され、第二次地方分権一括法の制定に向けて動き始めています。また、安倍内閣の発足時には、新たに道州制担当大臣が任命され、地方の受け皿となる道州が設置されようとしています。</p> <p>・このように、「地方で出来ることは地方で決める」「地方を信頼し、地方の決定権を尊重する」という考え方は、小泉政権や、その考え方を引き継いだ安倍政権の基本方針であります。先に私が反対すると述べた改正の方向性は、安倍政権の目指す方向性と、真つ向から対立するものと言わざるを得ません。</p>		男	
322	<p>【郵送】</p> <p>・問題点を取り違っておられるようです。ごちゃごちゃいじるのではなく、いま一番必要なのは、現行、地方の名士などが選ばれている委員の資質の向上です。それ抜きにどのような改革をされたとしても、教育現場の指導や応援が、またしても事務局まかせとなり、今と変わらない形式的な対応しかできません。</p>	47	女	契約社員



323	<p>【郵送】</p> <p>・「改正」は「国との役割分担・協力の下、地域の実情に応じて、構成・適切に行わなければならない」とし「第三者の知見」として明確な表現は避けているものの、「外部評価制度」の導入や「広域での教育行政事務の処理に努める」等「小規模市町村の教委の統廃合」等を企図するものと見え、地方分権に逆行し、地域の実態に応えた学校づくりを否定し、国家の教育への介入を一層強めるものとなる危険性があるので「外部評価制度」の導入や「小規模市町村の教委の統廃合」等には反対です。</p>	34	男	地方公務員
324	<p>【郵送】</p> <p>・地教行法改正については、慎重にかつ十分な議論をおこなうべきだと考えます。例えば、市町村への人事権委譲については、そのことにより人材の確保の支障や、教職員定数の縮減などが生じ、教育条件の悪化につながる恐れがあります。それが全国的、県域的な教育条件の格差へと広がることも考えられます。その他にもさまざまな問題が予想されます。様々な見解から分析し、教育現場の混乱や、児童生徒への負担などが「全くない」と保障されるよう、議論すべきだと思います。</p>	31	男	小学校教諭
325	<p>【郵送】</p> <p>・市町村への人事権委譲については、そのことによって人材確保に支障が生じ、教職員定数の縮減が生じることになる。教育条件の悪化、全国的、県域的な教育条件の格差につながる心配があるのでやめるべきである。</p>	43	男	
326	<p>【郵送】</p> <p>・地教行法の改正については、教育委員会制度の責任体制に明確化・体制強化を進めるとしています。現在の教育委員会は、上意下達の管理体制によって学校の主体性を認めず、「日の丸・君が代」を職務命令をもって強制するなど教育内容を押しつけ、教育への不当な介入を行っています。</p> <p>・「改正」は、「国との役割分担・協力の下、地域の実情に応じて、公正・適切に行われなければならない」とし、「第三者の知見」として明確な表現は避けているものの、「外部評価制度」の導入や、「広域での教育行政事務の処理に努める」など「小規模市町村の教委の統廃合」などを企図するもので、地方分権に逆行し、地域の実態に応えた学校づくりを否定し、国家の教育介入を一層強めるものとなることは明らかであり、「外部評価制度」の導入や「小規模市町村の教委の統廃合」などには反対です。</p> <p>・また、市町村教委への人事に関する権限の委譲などについて提言するのであれば、むしろ国庫負担制度などの国の財源を確保して、一学級の生徒数の減・教職員定数増などを行うことこそ必要です。さらに、教育の地方分権を実現するならば、教育委員の公選制、教育委員会の公開傍聴など、民主的な教育委員会制度に向けた抜本的な改善を行うよう要請します。</p>	44	男	中学教員
327	<p>【郵送】</p> <p>・「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながります。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではないと思います。</p> <p>・教育委員会については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化を促進すると共に、支援行政としての教育委員会機能の改革をおこなうべきだと思います。</p> <p>・市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減が生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的・地域的な教育条件の格差につながらないかと懸念します。</p>	44	女	公務員(教職員)
328	<p>【郵送】</p> <p>・教育委員会への文科大臣の勧告・指示権をあたえるか否かについては、知事をはじめとする地方団体、さらには中教審の委員からも反対の意見が出されていると報道されています。私も当然のことと考えます。「地方分権」という時の流れにも反しますし、今までも国による地方の教育に対する統制は強いものがありました。これ以上の国の権限強化には反対です。勿論、現在の教育委員会にも教育に対する十分な見識を持たず、その職責を果たしているのか疑問に思われる教育委員が存在するなど多くの弱点を持っていることも事実です。それを正すのは国の力ではなく、父母住民の力ではないかと思えます(国の補助もあっていいが・・・)いずれにしても今回の教育三法の改正は拙速にすぎます。もっと広く多くの人々の意見を集め、国民の協力と理解を得ながらすすめるべきです。教育基本法の改定についても、あれだけ世論が慎重審議を求めていたのに強行しました。同じ誤りを繰り返すべきではありません。教育の事業は全国民の合意と納得によってこそ花開くものです。一部の人々によって左右されるべきものではないことを申し上げます。</p>	73	男	無職

329	<p>【郵送】</p> <p>・教育委員会の責任体制・教育委員会が、学校をより支援出来るように会議の公開化を含めて情報の開示を進めてほしい。・教育委員会・同上・教育における地方分権について・長崎県は、多くの離島がある。市町へ人事権が委譲されると長崎の人事はいったいどうなるのだろうか？教職員志望者の都市集中、財政困難な自治体での教職員数の縮減が爆発的に進むことにならないか。教育は、全国的な水準を保つべきであるが、それが望めなくなるのではないかと、非常に絶望的なことを考えてしまう。・教育における国の責任・国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではない。</p>	48	男	教員
330	<p>【郵送】</p> <p>・「首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会が出来るようにすること。」について。・私立学校は各々の創立者や設立母体の建学精神に基づき、時代に適応しつつも、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めて参りました。その結果、日本社会の中で、その存在意義を認められ、地域社会はいうまでもなく、日本社会にも貢献できる有能な人材の育成に成功しています。とくに、今日のような多様性の時代には、その個性ある教育はより重要度をましています。・首長と教育委員会という二重統制案は、この私学の教育にたいして障害となり、しいては、私学の多様性を否定するものとなりかねません。日本の教育の健全な発展を阻害する原因になることを懸念いたします。以上の理由により、この改定に断固反対致します。</p>	61	女	学校法人海星女子学院理事長
331	<p>【郵送】</p> <p>・「4. 教育における国の責任の果たし方」において冒頭では「地方自治の原則を遵守しつつ」と書きながら、最後の部分で、「文部科学大臣は都道府県教育委員会の教育長の任命について、都道府県教育委員会は市町村教育委員会の教育長の人目について、一定の関与を行うこと」としているのは、地方自治の原則を否定している点、賛成できません。地方自治の原則を尊重するのなら、国や県に関与の余地を残さない公選制(教育委員も教育長も)にすべきです。</p>	73	女	なし
332	<p>【郵送】</p> <p>意見</p> <p>今検討している内容を見る限り、「教育委員会の責任体制の明確化」「委員会体制の強化として、文部科学省からの指導・勧告・指示の強化や任命に関与できるなど、「地方分権」に逆行するように思えてなりません。しかも、「小規模町村教委の統廃合・事務の広域化」を検討しているのは、まさに「地方切り捨て」「教育サービスの低下」を促進しかねません。今必要なのは文科省の権限強化ではなく、義務教育費国庫負担制度の充実・復活をはかるなどして全国どこでも一定の児童生徒定数の確保、教職員定数の引き下げなどをはかることではないでしょうか。そのうえで各地方教育委員会が学校・地域との密接な連携の下で、地域に根ざした学校運営を保障することが求められています。さらに地方における教育行政の自立的・民主的な運営を求めるのであれば、教育委員の公選制、教育委員会の公開制などを積極的におしすすめるべきだと考えます。</p> <p>したがって、現在考えられている地教行法の「改正」は学校現場・地域の実情とはかけ離れた精度の導入であることから反対です。</p>		男	
333	<p>【郵送】</p> <p>地方教育行政法「改正」の方向についての意見</p> <p>現場無視の国家の教育の押し付けをやめて下さい。</p> <p>国家統制教育は、やめなさい。</p> <p>学校教育法、教員免許法、地方教育行政法の改悪案はやめて下さい。</p>	62	女	パート
334	<p>【郵送】</p> <p>教育は、本来地域の共同の営みの中で作られるものです。</p> <p>地方教育行政への国家の介入につながることは絶対反対！</p>	50	女	パート
335	<p>【郵送】</p> <p>憲法に反する地方教育行政法を替えることに反対します。</p> <p>教育というのは子どもの未来を保障することです。</p> <p>これ以上苦しみをあたえるのはやめて下さい。</p>	69	女	
336	<p>【郵送】</p> <p>戦争のない国をつくるために、国は全力を尽くして下さい。</p> <p>地方教育行政法「改正」は、次代を任う子どもたちを人間らしく育てるために、必要なものではないと判断します。</p> <p>よって反対です。</p>	66	女	事務員

337	【郵送】 地方教育行政法の改悪は反対です。 憲法にのっとった教育行政をして下さい。	51	女	地方公務員
338	【郵送】 ・国の教育への介入が今以上に強まるのはとても不安です。	53	女	パート
339	【郵送】 教育は一人一人の子どもの個性や地域の特性を生かし行われるものです。 戦前への回帰につながる地教行法「改正」に反対します。	55	男	中学校教員
340	【郵送】 地方教育行政法「改正」の方向に反対です。 教育は本来地域の共同の営みの中でつくられるものです。 今回の地方行政改正案は、地方の教育委員会の教育長まで、直接文科省が任命する制度を作ろうとするなど、地方行政への国家の介入が露骨です。 文科省は、それだけでなくこれまでやらせ、さくらのタウンミーティングやいじめ問題の数値目標の押し付け、高校未履修問題など、現場無視の国家の教育の押し付けを強行してきました。これ以上の国家統制教育はやめて下さい。	33	女	
341	【郵送】 地方教育行政法の改正に反対します。	45	男	中学校教員
342	【郵送】 地方の教育は、その地域が主体的に決めるべきものです。 改正には反対します。	48	女	公務員
343	【郵送】 教育委員会とは、以下の2つの趣旨でつくられたと考えています。 ①議会から直接支配をうけず、相対的独立をさせる ②教育の仕事を委員として専門におこなう はずのものです。つまり、政治の介入をできるだけへらし、教育を充実させていくものです。 片方で、地方分権といっていることにも反します。地方分権は地方が責任をもつことです。財政の上でも行政の上でも地方の自立を保障して下さい。	58	男	地方公務員
344	【郵送】 地方教育行政法改正反対します。	58	女	公務員
345	「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながります。国が地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではないと思います。			
346	3. 地方教育行政法について 改悪に勿論反対です。 軍国主義を再び目指している国家が、地方の教育委員会の教育長まで、任命では、国民の多くが目指している、平和など守れません。			
347	国が全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため、地方への是正勧告権や是正指示権を持つことは、「地方分権一括法」の理念に反しており、国の管理強化につながると考えられます。国は地方への是正勧告権や是正指示権を持つべきではないと考えます。 教育委員については、公選を含め地方自治体の裁量による選出とし、議会への予算案提出権付与・教育委員会会議の公開化等を推進するとともに、支援行政としての教育委員会機能の改革を行うべきであります。 市町村への人事権委譲については、そのことによって、人材確保の支障や教職員定数の縮減などが生まれ、教育条件の悪化、全国的・県域的な教育条件の格差につながることを考えられるため、慎重に判断すべきであると思います。	44	男	教員

348	<p>前略失礼します。  今般、地教行法の改正と言うことで、私立学校に関しての主管を首長から教育委員会への遺憾を考慮しておられる由伺いました。  現在の首長による私学への指導等につきまして私学側としては、何らの不都合を持っておりません。  私学の特性を認め、その自主性を尊重するといいいながら、一方で、文科大臣の教育委員会への関与を行うとし、その下に私学への関わりを持つとされているのは、どのように考えても、文科大臣による私学への関与を意図しているとは思えません。  もとより、私学も公教育の一端を担っていることは、承知していますが、地方分権の推進を謳いながら、矛盾したことを推進なさろうとするのは、一体、文科省は、どのようなことを考えておられるのかはかりかねます。  日本の教育における私学の存在の意味を無に帰すことを考えておられるとしか申し上げようはございません。  と言うことで、今回の首長と教育委員会による二重管理をはかる案には、断固反対いたします。  草々</p>	59	男	学校法人中学校・高等学校校長
349	<p>群馬県においては、長年にわたり私立学校が建学の精神に基づき各分野において独自性を発揮することにより実績をあげ、県民から一定の評価を勝ち得ていると自負しております。  つきましては、「地教行法の改正の方向について」の「3. 教育における地方分権の推進」の3については「首長の私立学校の特性にかんがみ、その自主性を尊重する立場から、首長の求めに応じ、教育委員会が協力できるようにする。」に改めていただきたい。</p>			私立中学高等学校協会会長